

すべての教員のための

特別支援教育ハンドブック



令和2年3月

香川県教育委員会事務局 特別支援教育課

はじめに

新しい学習指導要領が、小学校では令和2年度、中学校は令和3年度から全面実施、高等学校では令和4年度の入学生から年次進行で実施されます。

今回の学習指導要領では、障害者権利条約批准に向けたこれまでの制度改正に対応し、以下のとおり特別支援教育に関する記述が充実されました。

- ・ 個々の児童生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ継続的に行う。
- ・ 特別支援学級及び通級による指導に関する教育課程編制の基本的な考え方を示す。
- ・ 家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点での児童への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成、活用に努める。また、各教科等の指導に当たって、個々の児童生徒の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成、活用に努める。特に、特別支援学級に在籍する児童生徒や通級による指導を受ける児童生徒については、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を全員作成。
- ・ 各教科等に学習上の困難に応じた指導内容や指導方法の工夫。
- ・ 障害者理解教育、心のバリアフリーのための交流及び共同学習。

小学校・中学校・高等学校学習指導要領の全ての教科等の学習指導要領解説において、学習の課程で考えられる「困難さの状態」に対応する「配慮の意図」と「指導の手立て」の例が示されたことから分かるように、特別支援教育の対象は、通常の学級を含む、全ての教育上特別の支援を必要とする児童等であり、幼児児童生徒の教育的ニーズを踏まえ、「障害による困難がある」と判断された幼児児童生徒に対しては、適切な指導や必要な支援を行う必要があります。

この『特別支援教育ハンドブック』は、平成22年3月に初版を発行、平成27年3月に改訂し、今回は2回目の改訂となりました。

今回の改訂では、前回の改定以降の、高等学校等における通級による指導の制度化、新学習指導要領の公示等を踏まえるとともに、「特別支援学級担任・通級による指導担当者」だけでなく、全ての教員が特別支援教育を行うという視点で見直したものです。

本書が活用され、子どもたちのニーズに応じた教育的支援に役立つよう願っています。

令和2年3月

香川県教育委員会事務局

特別支援教育課長 廣瀬尚子

目次

■ はじめに

1 これからの特別支援教育

(1) 全ての学校・全ての学級で行う	
特別支援教育	1
(2) 多様な学びの場	3
(3) 交流及び共同学習の推進	9
(4) 合理的配慮	12

2 適切な理解と指導のために

(1) 対象となる児童等の理解	
① 視覚障害(弱視)	17
② 聴覚障害(難聴)	18
③ 知的障害	19
④ 肢体不自由	20
⑤ 病弱・身体虚弱	21
⑥ 自閉症・情緒障害	22
(2) 教育課程の編成	
① 基本的な考え方	24
② 教育課程編成の手順	26
③ 自立活動	29
④ 各教科等を合わせた指導	33
⑤ 教科用図書	37
⑥ 通常の学級との交流及び共同学習	39
(3) 特別支援学級担任の1年(例)	41
(4) 特別支援学級関係の調査	44

3 通級指導教室担当者のために

(1) 対象となる児童等の理解と指導の内容	
① 言語障害	45
② 難聴	45
③ LD、ADHD等	46
(2) 教育課程の編成	48
(3) 通級指導教室担当者の1年(例)	51
(4) 通級指導教室に関する調査	52

4 個別の指導計画、個別の教育支援計画

及びサポートファイル「かけはし」の作成と活用	
(1) 個別の教育支援計画	53
(2) 個別の指導計画	56
(3) サポートファイル「かけはし」	60

5 就学相談・就学手続き

(1) 就学相談	63
(2) 就学手続き	68

6 関係機関との連携

(1) 巡回相談	72
(2) 連携訪問	73
(3) 特別支援学校のセンター的機能	74
(4) 各種支援制度	
① 特別支援教育就学奨励費	75
② 障害に関する手帳	75
③ 障害福祉サービスの活用	76

■ 参考資料

資料1 「通級による指導」実施上の手引き	79
資料2 「個別の指導計画」様式例・記入例	105
資料3 サポートファイル「かけはし」 様式・記入の手引き	111
資料4 自立活動の指導目標・指導内容 シート	128
資料5 公立高等学校入学者選抜における 特別措置	130
資料6 一般就労・就労系障害福祉サービス	132

■ 引用・参考文献 133

1 これからの特別支援教育

(1) 全ての学校・全ての学級で行う特別支援教育

平成 19 年 4 月に学校教育法が一部改正され、特殊教育から特別支援教育へと大きな転換がなされました。特別支援教育についての基本的な考え方、留意事項をまとめて示すものとして、平成 19 年 4 月 1 日付け 19 文科初第 125 号「特別支援教育の推進について（通知）」が示されました。この中で、特別支援教育の理念は、次のように定義されています。

特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

また、特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである。

さらに、特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っている。

このように、特別支援教育とは、障害のある幼児児童生徒等（以下、児童等と表記）が自立し、社会参加するために必要な力を培うため、児童等一人一人の教育的ニーズを把握し、その可能性を最大限に伸ばし、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な指導及び必要な支援を行うものです。また、特別支援学校や特別支援学級に在籍する児童等のみならず、障害により教育上特別な支援を必要とする児童等が在籍する全ての保育所、こども園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校の全ての学級において実施されるものです。

特別支援教育は、多様な個人が能力を発揮しつつ、自立して共に社会に参加し、支えあう「共生社会」の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって大変重要な意味を持っています。

我が国が平成 19 年 9 月に署名し、平成 26 年 1 月に批准した障害者の権利に関する条約では、教育の分野においては「インクルーシブ教育システム」の理念について提唱されています。同条約の締結に向けた国内体制整備の一環として平成 24 年 7 月に、中央教育審議会初等中等教育分科会より「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」（報告）が出され、その中で「特別支援教育は、共生社会の形成に向けて、インクルーシブ教育システム構築のために必要不可欠のものである。そのため、以下の①から③までの考え方に基づき、特別支援教育を推進していくことが必要である」と述べられています。

- ①障害のある子どもが、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加することができるよう、医療、保健、福祉、労働等との連携を強化し、社会参加の様々な機能を活用して、十分な教育が受けられるよう、障害のある子どもの教育の充実を図ることが重要である。
- ②障害のある子どもが、地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きることができるよう、地域の同年代の子どもや人々の交流等を通して、地域での生活基盤を形成することが求められている。このため、可能な限り共に学ぶことができるよう配慮することが重要である。
- ③特別支援教育に関連して、障害者理解を推進することにより、周囲の人々が、障害のある人や子どもと共に学び合い生きる中で、公平性を確保しつつ社会の構成員としての基礎を作っていくことが重要である。次代を担う子どもに対し、学校において、これを率先して進めていくことは、インクルーシブな社会の構築につながる。

また、基本的な方向性として、次のように述べられています。

基本的な方向性としては、障害のある子どもと障害のない子どもが、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すべきである。その場合には、それぞれの子どもが、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうか、これが最も本質的な視点であり、そのための環境整備が必要である。

さらに、障害者の権利に関する条約を踏まえた特別支援教育の推進など、障害により教育上特別の支援を必要とする児童等に対する教育支援体制の整備状況の変化を踏まえ、平成 29 年 3 月に文部科学省から、「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン」が示されました。この中で『全ての学校・全ての学級で行う特別支援教育』として次のように述べられています。（※一部抜粋）

各学校において行う特別支援教育の対象は、特別支援学級はもとより、通常の学級を含む、全ての教育上特別の支援を必要とする児童等であり、特別支援教育は、あらゆる障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を指します。法律上は、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとされていますが、これは必ずしも、医師による障害の診断がないと特別支援教育を行えないというのではなく、児童等の教育的ニーズを踏まえ、校内委員会等により「障害による困難がある」と判断された児童等に対しては、適切な指導や必要な支援を行う必要があります。

また、特別支援教育を基盤として、障害の有無にかかわらず、全ての児童等が互いの違いや個性を認め合う学校・学級作り、そして、全ての児童等の成長を促進する基盤的な環境整備が進められることが、ひいては共生する社会の実現につながります。

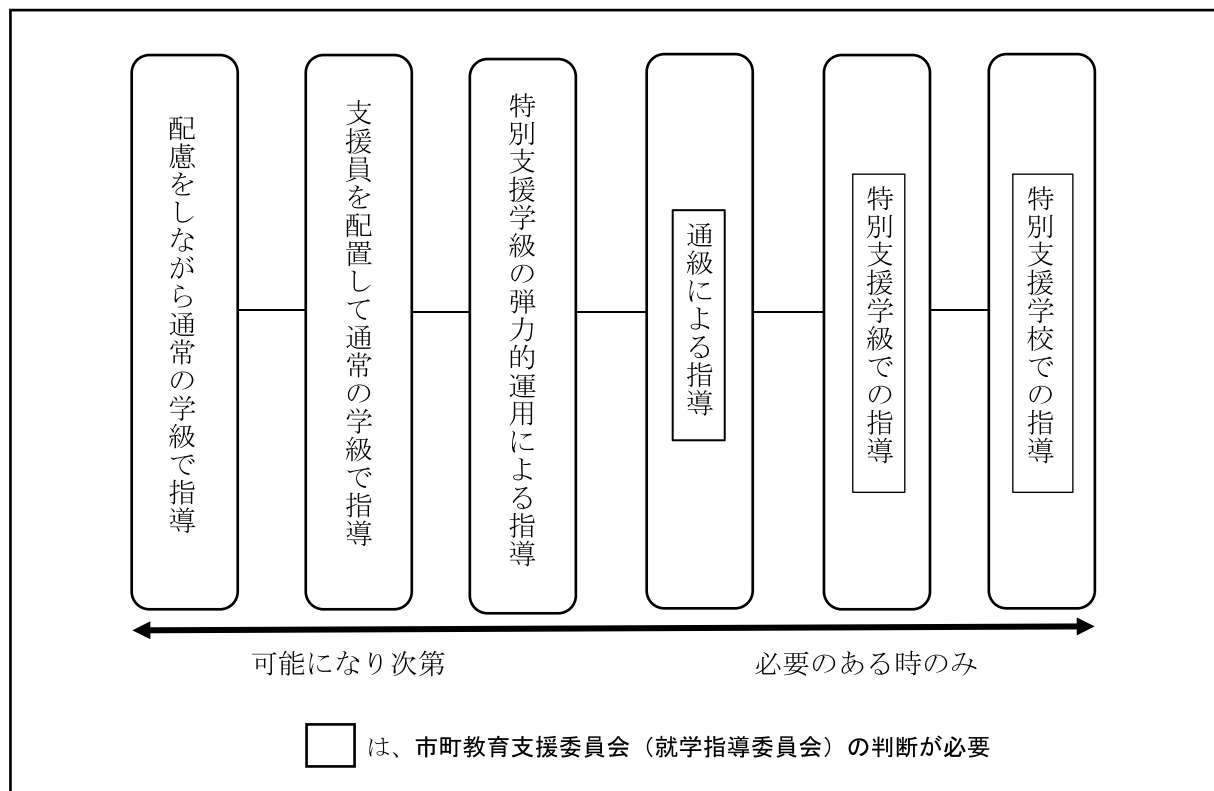
同ガイドラインには、教育上特別の支援を必要とする児童等に対する教育支援体制を構築する際の、設置者、校長等、特別支援教育コーディネーター、通常の学級の担任・教科担任、いわゆる通級による指導の担当者や特別支援学級担任、養護教諭等、役職や担当ごとの具体的な役割も示されています。

障害のある児童等一人一人の教育的ニーズに応じた教育を行うことができるよう『全ての学校・全ての学級で行う特別支援教育』の充実が求められています。

(2) 多様な学びの場

「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」(報告) (中央教育審議会初等中等教育分科会 平成24年7月)においては、共生社会の形成に向けて、次のように述べられています。

インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるための多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。そのために小・中学校においては、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある【多様な学びの場】を用意しておくことが必要である。



【図1】 義務教育段階で考えられる連続した多様な学びの場

特別支援学校、特別支援学級で学ぶ児童等だけでなく、通常の学級に在籍する発達障害を含めた特別な教育的支援が必要な児童等に対しても、校長のリーダーシップの下、「チームとしての学校」の体制を整備しながら、全校的な支援の行われる必要があります。

多様な学びの場として、それぞれの環境の充実を図っていくとともに、それぞれの学びの場の特徴を知っておくことも大切です。

① 通常の学級

通常の学級にも、障害のある児童のみならず、教育上特別の支援を必要とする児童が在籍している可能性があることを前提に、全ての教職員が特別支援教育の目的や意義について十分に理解することが不可欠である。

(「小学校学習指導要領解説(総則編)」より抜粋)

通常の学級にも、障害のある生徒のみならず、教育上特別の支援を必要とする生徒が在籍している可能性があることを前提に、全ての教職員が特別支援教育の目的や意義について十分に理解することが不可欠である。

(「中学校学習指導要領解説(総則編)」より抜粋)

通常の学級においては、教育上特別の支援を必要とする児童等に対して、保護者と協働したり、校内外の様々な人材や組織を活用したりしながら適切な指導や必要な支援をするとともに、温かい学級経営及び分かりやすい授業を心がけます。

特に特別支援教育の視点を取り入れ、個々の児童等の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うことで、通常の学級において「分かる」「できる」授業を工夫することが大切です。その際、保護者と連携して個別の教育支援計画や個別の指導計画(以下、個別の教育支援計画等と表記)を作成し、それに沿った指導を行っていきます。

個に応じた支援は、学級担任や教科担任による配慮、特別支援教育支援員等による支援、特別支援学級の弾力的運用等で工夫していきます。

参照

「特別支援教育の視点を取り入れた授業自己チェックリスト」

◎チェックリストは以下からダウンロードできます。

特別支援教育課HP

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/kenkyoui/tokubetsusien/>

ア 特別支援学級の弾力的運用

<特別支援学級の弾力的運用とは>

通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童等の教育的ニーズに応えるために、特別支援学級の場合や特別支援学級担任の専門性を活用して、指導・支援を行うことです。特別支援学級の担任は、障害のある児童等への指導で培ってきた、障害特性や発達段階に関する専門性を、可能な限り、通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童等への指導・支援に生かすことが望まれます。

一方、特別支援学級の担任は、本来、特別支援学級に在籍する児童等の指導にあたる教員ですから、在籍する児童等への指導に支障がないことを前提にして、可能な範囲での弾力的運用とすることが大切です。特別支援学級の在籍人数や児童等の実態を考慮し、学校長の指導の下、実施の可否や内容を検討します。

<弾力的運用の内容>

- 特別支援学級の担任が通常の学級に在籍する対象児童等の個別指導をする。(取り出し指導)
 - ・特別支援学級の児童等が単独あるいは他の教員の引率により交流及び共同学習に行く場合、特別支援学級担任の担当授業外の時間を利用して、対象児童等の個別指導を行う。
 - ・特別支援学級に教科担当等、他の教員が指導に来る場合、特別支援学級担任が担当授業外の時間を利用して、対象児童等の個別指導を行う。
 - ・特別支援学級の児童等と対象児童等に対し、特別支援学級などの同じ場所・同じ時間帯で、一緒に指導を行う。
- 特別支援学級担任の引率による交流及び共同学習の際に、特別支援学級担任が通常の学級で特別支援学級在籍の児童等の指導に加えて、対象児童等を支援する。

<弾力的運用の留意点>

- 特別支援学級の弾力的運用とは、あくまでも現行制度内での「弾力的運用」です。通常の学級に在籍する児童等は、特別支援学級や通級による指導の対象者のように、特別な教育課程を編成することはできません。
- 取り出しの指導を行う場合は、通常の学級の教育課程に基づきつつ、個に応じた支援や指導を行う必要があります。
- 弾力的運用を行う際には、校内委員会等において、必要性、目的、指導時間及び指導期間、指導内容、配慮事項等を明確にし、それらを保護者に丁寧に説明し、合意を得ながら個別の指導計画に基づいた指導をすることが大切です。

イ 特別支援教育支援員等による支援

<特別支援教育支援員とは>

障害のある児童等に対し、食事、排泄、教室移動の補助等、学校における日常生活の介助を行ったり、学習上のサポートをしたりすることを目的に、市町が配置した職員です。特別支援学級に在籍する児童等や、通常の学級に在籍する発達障害等のある児童等の支援を行います。市町によって、名前や仕事の内容が異なる場合もあります。

特別支援教育支援員は、校内のサポートチームの一員です。効果的な支援のためには、管理職や特別支援教育コーディネーターを中心に「チームとしての学校」の支援体制を整えておくことが不可欠です。また、学級担任の学級経営の方針や、個別の教育支援計画等を基に対象となる児童等の授業や生活における指導の目標等を伝えながら、必要な支援をしてもらいます。

<特別支援教育支援員による支援を行う場合の留意点>

- 特別支援教育支援員は、教員ではありません。たとえ教員免許状保有者であっても、教諭又は講師として配置されている訳ではないので、単独で学級担任や教科担任の授業を引き継いだり、代替として授業そのものを行ったりすることはできません。
- 学級担任や教科担任が、対象となる児童等の具体的な支援方針や内容をあらかじめ伝えて共通理解を図り、対応の在り方を一本化しておくことが重要です。
- 通常の学級の中で、特定の児童等に対して過度の支援をすることは、かえって児童等の成長

や自立の妨げとなる場合があります。通常学級の担任と共通理解を図り、必要な支援を吟味しながら対応してもらうよう心がけましょう。

参照

「特別支援教育支援員を効果的に活用するために」

(平成 25 年 3 月 香川県教育委員会 各学校に配布)

管理職・特別支援教育コーディネーター、担任が留意することや特別支援教育支援員が必要な心構えや障害についての基礎知識を掲載しています。

◎特別支援教育課HPからもダウンロードできます。

特別支援教育課HP

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/kenkyoui/tokubetsusien/>

② 通級による指導

ア 種類

香川県では、3種類の通級指導教室を設置しています。

- 言語障害
- 難聴
- LD・ADHD等

「通級による指導」とは、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒が、各教科等の大部分の指導を通常の学級で受けながら、一部の授業について、障害に応じた特別の指導を「通級指導教室」といった特別の場で受ける指導形態のことで、障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服するため、特別支援学校学習指導要領の「自立活動」に相当する指導を行います（学校教育法施行規則第 140 条及び同施行規則第 141 条）。

通級による指導の実施にあたっては、自分の学校の通級指導教室で指導を受ける「自校通級」、通級指導教室が設置されている学校に児童等が通って指導を受ける「他校通級」、通級指導教室担当教員が他の学校に出向いて指導する「巡回指導」があります。

イ 対象となる児童等

文部科学省通知（17 文科初第 1178 号通知）（25 文科初第 756 号通知）（P67【表 3】を参照）にある障害の程度を満たしていることが前提です。その中で、市町教育委員会で「通級による指導が適当」と判断された児童等が対象となります。

ウ 配慮すべきこと

通級による標準指導時数は、週当たり1単位時間から8単位時間とされていますが、学習障害者と注意欠陥多動性障害者については、月当たり1単位時間から可能となっています。(H5文部省告示第7号)通級による指導の効果が、通常の学級においても生かされるようになることを目指して、通常の学級担任と通級指導担当者が指導目標や内容、児童等の様子や変化について、定期的に情報交換を行い、指導の充実を図ることが重要です。

また、家庭や医療機関、福祉施設等の関係機関と連携し、児童等の教育的ニーズを様々な側面から支援するための個別の教育支援計画の作成や、児童等一人一人について、指導の目標や内容、配慮事項などを明確にするための個別の指導計画の作成が学習指導要領の中で位置付けられており(平成29年3月)、それらに基づき目標を明確化したり、指導・支援内容を共有したりすることが重要です。個別の教育支援計画等やサポートファイル「かけはし」を活用して、進級や進学の際の縦の連携を図ることが大切です。

③ 特別支援学級

ア 種類

香川県では、6種類の障害種別の特別支援学級を設置しています。

- 知的障害
- 肢体不自由
- 病弱・身体虚弱
- 弱視
- 難聴
- 自閉症・情緒障害

特別支援学級は、障害により通常の学級における指導では十分に指導の効果を上げることが困難な児童等のために編制された、少人数の学級です。

イ 対象となる児童等

文部科学省通知(25文科初第756号通知)(P67【表3】を参照)にある障害の程度を満たしていることが前提です。その中で、市町教育委員会で「特別支援学級が適当」と判断された児童等が対象となります。

ウ 配慮すべきこと

特別支援学級は、障害のある児童等の自立のために編制される学級ですから、単に学力補充を行うだけの学級ではありません。

令和4年4月27日付文科初第375号「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について(通知)」において、『特別支援学級に在籍している児童生徒については、原則として週の授業時数の半分以上を目安として特別支援学級において児童生徒の一人一人の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた授業を行うこと(当該児童生徒にとっての教育上の必要性がある場合を除く)』とされており、特別支援学級においては、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導を相当数、系統的かつ継続的に行えるよう学習環境を整えることが大切です。

また、好ましい学級運営のためには、すべての教員が障害について正しい理解と認識を深めたり、「チームとしての学校」の体制整備を進めたりする等が必要です。特に、特定の教科等を通常の学級において学習する交流及び共同学習については、教育課程上の位置付け、個々の目標や評価、支援の仕方等について、交流先の学級担任との協力体制の下、必要な支援体制を整えたいうで、組織的・計画的に進めていく必要があります。

さらに、児童等一人一人について個別の教育支援計画等の作成が学習指導要領の中で位置付けられており(平成 29 年 3 月)、それらに基づき長期的視点に立って学校卒業までの一貫した指導・支援を行います。個別の教育支援計画等や保護者が作成しているサポートファイル「かけはし」を活用して、児童等のこれまでの育ちや支援等について把握するとともに、各関係機関と横の連携を図ったり、進級や進学の際の縦の連携を図ったりすることが必要です。

④ 特別支援学校

ア 種類 香川県には、10 校の特別支援学校があります。

障害種別	学校名	幼稚部	小学部	中学部	高等部
視覚障害	香川県立視覚支援学校	○	○	○	○
聴覚障害	香川県立聴覚支援学校	○	○	○	○
知的障害	香川県立小豆島みんなの支援学校		○	○	
	香川県立香川東部支援学校		○	○	○
	香川県立香川中部支援学校	○	○	○	○
	香川県立香川丸亀支援学校		○	○	○
	香川県立香川西部支援学校		○	○	○
	香川大学教育学部附属特別支援学校		○	○	○
肢体不自由	香川県立高松支援学校		○	○	○
病弱	香川県立善通寺支援学校		○	○	○

特別支援学校では、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行うとともに、障害の特性や学習上の特性等を踏まえ、障害による学習上又は生活上の困難を克服しながら、児童等が自立し社会参加するために必要な知識、技能、態度等を身に付けることを目的とした教育を行っています。

イ 対象となる児童等

学校教育法施行令第 22 条の 3 (P67【表 3】を参照)にある障害の程度を満たしていることが前提です。その中で、市町教育委員会で「特別支援学校への就学が適当」と判断された児童等が対象となります。

ウ 配慮すべきこと

特別支援学校で行っている教育相談や体験入学等に参加し、様々な学習や活動の様子を見学したり相談したりしながら、具体的な教育課程や教育活動について知ることが大切です。(本人・保護者に加え、担任教員の同伴が望ましい)

(3) 交流及び共同学習の推進

① 交流及び共同学習の意義

目指す社会：障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し合える共生社会



- ※ 障害のある人と障害のない人が互いに理解し合うことが不可欠
- ※ 障害のある子どもたちと障害のない子どもたち、地域社会の人たちが、ふれ合い、共に活動する機会を設けることが大切

平成 16 年 6 月に障害者基本法が改正され、第 16 条第 3 項には以下のように規定されています。

国および地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進しなければならない。

平成 29 年 3 月告示の小学校学習指導要領 第 1 章 総則 第 5 の 2 には、次のように明記されています。

- ア 学校がその目的を達成するため、学校や地域の実態等に応じ、教育活動の実施に必要な人的又は物的な体制を家庭や地域の人々の協力を得ながら整えるなど、家庭や地域社会との連携及び協働を深めること。また、高齢者や異年齢の子供など、地域における世代を越えた交流の機会を設けること。
- イ 他の小学校や、幼稚園、認定こども園、保育所、中学校、高等学校、特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすること。

平成 29 年 4 月告示の特別支援学校小学部・中学部学習指導要領 第 1 章 総則 第 6 節 第 2 には、次のように位置付けられています。

- (1) 学校がその目的を達成するため、学校や地域の実態等に応じ、教育活動の実施に必要な人的又は物的な体制を家庭や地域の人々の協力を得ながら整えるなど、家庭や地域社会との連携及び協働を深めること。また、高齢者や異年齢の子供など、地域における世代を越えた交流の機会を設けること。
- (2) 他の特別支援学校や、幼稚園、認定こども園、保育所、小学校、中学校、高等学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のない幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすること。
特に、小学部の児童又は中学部の生徒の経験を広げて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性を育むために、学校の教育活動全体を通じて、小学校の児童又は中学校の生徒などと交流及び共同学習を計画的、組織的に行うとともに、地域の人々などと活動を共にする機会を積極的に設けること。

以上のことから、「交流及び共同学習」は、障害のある児童等の自立と社会参加を促進するとともに、障害のない児童等にとっても、障害のある児童等とその教育に対する正しい理解と認識を深めるための絶好の機会であり、同じ社会に生きる人間として、お互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ場であると言えます。

また、障害のある児童等と障害のない児童等と一緒に参加する「交流及び共同学習」は、相互のふれ合いを通じて豊かな人間性を育むことを目的とする交流の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面があり、この二つの側面は分かちがたいものとして捉え、推進していく必要があります。したがって、「交流及び共同学習」という用語も、このような両方の側面が一体であることを意味しています。

② 交流及び共同学習の形態

ア「学校間交流」

特別支援学校と小・中学校等との学校間で行われます。

イ「居住地校交流」

特別支援学校の児童等が、自分の住んでいる地域の小・中学校等で、教育課程上の位置づけを明確にした上で、小・中学校の遠足等の学校行事に参加したり、一部の教科等の学習を共に受けたりします。

ウ「特別支援学級と通常の学級における交流及び共同学習」

特別支援学級の児童等と通常の学級の児童等との間で日常的に行われます。学校行事、教科学習、特別活動、総合的な学習の時間、その他日常的な活動等さまざまな場での交流及び共同学習が考えられます。

エ「地域の人々との交流及び共同学習」

特別支援学校や特別支援学級と地域の人々との間で行われます。

参照

「交流及び共同学習ガイド」（平成 30 年 文部科学省）

「交流及び共同学習の実践事例」（独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 HP）

「かがわの交流及び共同学習実践事例集 ～ともに学び、ともに生きる～」

（平成 20 年 3 月香川県教育委員会 各学校に配布）

③ 交流及び共同学習の推進に当たって

ア 関係者の共通理解

交流及び共同学習は、両者の成長につながるものです。両者の教育目標にどのように合致しているのかを確認しておくとともに、どのような教育的効果があるのかを明らかにしておくことが大切です。それに伴い活動の意義やねらい、お互いの学級の教育の実際、障害のある児童等への接し方等についての共通理解も図っておきます。

イ 具体的な交流及び共同学習の内容の検討

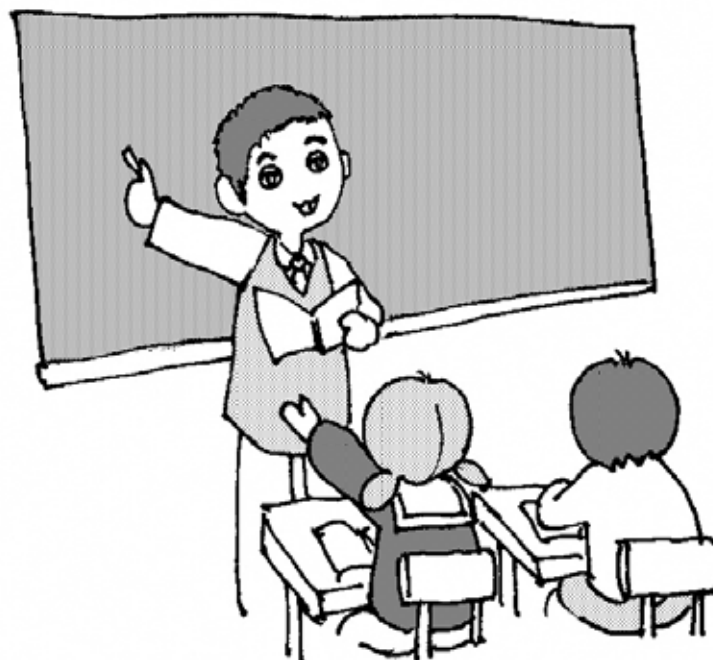
交流及び共同学習の意義を踏まえ、行う場所やねらい、内容などを検討します。その際、保護者の願いや意見を聴いておくことも大切です。双方の児童等にとって効果的な活動になるよう、段階的に進めていきます。

ウ 個別の指導計画の作成

ねらいや学習活動の流れ、具体的な支援のあり方などについては、通常の学級の担任と十分に連携をとりながら、個別の指導計画を作成します。年間の指導計画を作成したりチームティーチング等を実施したりする場合は、その際の役割分担なども検討しておきます。

エ 評価

教育課程上に位置付けているものですから、実施に当たっての目標の設定と評価を適切に行う必要があります。日常の評価が大切であるとともに、年間を通して、また多学年にわたっての変容を評価していく継続的な視点も大切にしなければなりません。



(4) 合理的配慮

① 合理的配慮の背景

平成 19 年度から「特別支援教育」が制度化し、平成 25 年度には、「障害者の権利に関する条約」や国内法を背景に、障害のある児童等が障害を理由に差別されることなく、障害のある者も障害のない者も共に学ぶ仕組み、インクルーシブ教育システムを構築することが求められるようになりました。

以下がインクルーシブ教育システム構築に向けた取組の変遷です。

平成 19 年 9 月 障害者の権利に関する条約 署名

平成 23 年 8 月 障害者基本法改正 差別の禁止を新設

第 4 条 何人も障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

2 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければいけない。

3 国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

平成 24 年 7 月 「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」中央教育審議会初等中等教育分科会

平成 25 年 6 月 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」公布

9 月 学校教育法施行令の一部改正について（通知）*就学先を決定する仕組の改正

平成 26 年 1 月 「障害者の権利に関する条約」を批准

第 2 条 「合理的配慮」とは、障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、または行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ均衡を失した又は過度の過重負担を課さないものをいう。

平成 28 年 4 月 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」施行

第 7 条の 2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

② インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進の方向性

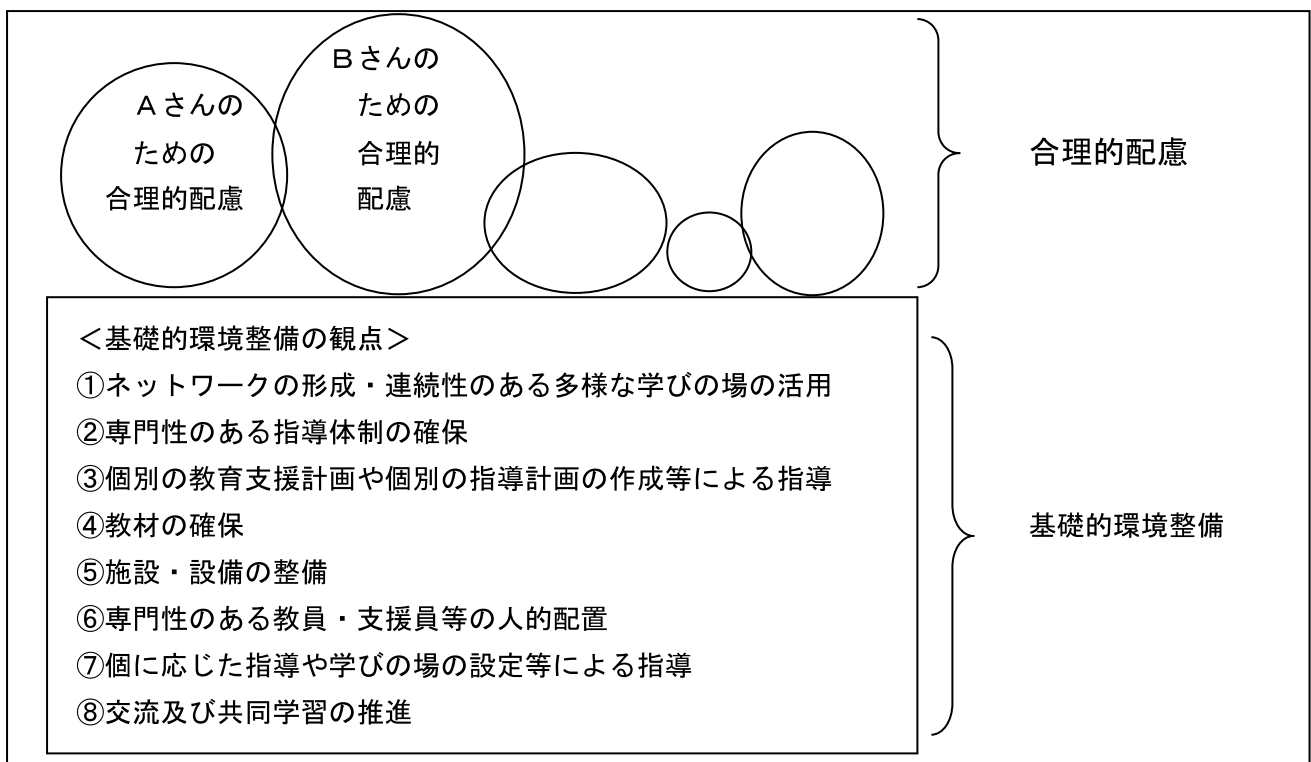
基本的な方向性は、障害のある児童等と障害のない児童等が、共にできる限り同じ場で学ぶことです。その場合であっても、「①授業内容が分かる、②学習活動に参加している実感・達成感をもつ、③充実した時間を過ごす、④生きる力を身につける」は、本質的な視点です。

さらに、インクルーシブ教育システムを構築していくためには、「合理的配慮」と「基礎的環境整備」という2つの視点が必要です。

③ 合理的配慮と基礎的環境整備の関係

合理的配慮の基礎となるものが基礎的環境整備です。基礎的環境整備とは、国や都道府県あるいは市町村が法令をつくったり財政措置をしたりして、障害のある児童等に対する支援に向けた教育環境の整備を行うことです。

それに対して合理的配慮は、個別に必要とされている支援です。



【図2】 合理的配慮と基礎的環境整備の関係

④ 合理的配慮とは

合理的配慮とは、障害のある児童等が障害のない児童等と平等に教育を受けるために、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定されるものであり、学びを保障するために必要な支援です。

合理的配慮を行う前提として、学校教育に求められているものは、次の6つです。

- ①障害のある児童等と障害のない児童等が共に学び共に育つ理念を共有する教育
- ②一人一人の状態を把握し、一人一人の能力の最大限の伸長を図る教育
- ③健康状態の維持・改善を図り、生涯にわたる健康の基本を作る教育
- ④コミュニケーション及び人との関わりを広げる教育
- ⑤自己理解を深め自立し、社会参加することを目指した教育
- ⑥自己肯定感を高めていく教育

「合理的配慮」は、発達段階を考慮しながら、現在必要とされている「合理的配慮」は何か、何を優先して提供するか、「均衡を失した」又は「過度の」負担になっていないかなどについて、学校、本人、保護者で話し合い、可能な限り合意形成を図った上で決定・提供されることが望まれます。さらに、その内容を個別の教育支援計画に明記しておくことや、決定後も発達の程度、適応の状況等を勘案しながら、柔軟に見直しができることを共通理解しておくことが重要です。

移行時には、保護者の了解を得て、個別の教育支援計画等による関係機関も含めた情報の引継ぎを行い、一貫した切れ目ない支援を提供することも必要です。なお、「障害者の権利に関する条約」において、「合理的配慮」の否定は、障害を理由とする差別に含まれるとされていることに留意しなければなりません。

⑤ 合理的配慮の観点

合理的配慮には、いくつかのポイントがあります。観点は大きく次の3つです。

- ①教育内容・方法
- ②支援体制
- ③施設・設備

各観点を細分化すると、次のような観点例が考えられます。

観点①＜教育内容・方法＞

＜①－1 教育内容＞

①－1－1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するため、また、個性や障害の特性に応じて、その持てる力を高めるため、必要な知識、技能、態度、習慣を身に付けられるよう支援する。

①－1－2 学習内容の変更・調整

認知の特性、身体の動き等に応じて、具体の学習活動の内容や量、評価の方法等を工夫する。障害の状態、発達の段階、年齢等を考慮しつつ、卒業後の生活や進路を見据えた学習内容を考慮するとともに、学習過程において人間関係を広げることや自己選択・自己判断の機会を増やすこと等に留意する。

＜①－2 教育方法＞

①－2－1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

障害の状態に応じた情報保障やコミュニケーションの方法について配慮するとともに、教材（ICT及び補助用具を含む）の活用について配慮する。

①-2-2 学習機会や体験の確保

治療のため学習空白が生じることや障害の状態により経験が不足することに対し、学習機会や体験を確保する方法を工夫する。また、感覚と体験を総合的に活用できる学習活動を通じて概念形成を促進する。さらに、入学試験やその他の試験において配慮する。

①-2-3 心理面・健康面の配慮

適切な人間関係を構築するため、集団におけるコミュニケーションについて配慮するとともに、他の幼児児童生徒が障害について理解を深めることができるようにする。学習に見通しが持てるようにしたり、周囲の状況を判断できるようにしたりして心理的不安を取り除く。また、健康状態により、学習内容・方法を柔軟に調整し、障害に起因した不安感や孤独感を解消し自己肯定感を高める。

学習の予定や進め方を分かりやすい方法で知らせておくことや、それを確認できるようにすることで、心理的不安を取り除くとともに、周囲の状況を判断できるようにする。

観点②<支援体制>

②-1 専門性のある指導体制の整備

校長がリーダーシップを発揮し、学校全体として専門性のある指導体制を確保することに努める。そのため、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成するなどにより、学校内外の関係者の共通理解を図るとともに、役割分担を行う。また、学習の場面等を考慮した校内の役割分担を行う。

必要に応じ、適切な人的配置（支援員等）を行うほか、学校内外の教育資源（通級による指導や特別支援学級、特別支援学校のセンター的機能、専門家チームによる助言等）の活用や医療、保健、福祉、労働等関係機関との連携を行う。

②-2 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮

障害のある幼児児童生徒に関して、障害によって日常生活や学習場面において様々な困難が生じることについて周囲の幼児児童生徒の理解啓発を図る。共生の理念を涵養するため、障害のある幼児児童生徒の集団参加の方法について、障害のない幼児児童生徒が考え実践する機会や障害のある幼児児童生徒自身が障害について周囲の人に理解を広げる方法等を考え実践する機会を設定する。また、保護者、地域に対しても理解啓発を図るための活動を行う。

②-3 災害時等の支援体制の整備

災害時等の対応について、障害のある幼児児童生徒の状態を考慮し、危機の予測、避難方法、災害時の人的体制等、災害時体制マニュアルを整備する。また、災害時等における対応が十分にできるように、避難訓練等の取組に当たっては、一人一人の障害の状態等を考慮する。

観点③<施設・設備>

③-1 校内環境のバリアフリー化

障害のある幼児児童生徒が安全かつ円滑に学校生活を送ることができるよう、障害の状態等に応じた環境にするために、スロープや手すり、便所、出入り口、エレベーター等について施設の整備を計画する際に配慮する。また、既存の学校施設のバリアフリー化についても、障害のある幼児児童生徒の在籍状況等を踏まえ、学校施設に関する合理的な整備計画を策定し、計画的にバリアフリー化を推進できるよう配慮する。

③-2 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮

幼児児童生徒一人一人が障害の状態等に応じ、十分に学習に取り組めるよう、必要に応じて様々な教育機器等の導入や施設の整備を行う。また、一人一人の障害の状態、障害の特性、認知特性、体の動き、感覚等に応じて、その持てる能力を最大限活用して自主的、自発的に学習や生活ができるよう、各教室等の施設・設備について、分かりやすさ等に配慮を行うとともに、日照、室温、音の影響等に配慮する。さらに、心のケアを必要とする幼児児童生徒への配慮を行う。

③-3 災害時等への対応にも必要な施設・設備の配慮

災害時等への対応のため、障害の状態等に応じた施設・設備を整備する。

これらの観点は固定的なものではありませんが、各学校等において合理的配慮を決定していく上で参考となるものです。

参照

「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」
(平成24年7月 中央教育審議会初等中等教育分科会)

全ての障害種ごとの具体的な観点一覧が掲載されています。

◎以下からダウンロードできます。

文部科学省HP

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/attach/1321668.htm

➡報告書

➡共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）

参照

インクルーシブ教育システム構築支援データベース(インクルDB)

(独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所ホームページ)

<http://inclusive.nise.go.jp/>

合理的配慮の具体例が掲載されており、事例も随時追加されています。

2 適切な理解と指導のために

(1) 対象となる児童等の理解

① 視覚障害（弱視）

視覚障害とは、視力や視野などの視機能が十分でないために、全く見えなかったり、見えにくかったりする障害を言います。単に、視力が弱いだけでなく、視野が狭かったり、物と物との距離が分かりにくかったりすることもあります。また、明るさや色によって見えにくい、立体感や遠近感がつかみにくい、動くものの認知が難しい、などのケースもあります。

指導・支援に当たっては・・・

○どのような状態が見えにくいかを理解し、一人一人の見え方に適した教材・教具や学習環境を用意する。

- ・ 小さい文字や細かいものを拡大する。
- ・ 拡大読書器や単眼鏡で拡大して見る。
- ・ 全体像が視野に入るように、縮小する。
- ・ 行間や字間を工夫する。
- ・ 境界や輪郭をはっきりさせる。
- ・ 白黒反転させる。
- ・ 見えやすい色を使う。
- ・ 余分な視覚情報を取り除く。

○指示代名詞（「あれ」「それ」「あそこ」「そこ」など）を使わず、具体的に話す。

○資料等はあらかじめゆっくり読んでおけるよう、事前に渡しておく。

○広い場所での活動や初めてのグループ活動では、自己紹介や言葉かけにより、どこにだれがいるのか把握できるようにする。

○「歩行の妨げになるものを床面や頭上に置かない」「机の角や突起物にはカバーをする」など、安全面に留意しながら動線を確認する。

弱視特別支援学級では、一人一人の見え方に適した教材・教具や学習環境を工夫して指導しています。自立活動では、視覚補助具（拡大読書器等）の活用や保有する視覚によってものを認識する力を高める指導、自己の視力や視野に関する理解、危険な場面での対処法などの指導を行います。

盲学校の「見えにくさと学びの相談センター（視覚障害教育支援センター）」では、視覚補助具の紹介、拡大教科書の相談、視機能検査などを行っています。

② 聴覚障害（難聴）

聴覚障害とは、身の回りの音や話し言葉が聞こえにくかったり、ほとんど聞こえなかったりする状態を言います。小さい音が聞こえにくいだけでなく、大きな音が歪んで聞こえることもあります。片方の耳だけが聞こえにくい場合や補聴器をつけている場合もあります。

言葉の聞き間違いや言い間違いがあったり、抽象的な言葉の理解が不十分だったりするので、言葉で指示する時には十分な配慮が必要です。

また、補聴器をつけていればすべて聞こえているわけではありません。いろいろな音を補聴器が拾ってしまうため、話し手の口元を見ながら理解していることもあります。

指導・支援に当たっては・・・

- 全体への話が分かりにくい場合は、繰り返して伝える。
- 話し手の口元が見えるような位置で話す。ゆっくりはっきりした口調で話す。
- 片方の耳が聞こえにくい場合は、聞こえる方向から話しかけたり、座席の配慮をしたりする。
- 伝わりにくい時には、他のことばに言い換えたり、身振り手振りを加えて話したりする。
- 絵や写真、具体物、身振り、文字、図等の視覚的な手がかりを組み合わせ、聴覚からの情報を補いながら指導する。
- 教科指導においても、言葉の理解、定着を意識して指導を行う。
- できるだけ具体的な言葉で指示する。曖昧な表現は避ける。
- 集会などで話し手の口元が見えにくい場合は、あらかじめ内容を書いたプリントを用意したり、その場でメモを渡したりする。また、校内放送での伝達は、板書したりメモを渡したりする。
- 補聴器の正しい使い方や管理の仕方を継続的に指導し、徐々に一人でできることをめざす。

難聴特別支援学級では、音や言葉の聞き取りや聞き分けなど聴覚を活用することに重点を置いた学習をしたり、抽象的なことばの理解を促しながら教科学習をしたりします。また、自己の障害についての理解とともに、必要に応じて、補聴器の装用や音声言語以外のコミュニケーションの方法（筆談、指文字、手話等）の活用に関する指導を行います。

聾学校の「きこえとことばの相談支援センター」では、聴力測定や補聴器に関する相談、ことばや発音に関する相談、教科学習の助言などを行っています。

③ 知的障害

知的障害とは、記憶、推論、判断などの知的機能の発達に明らかな遅れが見られ、社会生活などへの適応が難しい状態をいいます。

抽象的な言葉が理解しにくい、物事を記憶しておくことが苦手などの特徴があります。運動発達にも遅れが見られることが多く、動きがぎこちなかったり、細かい作業が苦手だったりすることもあります。基本的な生活習慣の確立に向けての指導・支援が必要な場合もあります。

また、同じ年齢や同じ学年の児童等に比べて言動や興味・関心が幼く感じる、成功経験の少なさから不安が強くなったり人に頼りがちになったりするなどの場合もあります。

指導・支援に当たっては・・・

- 成功体験が積めるよう、具体的な分かりやすい言葉で話したり、指示を1つずつ伝えたりしながら、「分かった」「できた」という気持ちのもてる指導を心がける。
- 目的や課題が達成しやすいように、スモールステップの指導を心がけ、本人の理解やスピードに合わせて指導したり、課題や活動の量を調整したりする。
- 見通しをもち主体的に活動できるよう、分かりやすいヒントや教材、教具を用意する。
- 学習によって得た知識や技能が実際の生活に応用されるよう、日常生活における具体的な経験を関連付けながら指導を行う。
- 社会的な自立を目指し、身辺自立や社会生活に必要な知識、技能及び態度が身に付くよう、生活に結び付いた実際的で具体的な学習を行う。
- 人の役に立ったり役割を果たしたりしながら、周りから認められる経験が積めるよう、集団での活動やその中での役割を大切にする。
- 年齢や学年にふさわしい言葉遣いや対応を心がける。

知的障害特別支援学級では、小・中学校の教育内容だけでなく、必要に応じて特別支援学校の教育内容等を参考にしながら、小集団の中で、個に応じた生活に役立つ内容を学習します。生活単元学習や作業学習等、各教科等を合わせた指導も取り入れながら、基本的な生活習慣、日常生活に必要な言語や数量、生活技能などの指導や、社会生活、職業生活に必要な知識・技能を身に付ける指導を行います。

香川東部、香川中部、香川丸亀、香川西部の4つの特別支援学校の「学びと育ちの相談センター」では、知的障害のある児童等への指導内容や方法の相談、教材教具についての情報提供、検査器具等の貸し出しなどを行っています。

④ 肢体不自由

肢体不自由とは、身体の動きに関する機能が、病気やけがで損なわれ、歩行や筆記などの日常生活動作が困難な状態を言います。

車いすや装具を使用している場合もあります。動作に制約があるため、日常の生活における経験が偏っていたり、少なかったりする傾向が見られます。周りの人から支援を受ける場面が多くなると、結果として受動的になり、自発性が乏しくなる状況も見られます。

指導・支援に当たっては・・・

- 原因となる疾患は多様であるため、医療機関と連携し、現在の障害の状態だけでなく、これまでの発達に関する情報を把握したり、配慮事項を確認したりする。
- できる機能を使って、できることは自分であるように見守る。また、完全にできないところも、できるところまで自分の力で行うように支援する。
- 移動の障害となるものがないか確認するなど、安全面の配慮をする。
- 安定した姿勢を保持できるよう、机や椅子の位置や高さなどに注意する。
- 主体的に学習に取り組めるよう、本人の状態に応じた教材や教具を工夫する。
- 実物を見たり実際の事象に触れたりするなど、実際的な体験活動を取り入れながら、自ら表現しようとする意欲につなげる。
- 鉛筆を握りやすくするための鉛筆ホルダー等の補助用具を工夫したり、コミュニケーション支援のための機器やコンピューター等の情報機器を補助的手段として積極的に活用したりして、指導の効果を高める。
- 「自分でできた」という体験を増やししながら、自信につなげていく。
- 自立活動の時間を中心に、身体の動きに関する指導を計画的に行う。
- 困ったことがある時に周囲の人へ支援を求める方法を指導する。

肢体不自由特別支援学級では、各教科、道徳、特別活動のほか、自立活動の時間を使って、歩行や筆記など学習活動や日常生活に必要な身体の動きに関する指導なども行います。指導に当たっては、一人一人の障害の状態に応じて適切な教材、教具を用いるとともに、コンピューター等の情報機器を有効に活用して、指導の効果を高めるようにしています。

高松養護学校の「からだと学びの相談センター」では、一人一人に合ったからだづくりや動きづくり、身体ケアの方法やICT機器の活用などについての相談・助言を行っています。

⑤ 病弱・身体虚弱

病弱とは、慢性疾患等のため継続して医療や生活規制を必要とする状態、身体虚弱とは、病気にかかりやすいため継続して生活規制を必要とする状態を言います。

長期にわたる療養や欠席のある場合は、学習空白があったり、活動や運動の制限があったりすることも多く、積極性や自主性が乏しくなることもあります。また、病気についての心配や体調不良等によって、気持ちが不安定になることもあります。

病気や身体の状態により、活動に制限がある場合が多くあります。活動に制限があったり、体調がよくなかったりする場合は、活動の形を変えたり、休憩をとったりするなどの配慮が必要です。

指導・支援に当たっては・・・

- 医療機関と連携を図り、それぞれの病気の配慮事項を確認する。また、校内では、養護教諭と連携を図り、体調の変化を見逃さないよう細心の注意を払う。
- 自分の病気に対する正しい知識や管理していく技能・意欲を育てるような指導をする。
- 学習空白がある場合、指導内容の精選・重点化を図り、以降の学習に支障のないようにする。
- 活動の制限や体調によって難しい活動は、代替りの活動ができるよう準備しておく。
- できることをしっかりしていくよう励ましたり、話をよく聞き不安感を受け止めたりしながら、心理的な安定を図る。
- 経験の偏りが見られる場合が多いため、活動が負担過重にならないように注意しながら、直接的な体験を含んだ学習を取り入れる。
- コンピュータ等の情報機器を積極的に活用し、間接的な経験を含んだ学習も取り入れる。

病弱・身体虚弱特別支援学級は、小・中学校に設置されている学級と病院内に設置されている学級（香川県立中央病院、高松赤十字病院、香川大学医学部附属病院）があります。

小・中学校に設置されている学級では、健康面に配慮しながら、各教科、道徳、特別活動のほか、自立活動の時間を使って、健康の保持や心理的な安定に関する内容等を指導します。

病院内の学級では、入院している児童等を対象に、主に小・中学校の教科の指導等を行います。退院後は前籍校に戻ることを考え、前籍校と連携を図りながら学習を進めます。また、学習空白や身体面・心理面に配慮した指導を行います。

善通寺養護学校の「こころとからだの相談センター」では、心や体に不安のある子どもへの対応、病気の特徴に応じた支援方法や支援体制、自立活動の内容や方法についての相談・助言を行っています。

⑥ 自閉症・情緒障害

自閉症とは、3歳ぐらいまでに現れ、【他人との社会的関係の形成の困難さ】【言葉の発達の遅れ】【興味や関心の狭さ、特定のものへのこだわり】を特徴とする行動の障害です。

「自閉スペクトラム症」「アスペルガー症候群」「広汎性発達障害」などの診断を受けていることもあります。

知的な遅れを伴う場合と伴わない場合がありますが、知的な能力に関係なく、集団生活の中で対人関係や社会性に困難さが見られます。また、感覚の過敏さや鈍感さ等が目立つ場合もあります。

指導・支援に当たっては・・・

- 刺激となるものを整理したり、場の構造化を図ったりして、教室の環境を整える。
 - ・教室の前面や側面の掲示をできるだけ減らす。
 - ・戸棚や本棚など気になりやすい物が置いてある場所にカーテンをつける。
 - ・片付けの場所や片付け方を、決めたり表示したりする。

- 指示は一つずつ具体的に出す。また、言葉の指示だけでなく、黒板に書いたり具体物を使ったりなど、視覚的な情報を合わせて伝える。

- 始まりと終わりを示したり、1日の流れ、活動の流れ、作業の手順表等を提示したりして、見通しをもって活動に取り組めるよう工夫する。

- 予定変更は、視覚的・具体的等分かりやすい方法で早目に伝える。

- ルール(社会性)や約束は、具体的で分かりやすい目標を立て、守れたらシールでその都度賞賛する等、個に応じた方法で一つ一つ学んでいけるようにする。

- 言葉を字義どおりに理解すること等が原因でトラブルになった場合は、言葉のもつ様々な意味を分かりやすく伝えながら、言葉の意味を学んだり使い方の習熟を図ったりする。

- 不適切な言い方の見られた場合、気持ちを共感的に受け止めながら適切な言い方を教えたり練習したりする。

- パニックになった場合は、安全を確保して、落ち着くのを待つ。落ち着いたら、「何が伝わったか、嫌だったか」を聞きながら状況を整理し、適切な対応の仕方等を一緒に考え、次に生かせるようにする。

情緒障害とは、情緒の現れ方が偏っていたり、その現れ方が激しかったりする状態を自分の意志ではコントロールできないことが継続し、学校生活や社会生活への適応が困難となる状態を言います。主として心因性の選択性かん黙（場面かん黙）や心理的理由による不登校などがあります。

指導・支援に当たっては・・・

- 「不安な時には助けてもらえる」という安心感のもてるような関係づくりをする。
- 心理的にリラックスできる場所や活動を設定する。
- できることや頑張ったことをしっかり賞賛し、自信のもてるような支援を心がける。
- 好きなことや得意なことを手がかりに、自ら取り組めることが見つけられるようにする。
- 選択性かん黙の場合
 - ・話すことを強制せず、別のコミュニケーション手段も工夫する。
 - ・話さなくても取り組めるような課題や場面を設定し、安心して学習に取り組める雰囲気を作る。
 - ・保護者と連携しながら、社会的な能力全般についての指導を大切にする。
 - ・話し始めても、驚いたり大げさにほめたりしない。
- 不登校の場合
 - ・学習空白がある場合は、指導内容の精選や重点化を図りながら学習補充を行い、基礎的・基本的な学力を身に付ける。
 - ・家庭と連携し、生活リズムの安定を図る。
 - ・登校することだけを目的とせず、社会的なスキルの獲得に視点を置きながら指導し、自分の進路について主体的に考えていけるように支援する。
 - ・医療機関、スクールカウンセラー、教育支援センター（適応指導教室）等と連携し、多方面から支援の方策を考える。

自閉症・情緒障害特別支援学級では、基本的には通常の学級と同じ教育課程で学習しています（知的障害を伴う自閉症等の児童等を除く）。それらに加え、自立活動等の時間を通じて、言葉の理解やその使い方についての指導、場に応じた適切な行動などができるようになるための指導、安心できる雰囲気の中で情緒の安定を図る指導などを行います。また、対人関係の形成や生活に必要なルール、集団参加に関することについても指導します。

児童等にどのような困難さがあるかを考えて、各特別支援学校の相談センターを活用することができます。主として、知的障害の特別支援学校の「学びと育ちの相談センター」、善通寺養護学校の「こころとからだの相談センター」では、児童等のこだわりへの対応、集団生活への適応に向けての指導内容や方法などの相談・助言を行っています。

(2) 教育課程の編成

① 基本的な考え方

教育課程とは、学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を児童等の心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画です。すなわち、教育基本法や学校教育法をはじめとする教育課程に関する法令に従い、各教科(外国語を含む)、道徳、総合的な学習の時間、特別活動及び小学校における外国語活動について、それらの目標やねらいを実現するよう、学年に応じた教育の内容を授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画が教育課程となります。

特別支援学級も小・中学校の学級の一つであり、学校教育法に定める小・中学校の目的及び目標を達成しなければなりません。同時に、学校教育法第81条第2項の規定による知的障害者、肢体不自由者、身体虚弱者、弱視者、難聴者、その他障害のある者で特別支援学級において教育を行うことが適当なものである児童等を対象とする学級でもあります。

そこで、対象となる児童等の障害の種類や程度等によっては、障害のない児童等に対する教育課程をそのまま適用することが必ずしも適当でない場合があることから、学校教育法施行規則第138条では、「小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程における特別支援学級に係る教育課程については、特に必要がある場合は、第50条第1項、第51条、第52条、第52条の3、第72条、第73条、第74条、第74条の3、第76条、第79条の5及び第107条の規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。」と規定されています。

特別の教育課程とは

(小学校・中学校学習指導要領 第1章 総則 第4の2の(1)のイ より)

(ア) 障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動を取り入れること。

(イ) 児童生徒の障害の程度や学級の実態等を考慮の上、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替えたり、各教科を、知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、実態に応じた教育課程を編成すること。

(参考) 特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第1章の第8節「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」

○特別支援学校(知的障害)の各教科に替える。

小学部・・・生活、国語、算数、音楽、図画工作、体育

外国語活動(※3学年以上に必要に応じて設けることができる)

中学部・・・国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、職業・家庭

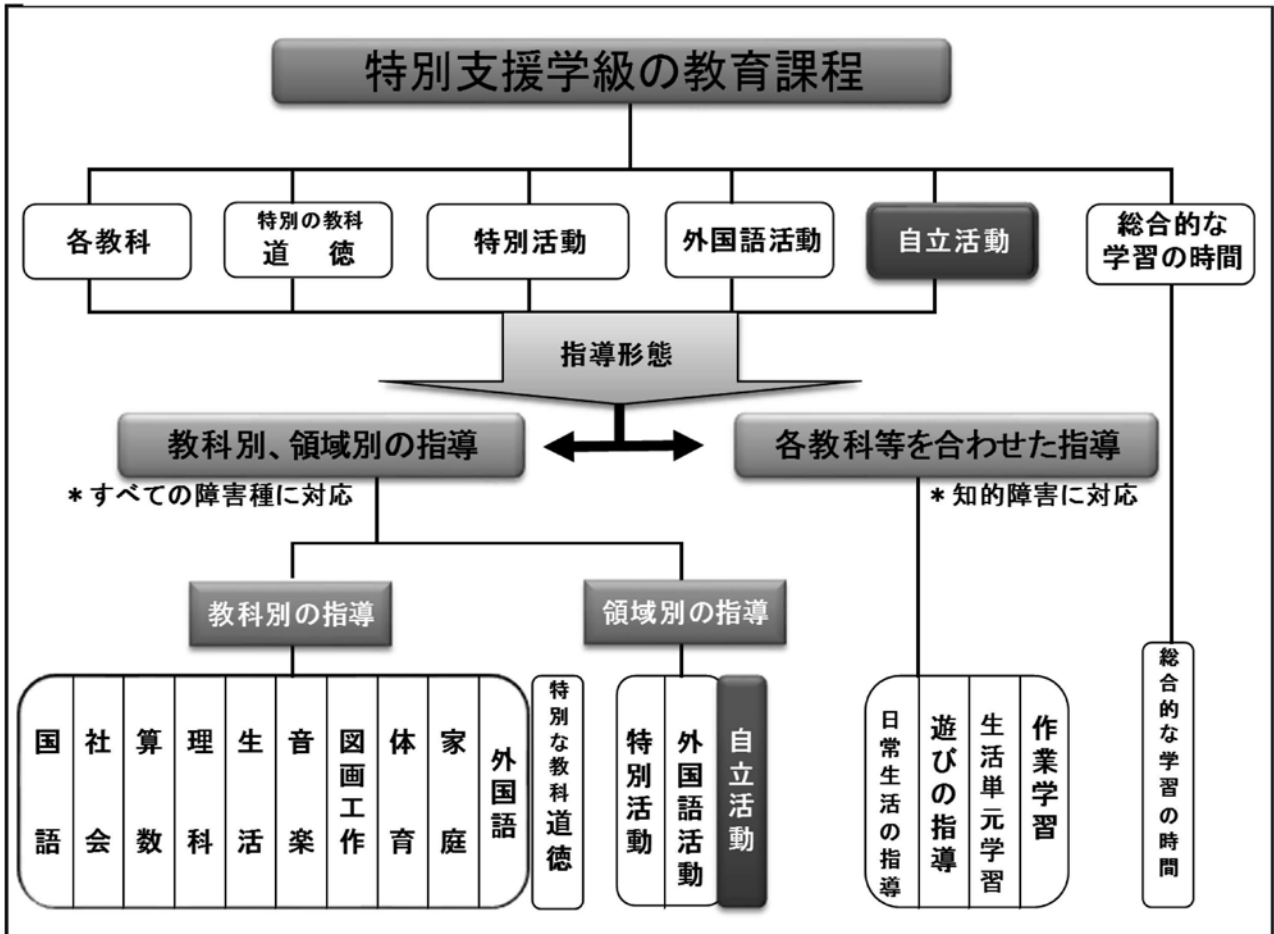
外国語(※生徒や学校の実態を考慮し、必要に応じて設けることができる)

○各教科等を合わせた指導を行う。

日常生活の指導、遊びの指導、生活単元学習、作業学習

○各教科や外国語活動の目標及び内容の全部又は総合的な学習の時間に替えて、主として自立活動の指導を行うこともできる。

これらの特別の教育課程に関する規定を適用する場合においても、特別支援学級は、小・中学校の学級の一つであり、通常の学級と同様、学校教育法に定める目標及び教育目標を達成するために、各教科、道徳科、外国語活動及び特別活動の内容に関する事項は、特に示す場合を除き、いずれの学校においても取り扱うことが前提となります。その上で、なぜ、この規定を適用するのか、保護者等に対する説明責任を果たしたり指導の継続性・確実性を担保したりするために、その理由を明らかにしながら教育課程の編成を工夫・評価・改善することが大切です。



【図3】特別支援学級の教育課程及び指導形態の例（小学校の場合）

特別支援学級は、単に国語や算数等の教科を個別に指導するためだけの学級ではありません。特別支援学級の教育課程を編成するには、児童生徒一人一人の学習上又は生活上の困難が異なることに十分留意し、将来の自立に向けて個々の児童等の障害の状態等に応じた教育目標を設定し、それを達成するために最も適切な教育課程を編成し、効果的な指導の形態を考えることが大切です。

② 教育課程編成の手順

1 実態把握

- 一人一人の障害の状態や特性、発達段階や能力等を十分に把握します。
- 学習面の把握だけでなく、身辺処理等の生活の様子、コミュニケーション能力や対人関係、興味・関心、運動能力等幅広い観点で実態を把握し、児童等の多様な姿が見えるように整理します。

- ・ 障害の状態（行動の特性、健康の状態、医学的診断 等）
- ・ 発達や経験の程度（生育歴、発達の程度や特性、発達検査、訓練 等）
- ・ 興味・関心（学習の状況、学習への興味・関心、遊び、習い事 等）
- ・ 家庭、地域での生活の様子
- ・ 将来の希望（義務教育終了後の希望 将来の夢 等）

- ★ 個別の教育支援計画等やサポートファイル「かけはし」から、これまでの実態や目標、支援内容・方法、関係機関との連携の様子等の情報を得ることができます。
- 必要な合理的配慮の内容について検討します。

2 教育目標の設定

- 学校の教育目標に沿って設定します。
- 教師の指導観や保護者の意向を反映し、児童等が意識できる具体的な目標を設定します。
- 学習面だけでなく、「日常的な生活に必要な身辺処理」「集団生活への参加と社会生活の理解」「経済生活及び職業生活への適応」といった観点も必要です。
- 児童等の将来の姿を見通した長期的な目標や、それを踏まえた短期的な目標を設定します。

3 教育内容の組織化

- 一人一人の教育目標を達成するために、どのような教育内容が必要かを明らかにします。

- ・ 学年相当の学習が可能だと考えられる教科と困難だと考えられる教科は何か。
- ・ 交流及び共同学習での学習が適切だと考えられる教科は何か。
- ・ 下学年の内容での学習が望ましいと考えられる内容は何か。
- ・ 自立活動で指導する内容は何か。

≪知的障害のある場合又は重複障害のある場合≫は、以下の観点も加わります。

- ・ 各教科等を合わせた指導を行う方が、指導の効果が上がると考えられるか。
- ・ 特別支援学校（知的障害）の教科に替える方が適切な教科はあるか。

○小・中学校に設置される特別支援学級の教育内容については、原則的には「小学校学習指導要領」又は「中学校学習指導要領」に基づいて選択・組織します。

○特別の教育課程を編成する場合は、「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領」及び「特別支援学校学習指導要領解説 総則編（幼稚部・小学部・中学部）」「特別支援学校学習指導要領解説 各教科等編（小学部・中学部）」を参考にします。

★ 自立活動は、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした指導領域ですから、児童等の障害の状態や発達の段階を的確に把握して、適切な指導計画の下、学校での教育活動全体を通して行うよう配慮する必要があります。個別の指導計画の作成に当たっては、「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編（幼稚部・小学部・中学部）」第4章を参考にします。

★ 総合的な学習の時間は、各教科等を合わせた指導に含むことはできません。知的障害または重複障害のある児童等の教育課程において、生活単元学習や作業学習を行う場合、それとは別に総合的な学習の時間を設定する必要があることに留意してください。

★ 同学年の児童等であっても、障害の程度や状態に大きな差があれば、一人一人に合った教育課程を編成することになります。そのため、同学年でも、教科や授業時数、指導目標や内容が異なることもあります。（特別支援学級在籍児童生徒の総授業時数は、当該学年の総時間と同じ時間数必要です。）

4 授業時数の配当

○各教科等の授業時数は、小学校又は中学校に準じます。

○学校教育法施行規則第51条別表第1及び第73条別表第2に示されている各教科等の授業時数をふまえ、地域や学校及び児童等の実態を考慮して、児童等の負担過重にならないよう、各教科等の授業時数を配当します。

○自立活動や各教科等を合わせた指導（日常生活の指導、遊びの指導、生活単元学習、作業学習）の授業時数については、保護者と十分な共通理解を図ることが大切です。

★ 特別支援学級の授業時数についての留意点（4文科初第375号通知を受けて）

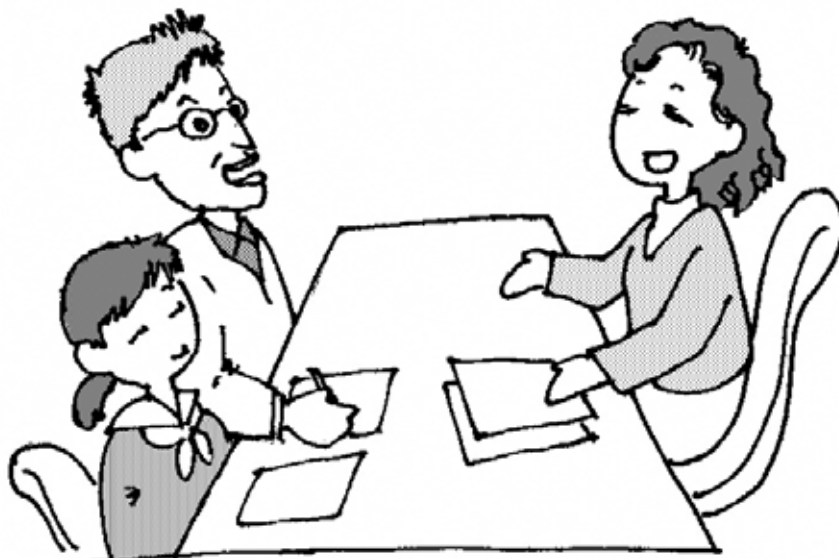
- ・特別支援学級に在籍している児童生徒については、原則として週の授業時数の半分以上を目安として特別支援学級において児童生徒の一人一人の教育的ニーズに応じた授業を行うこと（当該児童生徒にとっての教育上の必要性がある場合を除く）。通常の学級以外での特別な指導の時間を相当数確保する必要がないと考えられる場合には、通常の学級における指導と通級による指導を組み合わせた指導等への移行を検討すること。
- ・交流及び共同学習は、必要な支援体制を整えたうえで、組織的・計画的に行うこと。

5 時間割の作成

- 時間割の作成に当たっては、だれがどの場で指導・支援することが、児童等の教育にとって最も適切であるかを検討し、管理職や教務などと相談しながら校内の協力体制を確立していく必要があります。
- 交流及び共同学習において、担任による引率が難しい場合は、管理職や教務などと相談しながら他の教員による引率を検討する必要がある場合もあります。
- 中学校の特別支援学級において、知的障害のない生徒に対して各教科の指導に当たる者は、当該教科の免許状を有する必要があることに十分留意してください。

6 年間指導計画の作成

- 授業の配当時間をもとに、児童等の実態に合わせて年間指導計画（単元一覧表や単元計画）を作成し、指導のねらいを明確にしたり、指導内容の焦点化を図ったりすることが大切です。
- 年間指導計画、単元一覧表、単元計画等に基づき、一人一人について、指導の目標や内容、配慮事項などを示した個別の指導計画を作成します。個別の指導計画については、第4章を参照してください。



③ 自立活動

ア 自立活動の目標

個々の児童又は生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。
(特別支援学校小学部・中学部学習指導要領)

イ 自立活動の内容

自立活動の内容は、人間としての基本的な行動を遂行するために必要な要素と、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な要素で構成されており、6区分27項目に分類・整理されています。

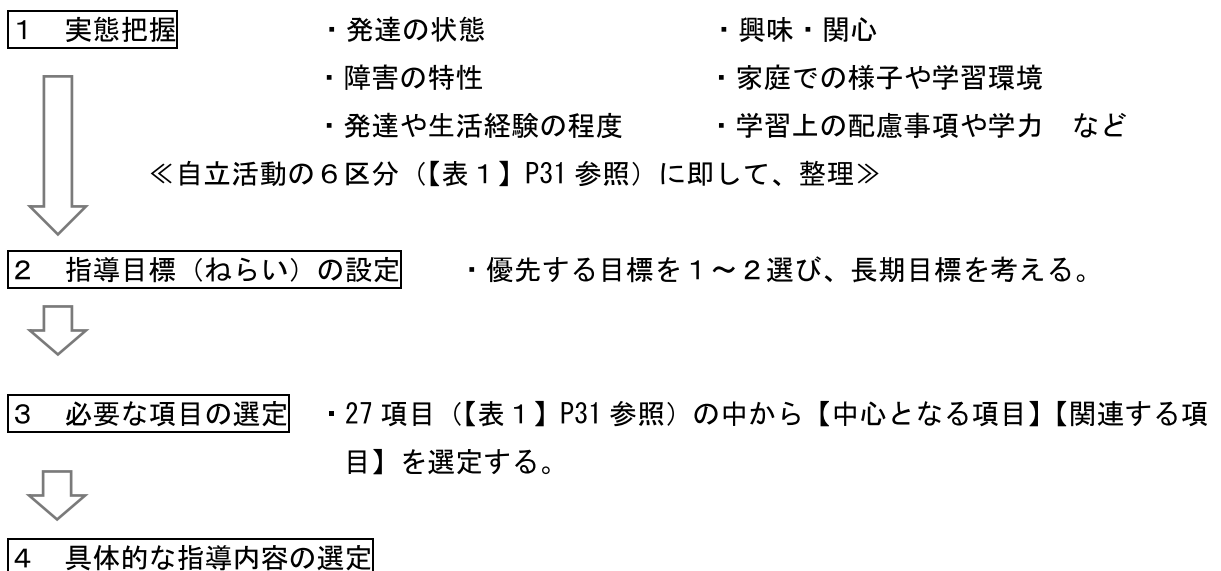
学習指導要領等に示されている自立活動の「内容」は、各教科等のようにそのすべてを取り扱うものではなく、一人一人の児童等の実態に応じて、必要な項目を選定して取り扱うものです。したがって、個々の児童等の具体的な「指導内容」は、学習指導要領等に示されている「内容」から必要な項目を選定し、それらを相互に関連付けて設定します。

ウ 自立活動の指導

自立活動は、各教科等の指導をはじめ、学校生活全体において自立活動の指導を密接に関連づけながら行っていくことを基本とし、必要に応じて授業時間を特設して行う「自立活動の時間における指導」を取り入れます。このことから、自立活動は障害のある児童等の教育において、教育課程上重要な位置を占めているといえます。

なお、「自立活動の時間における指導」の授業時数は、児童等の障害の状態に応じて適切に定めるとされています。各教科等をはじめ、学校生活全般において自立活動の指導を密接に関連づける必要があることから、時間を特設して指導する、しないに関わらず、個々の児童等の実態を的確に把握し、個別に指導の目標や具体的な内容を個別の指導計画の中に位置付けて指導することが必要です。

指導内容、指導目標の設定に当たっては、基本的に次のような手順で行います。



★配慮事項

①主体的に取り組む指導内容

- ・ 解決可能で取り組みやすい
- ・ 興味、関心
- ・ 目標を自覚し、意欲的に取り組んだことが成功に結び付いたことを実感

②改善・克服の意欲を喚起する指導内容

③遅れている側面を補う指導内容

- ・ 個々の発達の進んでいる側面にも着目

④自ら環境を整える指導内容

- ・ 明かりや室内環境の調整、補助具の準備等身の周りの環境を自分で整える力
- ・ 周囲の人に必要に応じて支援を求めるなど、環境を整えていく力

5 教材の選定

○具体的な単元へ

- ・ 興味、関心
- ・ 好きなもの
- ・ 得意なこと
- ・ 夢中なこと
- ・ 最近学習したこと
- ・ 家庭で取り組んでいること
- ・ 習い事

などを上手に活用して選定

6 評価

○実際の指導を目標に照らして

- ・ どのように行われたか
- ・ どのように変容しているか
- ・ どのような点でつまづいたか
- ・ 改善のためにどのように指導するか

○教師の指導に対する評価でもある

- ・ 指導内容・方法の改善

参照

○自立活動指導目標・指導内容設定シート【資料4】(P128)

特別支援教育課HPからダウンロードできます。

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/kenkyoui/tokubetsusien/>

○特別支援学校学習指導要領解説 自立活動編(文部科学省 平成30年3月)

◎自立活動の具体的な目標や内容についての相談は、特別支援学校教員による連携訪問を活用することができます。

(P73 連携訪問を参照)

【表1】自立活動の内容

区分	項目	意味すること
1 健康の保持 生命を維持し、日常生活を行うために必要な健康状態の維持・改善を身体的な側面を中心として図る観点から	(1) 生活のリズムや生活習慣の形成	体温の調節、覚醒と睡眠など健康状態の維持・改善に必要な生活のリズムを身に付けること、食事や排泄などの生活習慣の形成、衣服の調節、室温の調節や換気、感染予防のための清潔の保持など健康な生活環境の形成を図ること
	(2) 病気の状態の理解と生活管理	自分の病気の状態を理解し、その改善を図り、病気の進行の防止に必要な生活様式についての理解を深め、それに基づく生活の自己管理ができるようにすること
	(3) 身体各部の状態の理解と養護	病気や事故等による神経、筋、骨、皮膚等の身体各部の状態を理解し、その部位を適切に保護したり、症状の進行を防止したりできるようにすること
	(4) 障害の特性の理解と生活環境の調整	自己の障害にどのような特性があるのか理解し、それらが及ぼす学習上又は生活上の困難についての理解を深め、その状況に応じて、自己の行動や感情を調整したり、他者に対して主体的に働きかけたりして、より学習や生活をしやすい環境にしていこう
	(5) 健康状態の維持・改善	障害のため、運動量が少なくなったり、体力が低下したりすることを防ぐために、日常生活における適切な健康の自己管理ができるようにすること
2 心理的な安定 自分の気持ちや情緒をコントロールして変化する状況に適切に対応するとともに、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服する意欲の向上を図り、自己のよさに気付く観点から	(1) 情緒の安定	情緒の安定を図ることが困難な幼児児童生徒が、安定した情緒の下で生活できるようにすること
	(2) 状況の理解と変化への対応	場所や場面の状況を理解して心理的抵抗を軽減したり、変化する状況を理解して適切に対応したりするなど、行動の仕方を身に付けること
	(3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲	自分の障害の状態を理解したり、受容したりして、主体的に障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服しようとする意欲の向上を図ること
3 人間関係の形成 自他の理解を深め、対人関係を円滑にし、集団参加の基盤を培う観点から	(1) 他者とのかかわりの基礎	人に対する基本的な信頼感を持ち、他者からの働き掛けを受け止め、それに応ずることができるようにすること
	(2) 他者の意図や感情の理解	他者の意図や感情を理解し、場に応じた適切な行動をとることができるようにすること
	(3) 自己の理解と行動の調整	自分の得意なことや不得意なこと、自分の行動の特徴などを理解し、集団の中で状況に応じた行動ができるようになること
	(4) 集団への参加の基礎	集団の雰囲気に合わせて、集団に参加するための手順やきまりを理解したりして、遊びや集団活動などに積極的に参加できるようにすること
4 環境の把握 感覚を有効に活用し、空間や時間などの概念を手掛かりとして、周囲の状況を把握したり、環境と自己との関係を理解したりして、的確に判断し、行動できるようにする観点から	(1) 保有する感覚の活用	保有する視覚、聴覚、触覚、嗅覚、固有覚、前庭覚などの感覚を十分に活用できるようにすること
	(2) 感覚や認知の特性についての理解と対応	障害のある幼児児童生徒一人一人の感覚や認知の特性を踏まえ、自分に入ってくる情報を適切に処理できるようにするとともに、特に自己の感覚の過敏さや認知の偏りなどの特性について理解し、適切に対応できるようにすること
	(3) 感覚の補助及び代行手段の活用	保有する感覚を用いて状況を把握しやすくするよう各種の補助機器を活用できるようにしたり、他の感覚や機器での代行的にできるようにしたりすること
	(4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況の把握と状況に応じた行動	いろいろな感覚器官やその補助及び代行手段を総合的に活用して、情報を収集したり、環境の状況を把握したりして、的確な判断や行動ができるようにすること
	(5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成	ものの機能や属性、形、色、音が変化する様子、空間・時間等の概念の形成を図ることによって、それを認知や行動の手掛かりとして活用できるようにすること
5 身体の動き 日常生活や作業に必要な基本動作を習得し、生活の中で適切な身体の動きができるようにする観点から	(1) 姿勢と運動・動作の基本的技能	日常生活に必要な動作の基本となる姿勢保持や上肢・下肢の運動・動作の改善及び習得、関節の拘縮や変形の予防、筋力の維持・強化を図ることなどの基本的技能に関すること
	(2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用	姿勢の保持や各種の運動・動作が困難な場合、様々な補助用具等の補助的手段を活用してこれらができるようにすること
	(3) 日常生活に必要な基本動作	食事、排泄、衣服の着脱、洗面、入浴などの身辺処理及び書字、描画等の学習のための動作などの基本動作を身に付けることができるようにすること
	(4) 身体の移動能力	自力での身体移動や歩行、歩行器や車いすによる移動など、日常生活に必要な移動能力の向上を図ること
	(5) 作業に必要な動作と円滑な遂行	作業に必要な基本動作を習得し、その巧緻性や持続性の向上を図るとともに、作業を円滑に遂行する能力を高めること
6 コミュニケーション 場や相手に応じて、コミュニケーションを円滑に行うことができるようにする観点から	(1) コミュニケーションの基礎的能力	幼児児童生徒の障害の種類や程度、興味・関心等に応じて、表情や身振り、各種の機器などを用いて意思のやりとりが行えるようにするなど、コミュニケーションに必要な基礎的な能力を身に付けること
	(2) 言語の受容と表出	話し言葉や各種の文字・記号等を用いて、相手の意図を受け止めたり、自分の考えを伝えたりするなど、言語を受容し表出することができるようにすること
	(3) 言語の形成と活用	コミュニケーションを通して、事物や現象、自己の行動等に対応した言語の概念の形成を図り、体系的な言語を身に付けることができるようにすること
	(4) コミュニケーション手段の選択と活用	話し言葉や各種の文字・記号、機器等のコミュニケーション手段を適切に選択・活用し、他者とのコミュニケーションが円滑にできるようにすること
	(5) 状況に応じたコミュニケーション	コミュニケーションを円滑に行うためには、伝えようとする側と受け取る側との人間関係や、そのときの状況を的確に把握することが重要であることから、場や相手の状況に応じて、主体的にコミュニケーションを展開できるようにすること

「特別支援学校学習指導要領解説 自立活動編（幼稚部・小学部・中学部・高等部）」より作成

【表2】自立活動の内容に示された具体的指導内容例（特別支援学校学習指導要領解説 自立活動編）

区分	項目	視覚障害	聴覚障害	知的障害	肢体不自由	病弱	重度重複	言語障害	自閉症 情緒障害	LD	ADHD	他の項目との 関連例
1 健康の 保持	(1)生活のリズムや生活習慣の形成	○					○		○		○	重度重複 自閉症
	(2)病気の状態の理解と生活管理					○		○				てんかん
	(3)身体各部の状態の理解と養護	○	○		○	○						筋ジストロフィー
	(4)障害の特性の理解と生活環境の調整							○	○	○	○	視覚障害 聴覚障害
	(5)健康状態の維持・改善			○		○	○		○			心臓疾患
2 心理的 な安定	(1)情緒の安定					○	○		○	○	○	心身症
	(2)状況の理解と変化への対応	○							○			視覚障害 自閉症
	(3)障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲				○	○				○		聴覚障害 吃音 知的障害 LD
3 人間 関係の 形成	(1)他者とのかかわりの基礎						○		○			視覚障害
	(2)他者の意図や感情の理解	○							○			聴覚障害 白血病
	(3)自己の理解と行動の調整			○	○						○	自閉症
	(4)集団への参加の基礎	○	○							○		ADHD
4 環境の 把握	(1)保有する感覚の活用	○	○		○		○					重度重複
	(2)感覚や認知の特性についての理解と対応	○							○	○	○	脳性まひ
	(3)感覚の補助及び代行手段の活用	○	○						○			弱視
	(4)感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動	○	○	○						○		聴覚障害 肢体不自由
	(5)認知や行動の手掛かりとなる概念の形成	○		○	○				○	○	○	聴覚障害 肢体不自由
5 身体 の動き	(1)姿勢と運動・動作の基本的技能	○		○	○	○						ADHD
	(2)姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用	○			○							重度重複
	(3)日常生活に必要な基本動作				○		○					知的障害 LD
	(4)身体の移動能力	○			○	○	○					肢体不自由
	(5)作業に必要な動作と円滑な遂行				○						○	自閉症 知的障害
6 コミュ ニケー ション	(1)コミュニケーションの基礎的能力		○	○			○	○	○			知的障害 自閉症
	(2)言語の受容と表出		○		○			○				自閉症 ADHD
	(3)言語の形成と活用	○	○				○	○		○		言語発達遅れ
	(4)コミュニケーション手段の選択と活用	○	○	○	○	○			○	○		聴覚障害
	(5)状況に応じたコミュニケーション	○							○	○		選択性かん黙 入院 自閉症

④ 各教科等を合わせた指導

各教科等を合わせた指導とは、各教科、道徳科、特別活動、自立活動及び小学部においては外国語活動の一部又は全部を合わせて指導を行うことを言います。各教科等を合わせて指導を行う際には、各教科等で育成を目指す資質・能力を明確にし、それらを効果的に実施していくことができるよう、カリキュラムマネジメントの視点に基づき計画(Plan)－実施(Do)－評価(Check)－改善(Action)していくことが必要です。学校教育法施行規則第130条第2項では、「特別支援学校の小学部、中学部又は高等部においては、知的障害者である児童若しくは生徒又は複数の障害を併せ有する児童若しくは生徒を教育する場合において特に必要があるときは、各教科、道徳、特別活動、及び自立活動の全部又は一部について、合わせて指導を行うことができる。」と定めています。

知的障害のある児童等や複数の障害を併せ有する児童等を指導する場合には、各教科等の内容や目標を教科別に指導するよりも、生活経験や体験を通して指導することで教育効果が上がる場合があります。まとまりのある一つの活動体験の中で、興味・関心、満足感や成就感を大切にしながら、国語や算数、体育や図画工作などの教科等の内容を合わせて学習するのが「各教科等を合わせた指導」で、「日常生活の指導」「遊びの指導」「生活単元学習」「作業学習」があります。

なお、総合的な学習の時間は、これらと関連を図りながらも別に時間を設けて指導しなければなりません。

ア 日常生活の指導

日常生活の指導は、児童等の日常生活が充実し、高まるように日常の諸活動を必要に応じて適切に指導するものです。

日常生活の指導は、特別支援学校(知的障害)小学部の生活科の内容だけでなく、広範囲に、各教科等の内容が扱われます。例えば、衣服の着脱、洗面、手洗い、排泄、食事、清潔など基本的な生活習慣の内容や、あいさつ、言葉遣い、礼儀作法、時間を守ること、きまりを守ることなどの日常生活や社会生活において必要となる基本的な内容です。

日常生活の指導の指導計画作成に当たって、考慮すること

- (ア) 日常生活や学習の自然な流れに沿い、その活動を実際的で必然性のある状況下で取り組むことにより生活や学習の文脈に即した学習ができるようにすること。
- (イ) 毎日反復して行い、望ましい生活習慣の形成を図るものであり、繰り返しながら取り組むことにより習慣化していく指導の段階を経て、発展的な内容を取り扱うようにすること。
- (ウ) できつつあることや意欲的な面を考慮し、適切な支援を行うとともに、生活上の目標を達成していくために、学習状況等に応じて課題を細分化して段階的な指導ができるものであること。
- (エ) 指導場面や集団の大きさなど、活動の特徴を踏まえ、個々の実態に即した効果的な指導ができるよう計画されていること。
- (オ) 学校と家庭とが連携を図り、児童生徒が学校で取り組んでいること、また家庭等でこれまで取り組んできたことなどの双方向で学習状況等を共有し、指導の充実を図るようにすること。

「特別支援学校学習指導要領解説 各教科等編(小学部・中学部)」より抜粋

イ 遊びの指導

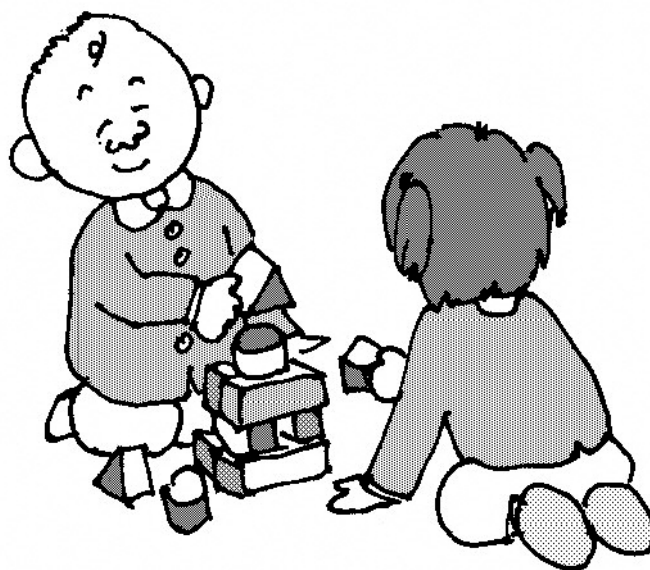
遊びの指導は、遊びを学習活動の中心に据えて取り組み、身体活動を活発にし、仲間との関わりを促し、意欲的な活動を育み、心身の発達を促していくものです。

遊びの指導では、特別支援学校（知的障害）小学部の生活科の内容をはじめ、体育など各教科等に関わる広範囲の内容が扱われ、学びの場や遊具等が限定されることなく、児童等が比較的自由に取り組むものから、期間や時間設定、題材や集団構成などに一定の条件を設定し活動するといった比較的制約性が高い遊びまで連続的に設定されます。

遊びの指導の指導計画作成に当たって、考慮すること

- (ア) 児童の意欲的な活動を育めるようにすること。その際、児童が、主体的に遊ぼうとする環境を設定すること。
- (イ) 教師と児童、児童同士の関わりを促すことができるよう、場の設定、教師の対応、遊具等を工夫し、計画的に実施すること。
- (ウ) 身体活動が活発に展開できる遊びや室内での遊びなど児童の興味や関心に合わせて適切に環境を設定すること。
- (エ) 遊びをできる限り制限することなく、児童の健康面や衛生面に配慮しつつ、安全に遊べる場や遊具を設定すること。
- (オ) 自ら遊びに取り組むことが難しい児童には、遊びを促したり、遊びに誘ったりして、いろいろな遊びが体験できるよう配慮し、遊びの楽しさを味わえるようにしていくこと。

「特別支援学校学習指導要領解説 各教科等編（小学部・中学部）」より抜粋



ウ 生活単元学習

生活単元学習は、児童等が生活上の目標を達成したり、課題を解決したりするために、一連の活動を組織的・体系的に経験することによって、自立や社会参加のために必要な事柄を実際的・総合的に学習するものです。

生活単元学習では、広範囲に各教科等の内容が扱われます。生活単元学習の指導では、児童等の学習活動は、実際の生活上の目標や課題に沿って指導目標や指導内容を組織されることが大切です。

生活単元学習の指導計画作成に当たって、考慮すること

- (ア) 単元は、実際の生活から発展し、児童生徒の知的障害の状態等や興味・関心を踏まえたものであり、個人差の大きい集団にも適合するものであること。
- (イ) 単元は、必要な知識・技能の習得とともに、思考力、判断力、表現力等や学びに向かう力、人間性等の育成を図るものであり、生活上の望ましい態度や習慣が形成され、身に付けた指導内容が現在や将来の生活に生かされるようにすること。
- (ウ) 単元は、児童生徒が指導目標への意識や期待をもち、見通しをもって、単元の活動に意欲的に取り組めるものであり、目標意識や課題意識、課題の解決への意欲等を育む活動をも含んだものであること。
- (エ) 単元は、一人一人の児童生徒が力を発揮し、主体的に取り組むとともに、学習活動の中で様々な役割を担い、集団全体で単元の活動に協働して取り組めるものであること。
- (オ) 単元は、各単元における児童生徒の指導目標を達成するための課題の解決に必要なかつ十分な活動で組織され、その一連の単元の活動は、児童生徒の自然な生活としてのまとまりのあるものであること。
- (カ) 単元は、各教科等に係る見方・考え方を生かしたり、働かせたりすることのできる内容を含む活動で組織され、児童生徒がいろいろな単元を通して、多種多様な意義のある経験ができるように計画されていること。

「特別支援学校学習指導要領解説 各教科等編（小学部・中学部）」より抜粋

エ 作業学習

作業学習は、作業活動を学習活動の中心にしながら、児童等の働く意欲を培い、将来の職業生活や社会的な自立に必要な事柄を総合的に学習するものです。

作業学習の指導は、特別支援学校（知的障害）中学部の教科である職業・家庭科の内容を中心として、各教科等の広範囲の内容が扱われます。作業学習で取り扱われる作業活動の種類は、農耕、園芸、紙工、木工、縫製、織物、金工、窯業、セメント加工、印刷、調理、食品加工、クリーニングなどのほか、事務、販売、清掃、接客なども含み多種多様です。なお、小学校の段階では、特別支援学校（知的障害）小学部の教科である生活科の目標及び内容を中心として作業学習を行うことも考えられますが、児童等の生活年齢や発達の段階等を踏まえれば、作業そのものよりも学習に意欲的に取り組むことや、集団への参加が円滑にできるようにしていくことなど態度面についての指導が重要です。また生活単元学習の中でも、道具の準備や片付け、必要な道具の使い方など、作業学習につながる基礎的な内容を含みながら単元を構成するようにします。

作業学習の指導に当たって、考慮すること

- (ア) 児童生徒にとって教育的価値の高い作業活動等を含み、それらの活動に取り組む意義や価値に触れ、喜びや完成の成就感が味わえること。
- (イ) 地域性に立脚した特色をもつとともに、社会の変化やニーズ等にも対応した持続性や教育的価値のある作業種を選定すること。
- (ウ) 個々の児童生徒の実態に応じた教育的ニーズを分析した上で、段階的な指導ができるものであること。
- (エ) 知的障害の状態等が多様な児童生徒が、相互の役割等を意識しながら協働して取り組める作業活動を含んでいること。
- (オ) 作業内容や作業場所が安全で衛生的、健康的であり、作業量や作業の形態、実習時間及び期間などに適切な配慮がなされていること。
- (カ) 作業製品等の利用価値が高く、生産から消費への流れと社会的貢献などが理解されやすいものであること。

「特別支援学校学習指導要領解説 各教科等編（小学部・中学部）」より抜粋

参照

- 特別支援学校学習指導要領解説 各教科等編（小学部・中学部）
第4章・知的障害である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科
第2節3（3）各教科等を合わせて指導を行う場合
【各教科等を合わせた指導の特徴と留意点】

⑤ 教科用図書

すべての児童等は、各教科の主たる教材として、教科書を用いて学習する必要があります。小学校・中学校においては、民間の発行者によって著作・編集され、文部科学省の検定を経た教科用図書（以下「検定済教科書」という。）が多く使用されていますが、特別支援学校及び特別支援学級においては、児童等の障害に応じて、検定済教科書以外に次のような図書を用いて学習を進めることができます。

- ・文部科学省が著作の名義を有する教科用図書（以下「著作教科書」という。）
- ・一般図書（絵本等の市販されている図書や当該学年より下学年の検定済教科書等）
- ・教科用特定教科書（視覚障害のある児童等の学習に用いられる図書）

なお、これらの図書を教科書として用いる場合にも、検定済教科書と同様に、全て無償で児童等に給与されます。

ア 特別支援学級で利用できる教科書について

（ア）著作教科書

特別支援学校用教科書（小・中学部）として、文部科学省が著作の名義を有する図書があります。利用できる教科書は、一覧表にまとめられ、文部科学省より教科書目録として、毎年送付されます。特別支援学校用の教科書を大別すると、視覚障害者用の点字教科書、聴覚障害者用の言語指導の教科書、知的障害者用の国語、算数(数学)、音楽の教科書があげられます。

視覚障害者用の点字教科書は種目ごとに1種類ずつあります。この教科書は、検定済教科書を点訳したものであり、分量が多く、本体部分と資料部分が何冊もに分けて供給されます。

聴覚障害者用の教科書は、言語指導用として、発音等の学習がしっかりできるように文章表記され、メモをとることや、電話の対応など聴覚障害者が身に付けておきたい内容が精選されたものとなっています。

知的障害者用の教科書は、☆印が付いており、☆の数が増えるにつれ、小学部低学年用、中学年用、高学年用、中学部用として、少しずつ難易度が高くなるように設定されています。各教科等を合わせた指導でも活用できるよう、社会の変化に対応した、親しみやすい題材が、他教科の内容と関連を図りながら、取り上げられています。また、適切なページ・題材を状況に応じて使えるよう短い題材が比較的多く用いられ、児童等が興味・関心を示しやすいような明るい色調のさし絵や写真も用いられていることも特徴の一つです。

（イ）一般図書

検定済教科書や著作教科書が適用できにくい児童等のために、絵本等の市販されている図書を教科書として活用することができます。これらの図書は一般図書と呼ばれ、学校教育法附則第9条に規定されています。

県教育委員会では、一般図書の中から教科書として適した図書を選ぶことができるよう、調査研究を重ね、「特別支援学校及び小学校・中学校の特別支援学級において使用する教科用図書のうち一般図書（絵本等）の選定に必要な資料」を作成し、毎年各市町教育委員会と学

校に配布しています。この資料には、350点以上の市販の図書について、使用の目安となる教科、書名や発行者、著者、適用できる発達年齢、本の特徴や内容等が記載されています。

選ばれている本は、音を聞いたり操作したりしながら学べるような仕掛けや絵本、豊富な写真や絵が掲載された図鑑類、ドリル学習ができるワークブック、生活力が身に付くような実用書に至るまで多種に及びます。

この資料に掲載された図書は、香川中部養護学校と香川丸亀養護学校に実際に展示されており、教科書見本として必要に応じて閲覧することができます。

また、当該学年の検定済教科書を使用することが難しい場合には、下学年の検定済教科書を教科書として使用することができます。この場合、選定する教科書は、手続き上、絵本等と同様に一般図書として扱われます。

(ウ) 教科用特定図書

視覚障害のある児童等の学習のために、検定済教科書等を、文字・図形が見やすいように拡大して複製した図書（教科用拡大図書、以下「拡大教科書」という。）、点訳して複製した図書（教科用点字図書）があり、教科用特定図書と呼ばれています。

平成20年に教科書バリアフリー法（「障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律」）が制定され、これらの教科書を必要とする全ての児童等に教科用特定教科書が普及するような措置が講じられています。この法律に基づき、平成24年度には、小・中学校教科書全点について「拡大教科書」の発行が実現しました。

拡大教科書等を使用するためには、視覚障害の程度に応じて文字の大きさ（ポイント数）を決定する必要があり、事前に県立盲学校で、検査や見え方についての評価を行います。

拡大教科書は、通常の学級に在籍する弱視の児童等や文字の見え方に困難さがある学習障害などの児童等に対しても無償で給与されます。ただし、検定済教科書と重複しては給与されませんので、ご注意ください。

(参考) 学習者用デジタル教科書

紙の教科書の内容を文部科学大臣の定めるところにより記録した電磁的記録である教材。学習者用デジタル教科書の導入により、以下のような効果が期待されます。

- 視覚障害のある児童生徒による、拡大機能や音声読み上げ機能の活用
- 発達障害のある児童生徒による、音声読み上げ機能や、文字の大きさ、背景色、テキストの色、行間・文字間隔の変更機能の活用 等

なお、デジタル教科書は無償給与の対象にはなりません。また、教科用図書に代えてデジタル教科書を使用する場合には、採択された教科用図書と同一内容のデジタル教科書を使用する必要があります。

* 学校教育法等の一部を改正する法律の公布について（通知）より（平成30年6月25日）

教科書を選ぶ際の留意事項

★次年度、特別支援学級で、著作教科書、一般図書、教科用特定図書を使用する場合も、検定済教科書と同じ手続きが必要です。学校の教科書担当に手続きの期限を確認し、教科書目録や選定資料、見本本等を参考にしながら、使用する児童等の障害の状況に応じて、どの図書を使用することがよいのかを十分に検討し、決定しましょう。

★拡大教科書の使用には、事前の見え方の評価が必要であることや図書が注文生産になる可能性があることから、早目に対応することが必要です。

○1教科につき、1教科書の採択です。

○一般図書は、毎年違った図書を採択することができますが、検定済教科書や著作教科書と重複して採択、使用することはできません。

○一般図書の採択冊数には、使用する学年や教科によって一定の制限があります。

○知的障害者用の著作教科書を選定する場合、次の点に留意してください。

- ・小学部用（☆～☆☆☆）は、1冊を1学年以上に渡って使用することとし、それぞれ「☆」を使用後に「☆☆」、「☆☆」を使用後に「☆☆☆」を使用することとなっています。使用開始学年は指定されていません。
- ・中学部用（☆☆☆☆及び☆☆☆☆☆）は、中学第1学年から第3学年の間に、生徒の障害の程度に応じた教育課程に適合するように使用することとされており、使用開始学年及び使用学年は指定されていません。
- ・中学校で小学部用（☆～☆☆☆）は使用できますが（一般図書として使用）、小学校で中学部用（☆☆☆☆及び☆☆☆☆☆）は使用できません。

○該当学年より下学年の検定済教科書を一般図書として使用する際には、各採択地区（各市町）が採択している発行者の教科書を使用する必要があります。

* 中学部用（☆☆☆☆☆）については、令和3年度より使用の予定です。

⑥ 通常の学級との交流及び共同学習

特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習は、教科学習、特別活動、総合的な学習の時間、学校行事、その他日常的な活動等さまざまな場で行われています。

通常の学級との交流及び共同学習を行うことは、特別支援学級の児童等が単に通常の学級の授業や活動に参加するということではありません。各教科等での交流及び共同学習を行うにあたっては、児童等の実態を十分考慮しながら各教科等の目標が交流及び共同学習によって十分達成されるかどうかを検討し、児童等の実態に沿った目標を設定しながら、目標達成のために様々な工夫をすることが必要です。

また、一斉学習に参加する機会を生かして、交流学級担任と連携を図りながら集団での学習規律が身に付けられるように指導していくことも大変重要です。

ア 交流及び共同学習の実施にあたって

(ア) 児童等の実態の相互理解

特別支援学級の児童等の障害の状態、発達段階、特性を踏まえた指導上の配慮点、保護者の願いや意見などについて、特別支援学級担任と通常の学級担任が相互に共通理解しておくことが大切です。

また、これまでの指導の経緯や今後の指導目標を共有するために、個別の教育支援計画等やサポートファイル「かけはし」を積極的に活用します。

(イ) 目標の焦点化

交流及び共同学習は、教育課程上に位置付けて実施されます。どのように交流及び共同学習を行うのかを明確にし、児童等一人一人の目標を焦点化します。

(ウ) 効果的な学習や活動のための工夫

<教科等の交流において>

- 特別支援学級の児童等の障害の状態に応じて、交流及び共同学習を行う教科や学習内容を選択します。教科を選択する以外にも、ある教科の一部の単元の学習を選択するなど、柔軟性をもって実施します。
- 個に応じた教材・教具の準備、活動の工夫を行い、特別支援学級の児童等が主体的に取り組める学習環境を設定します。
- 集団での学習において指導すべき学習規律や学習の仕方について、目標を明確にしながらかのための準備(事前指導等)をしておきます。
- 特別支援学級の児童等の障害の状態に合った活動が展開されているか、特別支援学級及び通常の学級の児童等、それぞれに過度の負担となっていないか等について、常に把握に努めます。

<日常の活動や学校行事において>

- 清掃や給食、ホームルームなどの活動では、役割分担を明確にして、学級の一員として行動できるよう配慮します。
- 座席、ロッカー、靴箱等の場所や名簿等にも十分な配慮が必要です。何よりも学級の一員として参加したり受け入れたりする姿勢を大切にします。
- 学校行事等では、少しの支援でできる無理のない活動内容を工夫するなど、主体的に参加できるよう配慮します。

(エ) 評価

指導の目標に対する評価を適切に行う必要があります。日常の評価を大切にしながら、学期ごとの評価を通して、個別の指導計画の継続や変更を検討します。また、年間を通して、もしくは多学年にわたっての変容を評価していくことも念頭におきます。

(3) 特別支援学級担任の1年(例)

特別支援学級担任の年間スケジュールは、市町あるいは学校によって異なります。以下に示した年間予定はあくまで例示ですが、大まかな見通しをもって計画的に取り組んでいきます。

	児童等の指導に関すること	学校事務、指導・支援計画 等	次年度への動き	調査等 (県関係)
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教室環境の整備 ・ 通学路、通学方法の確認 ・ 始業式や入学式での配慮事項の確認 ・ 交流及び共同学習の打ち合わせ ・ 教科書、ワークブック、ドリル等の確認 等 ・ 家庭訪問 <p>【確認事項】個別の指導計画、個別の教育支援計画、サポートファイルかけはしのへの記入、内容確認等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諸帳簿の作成 (指導要録・出席簿・保健関係) ・ 教育課程の編成(事前調査で提出したものの確認) ・ 年間指導計画の作成 ・ 学級経営案作成 ・ 時間割作成 ・ 学級だより作成 ・ 個別の教育支援計画の作成・更新 ・ 個別の指導計画の作成 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 連携訪問 申込み
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 試験(テスト)での配慮事項検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学級だより作成 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別支援学級調査
6月		<ul style="list-style-type: none"> ・ 学級だより作成 ・ 通知表の様式等の検討 ・ 特別支援教育就学奨励費の手続き 		
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 夏休みの課題検討、作成 ・ 懇談会 <p>【確認事項】個別の指導計画の評価と2学期の目標等 次年度の就学について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学級だより作成 ・ 通知表の作成 ・ 個別の指導計画の評価と見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次年度使用教科書の検討 	
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教室環境等の見直し 			
9月		<ul style="list-style-type: none"> ・ 学級だより作成 		

10月		・学級だより作成	・次年度の教育課程計画と保護者への説明 ・次年度の入級確認	
11月		・学級だより作成	・就学时健康診断	・次年度特別支援学級事前調査
12月	・冬休みの課題検討、作成 ・懇談会 【確認事項】個別の指導計画の評価と3学期の目標等	・学級だより作成 ・個別の指導計画の評価と見直し ・通知表の作成		
1月		・学級だより作成		
2月	・卒業式への参加の仕方検討	・学級だより作成 ・通知表の作成		
3月	・卒業式への配慮 ・1年間の作品等の整理 ・春休みの課題検討、作成	・学級だより作成 ・指導要録の作成 ・個別の指導計画評価 ・個別の教育支援計画、サポートファイルかけはし評価	・引継ぎ資料作成	

Point 1

就学相談の流れを知っておきましょう。

市町によって、市町教育支援委員会（就学指導委員会）の回数や時期が異なります。それぞれの市町の就学相談の流れを知っておくことが大切です。計画的に就学に関わる相談や検査を行っていきましょう。

Point 2

第1学期始業式までに確認しておきましょう。

★確認しておくべき内容

- ・児童等の実態把握（指導要録、個別の指導計画、個別の教育支援計画、引継ぎ資料等から）
- ・健康面の配慮
- ・通学路や通学方法（通学方法、保護者の送迎の有無、登校班等について）
- ・登校後の動き（靴箱から教室に移動するまでの配慮の有無、交流学級との関わり方等について）

第1学期始業式は、新しい出会いの日です。新しく担任になった場合はもちろん、引き続き担任になった場合も、新しいスタートの日となります。教室や靴箱の位置が変わったり、交流学級が変わったり、クラス替えがあったりするなど、新しい環境に戸惑う場合も想定されます。

登校後、安心して学校生活を送ることができるように、児童等の状態に合った一日の動きを想定し、準備していきましょう。

Point 3

校内の先生方に周知し、理解と協力をお願いしましょう。

★周知しておくといよい内容

- ・ 気になる行動の意味や、指導・支援のあり方
- ・ 児童等の障害特性と支援の際の留意点
 - 「効果的な言葉かけ」と「してはいけない対応」
 - 緊急時やパニック時の連絡方法や対応の仕方
- ・ 学校行事等への参加の仕方についての基本的な方向性

★積極的な情報発信

- ・ 積極的な授業公開（現職教育での研究授業、校内参観週間の設定）
- ・ 学級だよりや掲示板の活用
- ・ 職員会や生徒指導委員会、校内支援委員会等での児童等についての情報提供

年度初めだけでなく、学期ごとの節目や大きな行事の前に、積極的に児童等の姿を伝えましょう。また、特別支援学級での学習や取組を積極的に発信し、支援の必要な児童等を学校全体で支える意識づくりや体制づくりをしていきましょう。

Point 4

新1年生が入学する時は、入学式での支援を考えましょう。

入学式は、新しい場所、新しい先生、新しい友達との出会いの場です。障害のある児童等の場合、新しい場所や見通しのつかない行事への不安感が強く、入学式に落ち着いて参加しにくいことがあります。少しでも、場に慣れたり、見通しをもったりできるよう、入学式前日に来校してもらい、式場を見たり、簡単なリハーサルをしたりするとよいでしょう。

また、入学式までに保護者や保育所・幼稚園の担任と連絡を取り合いながら、配慮することや万一落ち着かなくなった時の対応について話し合っておきましょう。全職員にも周知し、話し合った内容を共通理解しておくとともに、役割分担を決めておきましょう。

(4) 特別支援学級関係の調査

県では、県内の特別支援学級の実態を把握するとともに、特別支援学級での指導がより充実したものになるよう、年間2回の調査を実施しています。

① 特別支援学級調査（5月）

主な調査内容

- 特別支援学級担任等の状況（担当時数や教科、特別支援学級経験年数等）
- 在籍する児童等一人一人の実態（校区外通学、教科書の配慮、障害の状態等）
- 在籍する児童等一人一人の年間授業時数（教育課程）
- 個別の指導計画、個別の教育支援計画、サポートファイル「かけはし」の作成状況
- 通常の学級に在籍し、特別な支援を必要とする児童等の実態
(特別支援学級等の弾力的運用を含む)
- 昨年度卒業者の進路状況

* 在籍する児童等の年間授業時数は、前年度11月の特別支援学級事前調査において保護者の了承を得ている教育課程が基本となります。時間割作成において、極端な変更が発生しないようにしてください。

② 特別支援学級の事前調査（11月）

主な調査内容

- 次年度の特別支援学級在籍予定数（学級の新設、増設、廃級等を含む）
- 次年度の教室配置予定
- 在籍予定児童等の個別調査票
 - ・特別支援学級継続や入級の確認
 - ・障害の状態（日常生活や学習の状況）
 - ・次年度の教育課程
 - ・市町教育支援委員会（就学指導委員会）の判断
- 卒業予定児童等の進路予定
- 通常の学級等への退級（予定）児童等
- 通常の学級に在籍する【特別支援学級相当】【特別支援学校相当】【学校教育法施行令22条の3に該当する】にあてはまる児童等の数

* 新1年生については、在籍する幼稚園・保育所・こども園や小学校と、管理職を通してできるだけ早目に連絡を取り合い、保護者の了解も得ながら、支援の記録等も含めて情報を共有することが大切です。保護者・本人との相談も必要回数行い、生活面や学習面での十分な合意形成を図ってスムーズに新しい学校生活が始められるようにします。

3 通級指導教室担当者のために

(1) 対象となる児童等の理解と指導の内容

① 言語障害

言語障害とは、発音が不明瞭であったり、話し言葉のリズムがスムーズでなかったりするため、話し言葉によるコミュニケーションが円滑に進まない状況であること、また、そのため本人が引け目を感じるなど社会生活上不都合な状態であることをいいます。

通級による指導では、口蓋裂、構音器官のまひ等器質的及び機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者などで、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のものが対象となります。

言語障害の場合の指導内容（自立活動）例

- ・ 構音の改善にかかわる指導（正しい音の認識や模倣、発音・発語の指導など）
- ・ 話し言葉の流暢性を改善する指導（遊びの指導、劇指導、斉読法など）
- ・ 遊びや日常生活と体験を結び付けた言語機能の基礎的事項に関する指導等
- ・ 話すことの意欲を高める指導、カウンセリング等

Point

個別指導が中心となります。また、指導に当たっては、視聴覚機器等の教材・教具を有効に活用し、指導の効果を高めることが大切です。

② 難聴

聴覚障害とは、身の回りの音や話し言葉が聞こえにくかったり、ほとんど聞こえなかったりする状態をいいます。

通級による指導では、補聴器等の使用によっても通常の会話における聞き取りが部分的にできない状態の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のものが対象となります。

難聴の場合の指導内容（自立活動）例

- ・ 補聴器等を適切に装用する指導
- ・ 聴覚学習（聞く態度の育成、聞き取りの練習、音声の聴取及び弁別の指導等）
- ・ 言語指導（日常の話し言葉の指導、語彙拡充のための指導、言語概念の形成を図る指導等）

Point

個別指導を原則とし、必要に応じてグループ学習を組み合わせることが適当です。また、コンピュータや視聴覚機器等の教材・教具を有効に活用し、指導の効果を高めることが大切です。

③ LD、ADHD等

LD（学習障害）とは、知的発達の遅れは見られないが、特定の能力に著しい困難を示すものです。

通級による指導では、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもものが対象となります。

LDの場合の指導内容（自立活動）例

- ・聞くことの指導（注意深く話を聞かせる指導など〔聞き取り、復唱、聴写など〕）
- ・話すことの指導（書かれたものを見て話す指導など〔ことば遊び、メモの活用など〕）
- ・読むことの指導（音読指導、指示語の理解を図る指導など〔特殊音節、読解など〕）
- ・書くことの指導（正確に書く指導、メモを見て書く指導など〔視写、文型や表現のモデルの活用など〕）
- ・計算することの指導（数概念を形成する指導、計算力を高める指導など〔位取りの理解、マスや補助線の活用など〕）
- ・推論することの指導（図形を弁別させる指導、空間操作能力を育てる指導など〔間違い探し、図形の特徴の言語化など〕）
- ・社会的技能や対人関係にかかわる困難を改善・克服するための指導（SSTなど）

Point

個別指導が中心となります。ソーシャルスキルトレーニング（SST）を行う際には、グループ指導を活用することも有効です。

ADHD（注意欠陥多動性障害）とは、発達段階に不釣り合いな注意力や衝動性、多動性を特徴とする行動の障害です。

通級による指導では、年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたす障害のある者で、一部特別な指導を必要とする程度のもものが対象となります。

ADHDの場合の指導内容（自立活動）例

- ・不注意による間違いを少なくする指導（注意力を高める指導、自分の行動を振り返らせる指導など）
- ・衝動性や多動性を抑える指導（集中して作業に取り組ませる指導、自己の感情や欲求をコントロールする指導など）
- ・社会的技能や対人関係にかかわる困難を改善・克服するための指導（SSTなど）

Point

個別指導とグループ指導を効果的に組み合わせて活用することが有効です。

本県におけるLD、ADHD等を対象とした通級指導教室では、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）に加えて、自閉症、情緒障害も対象としています。

自閉症とは、3歳位までに現れ、①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のもの(こと)にこだわる、を特徴とする行動の障害です。

通級による指導では、自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のものが対象となります。

自閉症の場合の指導内容(自立活動)例

- ・円滑なコミュニケーションのための知識・理解を身に付ける指導
- ・社会的技能や対人関係にかかわる困難を改善・克服するための指導(SSTなど)

Point

個別指導で学んだ知識・技能を一般化する場面として、グループ指導(小集団指導)を行うことが有効です。また、指導に当たっては、視聴覚機器等の教材・教具を有効に活用し、指導の効果を高めることが大切です。

情緒障害とは、情緒の現れ方が偏っていたり、その現れ方が激しかったりする状態を、自分の意志ではコントロールできないことが継続し、学校生活や社会生活に支障となる状態をいいます。

通級による指導では、主として心理的な要因による選択制かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のものが対象となります。

情緒障害の場合の指導内容(自立活動)例

- ・心理的安定のための指導
- ・集団参加に関する指導

Point

障害の要因を踏まえた指導内容を適切に組み合わせて指導することが重要です。

参照

「通級による指導におけるLD又はADHDのある児童生徒への指導方法の概要」

(国立行政法人特別支援教育総合研究所

「LD・ADHD・高機能自閉症の子どもの指導ガイド」)

(2) 教育課程の編成 (小・中学校)

① 通級による指導における「特別の教育課程」

通級による指導においては、障害に応じた特別の指導を、小・中学校の教育課程に加え、又は、その一部に替えることができることになっています。

◇通常の学級の教育課程に加えて通級による指導を受ける場合

(例：放課後に「自立活動」の指導を行う)

◇通常の学級の教育課程を一部替えて通級による指導を受ける場合

(例：「国語」の時間に取り出して「自立活動」の指導を行う)

Point

通級による指導を受ける児童生徒の負担が過重とならないよう配慮することが必要です。

② 障害に応じた特別の指導とは

障害に応じた特別の指導とは、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とする指導（自立活動）のことです。また、特に必要がある場合に各教科の内容を取り扱いながら行うことができます。

◇自立活動の指導・・・特別支援学校における「自立活動」に相当する内容を有する指導

(特別支援学校学習指導要領解説「自立活動編」参照)

◇各教科の内容を取り扱う・・・各教科の内容を取り扱いながら生活上、学習上の困難を改善

し、克服することを目的とする指導

(単なる教科の遅れを補充するための指導ではない)

Point

自立活動の指導を行うことを原則とし、特に必要のあるときに、障害の状態に応じた各教科の補充指導を行います。

③ 障害に応じた特別の指導に係る授業時数

年間 35 単位時間から 280 単位時間（週当たり 1 単位時間から 8 単位時間）までが標準時数とされています。また、学習障害者及び注意欠陥多動性障害者については、年間 10 単位時間から 280 単位時間（月当たり 1 単位時間から週当たり 8 単位時間）までが標準とされています。

参照

○【資料 1】(P79～P104)

「『通級による指導』実施上の手引き」(香川県教育委員会 平成 29 年改定)

○「改訂第 2 版 通級による指導の手引き 一解説と Q & A 一」

(文部科学省編著 佐伯印刷(株)刊)

○「改訂第 3 版 障害に応じた通級による指導の手引き 一解説と Q & A 一」

(文部科学省編著 海文堂出版(株)刊)

教育課程の編成（高等学校）

① 通級による指導における「特別の教育課程」

通級による指導においては、障害に応じた特別の指導を、高等学校の教育課程に加え、又は、その一部に替えることができることになっています。

◇通常の学級の教育課程に加えて通級による指導を受ける場合

（例：放課後に「自立活動」の指導を行う）

◇通常の学級の教育課程を一部替えて通級による指導を受ける場合

（例：「選択教科・科目」の時間に取り出して「自立活動」の指導を行う）

Point

通級による指導を受ける生徒の負担が過重とならないよう配慮することが必要です。

② 障害に応じた特別の指導とは

障害に応じた特別の指導とは、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とする指導（自立活動）のことです。また、特に必要がある場合に各教科の内容を取り扱いながら行うことができます。

◇自立活動の指導・・・特別支援学校における「自立活動」に相当する内容を有する指導

（特別支援学校学習指導要領解説「自立活動編」参照）

◇各教科の内容を取り扱う・・・各教科の内容を取り扱いながら生活上、学習上の困難を改善し、克服することを目的とする指導

（単なる教科の遅れを補充するための指導ではない）

③ 障害に応じた特別の指導に係る授業時数

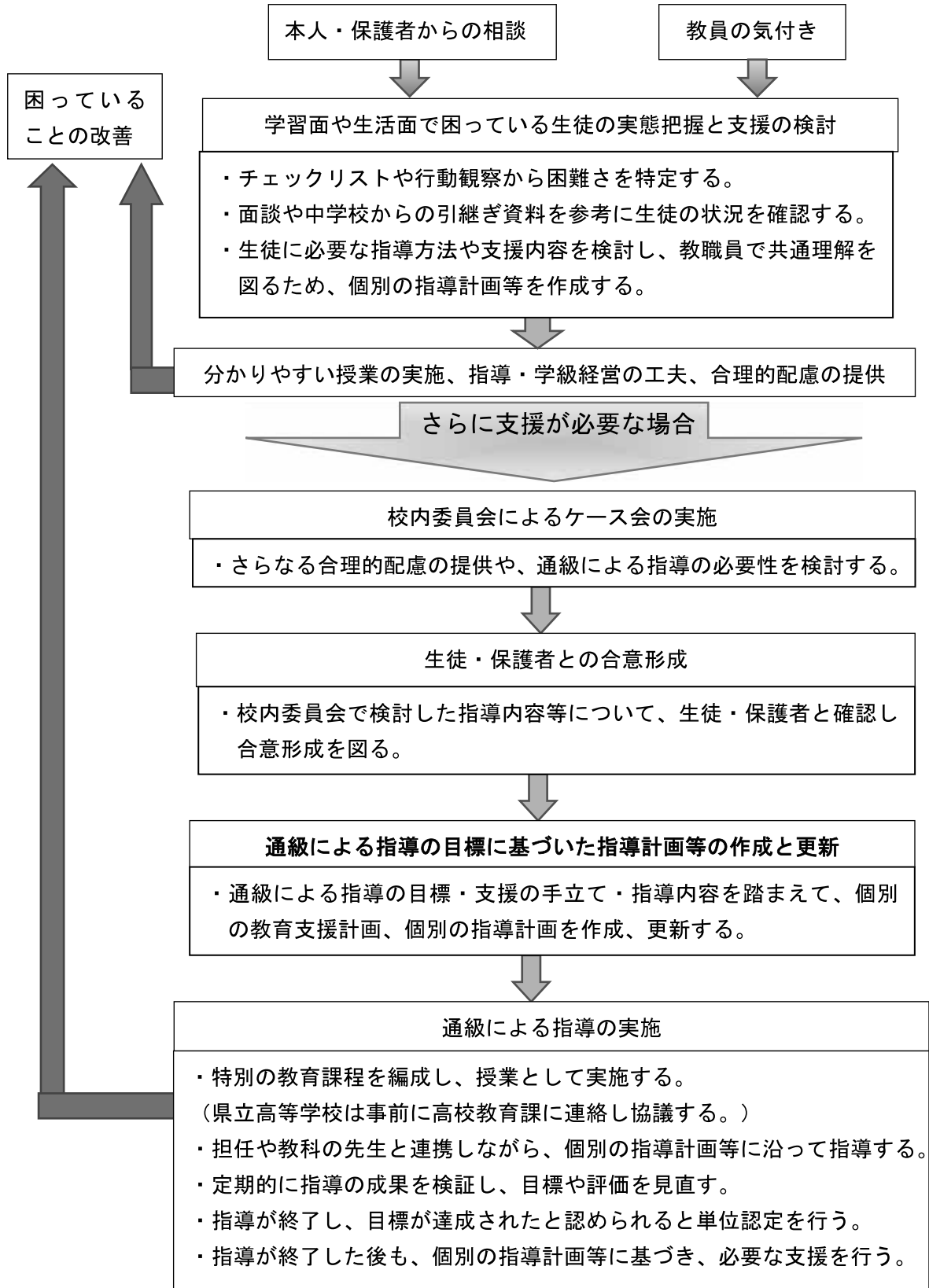
年間7単位を超えない範囲で在学する高等学校等が定めた全課程の修了を認めるのに必要な単位数の中に加えることができます。

参照

- 「改訂第3版 障害に応じた通級による指導の手引き 一解説とQ&A」
（文部科学省編著 海文堂出版（株）刊）

「通級による指導」実施の流れ(高等学校)

学級担任や特別支援教育コーディネーター等で、学習面や生活面で困っている生徒の実態の把握と支援の検討をし、個別の指導計画を活用した指導の工夫の取組を行います。さらに支援が必要な場合、校内委員会で検討し保護者本人の合意の形成の後、**通級による指導の目標に基づいた指導計画等**を作成して**通級による指導**を実施します。



(3) 通級指導教室担当者の1年(例)

保護者会の開催		通級指導教室	個別の教育支援計画 個別の指導計画	調査・研修等
4月	保護者会	通信発行	「個別の指導計画」作成	
5月			「個別の教育支援計画」 の作成・更新	通級指導教室調査(県)
6月	在籍校への訪問	通信発行		担当教員協議会(県)
7月	「通級による指導」記録 懇談会		1学期評価・改善	
8月	在籍校との連絡会			
9月		通信発行		
10月				
11月		通信発行		通級調査(国) 担当教員協議会
12月	「通級による指導」記録 懇談会		2学期評価・改善	
1月		通信発行		
2月	在籍校への訪問			
3月	「通級による指導」記録 懇談会 指導要録作成	通信発行	年間評価	

※通級による指導は、年度途中での開始、終了も可能です。

- 通級による指導の制度や指導の曜日、指導時間、指導内容等について説明をしましょう。
- 必要に応じて、座談会や情報交換、教育相談等の時間をとることも考えられます。

個別の指導計画の作成

- 本人や保護者の願い(主訴)を受け止めて作成しましょう。
- 検査結果や観察等のアセスメントをもとにして、目標、指導内容、指導方法等を決定しましょう。
- 学級担任との共通理解のもと、作成することが大切です。
- 定期的に評価を行い、改善を図っていきましょう。

連絡ノート・通信の活用

- 通級での指導内容や児童等の成長、お知らせ等について、連携ノートや通信を活用して、家庭や担任と双方向での連携を図り、情報共有をしましょう。

在籍校訪問・連絡会の実施

- 児童等の日々の学習や生活の様子を把握するために、在籍校を訪問したり、関係者(学級担任、特別支援教育コーディネーター等)の連絡会を行ったりして、連携を図りましょう。

(4) 通級指導教室に関する調査

本県では、県内の通級指導教室の実情を把握し、通級による指導を充実させるための基礎資料を得るために、通級指導教室設置校を対象に、「通級指導教室に関する調査」を実施しています。

① 通級指導教室に関する調査（5月）

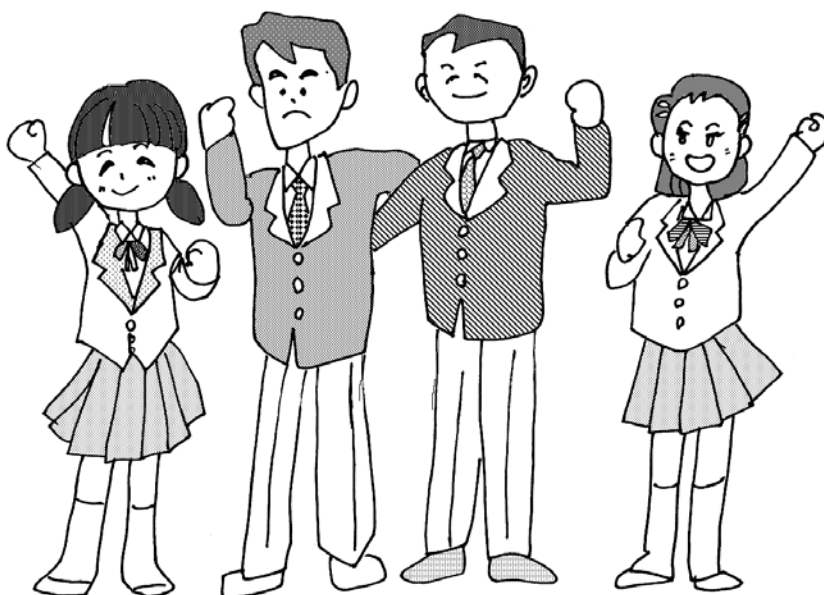
主な調査内容

- 通級指導教室担当教員の状況（担当指導時数や担当教科、通級指導教室経験年数等）
- 通級による指導を受けている児童等の実態（在籍校、指導時数、障害の状態、障害種別、指導形態等）
- 週指導時間割（教科・領域、指導形態等）

② 通級指導教室の事前調査（11月）

主な調査内容

- 通級指導教室の状況（教室の種類、担当教員指導時数、通級指導教室の児童等の数）
- 通級による指導を受ける予定の児童等の実態（在籍校、指導時数、障害の実態等）
- 備考（継・・継続して通級による指導を受ける児童等）
（確・・※市町教育委員会により、通級による指導が適当と判断された児童等）
（未・・市町教育委員会による判断が未定の児童等）
※高等学校においては校内支援委員会



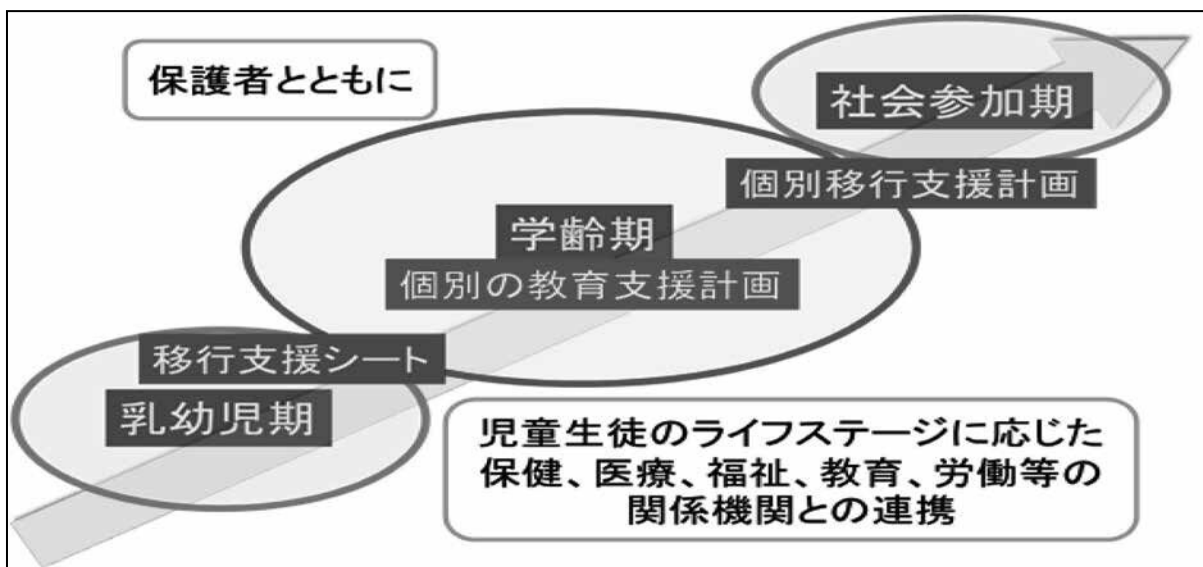
4 個別の教育支援計画、個別の指導計画及びサポートファイル「かけはし」の作成と活用

特別支援学級に在籍する児童等、通級による指導を受けている小学校・中学校・義務教育学校・高等学校又は中等教育学校に在籍する児童等については、個別の教育支援計画と個別の指導計画を全員に作成することと定められています。また、障害のある幼児や通級による指導を受けていない通常の学級に在籍している障害のある児童等についても、作成・活用に努めることとされています。

(1) 個別の教育支援計画

① 個別の教育支援計画とは

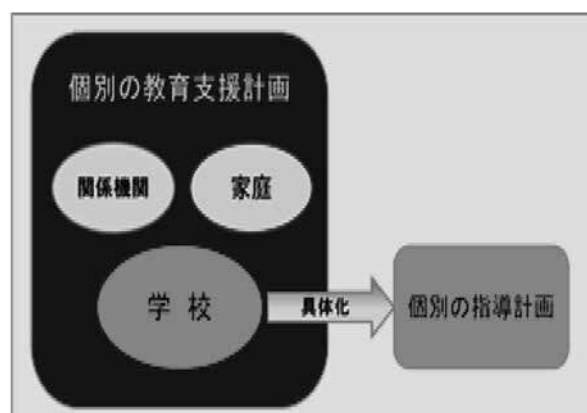
個別の教育支援計画は、本人や保護者の希望を踏まえ、障害のある児童等一人一人に必要なとされる教育的ニーズを関係機関（教育、医療、保健、福祉、労働等）と連携して正確に把握し、幼児期から学校卒業後までを通じて一貫して的確な支援を行うことを目的として作成されます。



【図4】個別の教育支援計画概念図

Q. 「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」の違いと関係性はどのようなことですか。

A. 「個別の教育支援計画」は、学校生活だけでなく、家庭生活や地域生活を含めた自立や社会参加に向けてのトータルプランで保護者や関係機関と連携して作成されるのに対して「個別の指導計画」は、「個別の教育支援計画」に記載された学校が果たすべき支援内容等を踏まえ、学校生活や各教科等における指導の目標や内容、配慮事項等について、当該児童等に関わる教職員が協力して作成するものです。



【図5】個別の教育支援計画と個別の指導計画の関係

② 個別の教育支援計画の作成と活用

ア 作成にあたって

個別の教育支援計画の作成に当たっては、保護者の参画が求められており、子どもの生活を豊かにするという視点から保護者と十分相談し、教育的ニーズ（より豊かな生活の実現のために教育的側面からみた必要なこと）を整理しながら作成することが必要です。

また、本人、保護者の意向を踏まえつつ、医療、福祉、保健、労働等の関係機関とも支援に関する必要な情報の共有を図り、連携して作成することが大切です。

特別な支援を必要とする子どもに対して提供されている「合理的配慮」の内容については、個別の教育支援計画に明記し、引き継ぐことが重要です。

イ 記載内容と様式

○ 記載する内容（例）

項目	記入上の留意点
本人のプロフィール等	支援に関する本人・保護者の意向や将来の希望、現在の障害の状態やこれまでの経過、関係機関等における支援の状況、その他支援内容を検討する上で必要な情報等を整理して記載します。
教育的ニーズ・目標	本人・保護者の希望を踏まえ、教育的ニーズを整理し、その実現に向けての支援の目標をたてます
支援の方針・内容	目標を達成するために必要な支援内容を検討し、学校、家庭、各関係機関等の役割分担をします
支援の評価	目標の達成度、方針の適切性、児童等の変容等について評価します

○ 様式

定められた様式はありません。各学校（園）において工夫して作成をしてください。

ウ 作成の手順

○ 本人・保護者・関係機関担当者等の話し合い

- ・家庭や学校、関係機関等での実態の情報交換を行い本人・保護者の希望を踏まえ、教育的ニーズ（より豊かな生活の実現のために教育的側面からみた必要なこと）について共通理解を形成します。

○ 目標・支援の方針・内容の設定(Plan)

- ・教育的ニーズに対応した目標、支援の方針・内容を設定します。支援の役割分担について学校、保護者、関係機関等が相互に確認を行なうことが大切です。

○ 支援の実施(Do)

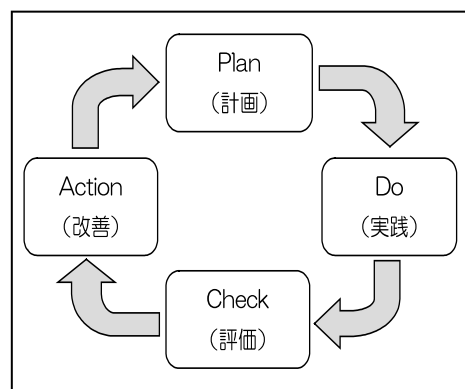
- ・計画に沿って支援を実施します。

○ 評価・分析・見直し(Check)

- ・支援が本人にとって有効であったかどうかを保護者や関係機関等と共に評価します。

○ 改善(Action)

- ・評価を踏まえ、目標や支援の方針・内容を見直します。
- ・改善した目標や支援の方針・内容を反映させ「個別の教育支援計画」を更新します。



【図6】 P-D-C-A サイクル

このように、個別の教育支援計画に基づく支援について、計画(Plan)-実践(Do)-評価(Check)-改善(Action)の過程で進めていくことが望まれます。(個別の指導計画も同様)

エ 留意事項

○保護者との連携のために

- ・学校と保護者の間で支援の考え方を共有するために、作成した個別の教育支援計画については、保護者と共有することが望まれます。

○関係機関等との連携のために

- ・個別の教育支援計画には多くの個人情報が含まれていることから、関係機関等との情報共有に当たっては、本人や保護者の同意が必要です。
- ・連携する関係機関・関係者としては、当該児童等が利用している医療機関の医師や理学療法士（PT）、作業療法士（OT）、言語聴覚士（ST）等の療育担当者、児童等の放課後や休日の生活を支えている放課後デイサービスや児童発達支援、訪問看護等の事業所、保健所や就労支援機関などが考えられます。
- ・各学校においては、本人や保護者の意向を踏まえつつ、特別支援教育コーディネーター等が中心となって、保護者や関係機関等が効果的かつ効率的に情報共有を図る方法を検討、実施する必要があります。その際、各地域において障害のある児童等が、福祉サービス等必要な支援を受けられるよう関係機関と調整する役割を担っている相談支援専門員等の人材を活用することも有効であると考えられます。

○切れ目のない一貫した支援のために

- ・幼児期から学校卒業後までの一貫した支援を行うために、各学校においては、個別の教育支援計画を、本人や保護者の同意を得た上で、進学先や就労先等に適切に引き継ぐよう努める必要があります。

○個人情報保護のために

- ・記載された個人情報が漏えいしたり紛失したりすることのないよう、学校内における個人情報の管理の責任者である校長の監督の下、施錠された環境で保管する、電子データにはパスワードをかけるなど適切に保存・管理する必要があります。
- ・保管期間については、指導要録の指導に関する記録の保存期間を参考とし、5年間保存されることが文書管理上望ましいとされています。

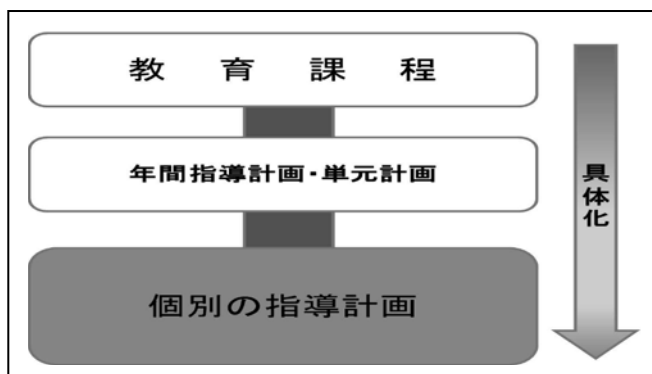
参照

- 学校教育法施行規則 第134条の2、第139条の2、第140条、第141条の2
- 小学校学習指導要領、中学校学習指導要領 第1章第4の2の(1)のエ
(文部科学省 平成29年3月)
- 小学校学習指導要領解説 総則編、中学校学習指導要領解説 総則編
第3章第4節の2の(1)の④ (文部科学省 平成29年7月)
- 幼稚園教育要領 第1章第5の1 (文部科学省 平成29年3月)
- 発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン
(文部科学省 平成29年3月)
- 「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について(通知)
(30文科初第756号 平成30年8月27日)

(2) 個別の指導計画

① 個別の指導計画とは

教育課程を具体化したもので、学校(園)において児童等一人一人の障害の状態等に応じた適切な指導や必要な支援を行うために、具体的な指導目標や指導内容・指導方法等を明確に示したものです。



【図7】教育課程と「個別の指導計画」の関係

Q. 「個別の指導計画」を作成することのメリットはどのようなことですか。

A. 「個別の指導計画」を作成することで、次の3つのメリットがあります。

- ① 児童等の姿が明確になり、一人一人の障害や特性に応じたきめ細かな指導ができます。
- ② 指導・支援の目標や指導内容等を、校内の教職員や関係者で情報共有することができます。
- ③ 校内や学校間の引継ぎの資料となり、指導者が変わっても一貫性のある切れ目ない支援・指導ができます。

② 個別の指導計画の作成と活用

ア 作成者

- 通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童等の場合
学級担任を中心に、特別支援教育コーディネーターを中心とした校内委員会のメンバーが協力して作成することが望まれます。
- 通級による指導を受けている児童等の場合
在籍学級担任が中心となって作成します。通級指導教室の担当教師も作成にかかわり、通級指導教室において受けている指導内容等について、在籍学級の個別の指導計画に反映させるようにするなど、双方の共通理解のもと教員間の連携に努め、効果的な指導に結びつくことが求められます。
- 特別支援学級に在籍している児童等の場合
特別支援学級担任が中心となって作成します。交流学級で学習する場合や教科担任制で指導する場合などは、共通理解を図りながら、目標の設定や評価を行います。

イ 記載内容と様式

- 記載する内容（例）

項目	記入上の留意点
現在の実態	「生活・行動面」「学習面」「社会性・情緒面」等の実態を挙げます
指導目標（長期目標）	1年間程度の期間を設定して児童等が達成可能な目標を設定します。
指導目標（短期目標）	長期目標をもとに、学期ごとの期間を設定し、具体的な目標を設定します
指導の手立て	短期目標を達成するために必要な支援内容や方法を設定します
指導の評価	目標の達成度、手立ての適切性、児童等の変容等について評価します

○ 様式

定められた様式はありません。各学校（園）において工夫して作成をしてください。

参照

【資料 2】（P105～P110）

個別の指導計画 様式例

※個別の指導計画の様式は以下からダウンロードできます。

香川県教育委員会事務局特別支援教育課HP

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/kenkyoui/tokubetsusien/>

「個別の指導計画 作成と活用の手引き」冊子

（平成 29 年 3 月 香川県教育委員会 各学校に配付）

「個別の指導計画 作成と活用の手引き」リーフレット

（平成 29 年 3 月 香川県教育委員会 各教員に配布）

「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン」

（文部科学省 平成 29 年 3 月）

ウ 作成の手順

○ 実態把握

- ・困っていることやつまずきの要因を把握します。
- ・うまく取り組めていない面ばかりでなく、得意な面やよいところも取り上げましょう。

○ 指導目標・指導の手立ての設定 (Plan)

- ・長期目標・短期目標、指導内容・方法を設定します。

○ 学校全体での指導・支援の実施 (Do)

- ・学習活動や個への手立て、指導の場を工夫します。

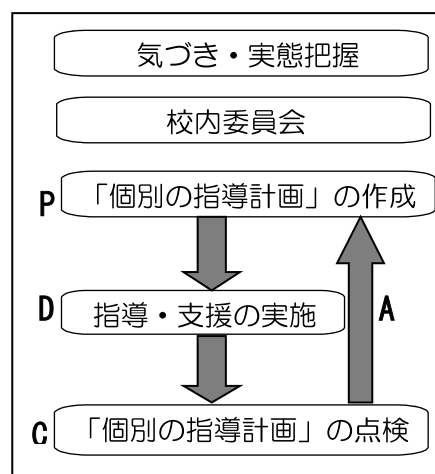
○ 評価・分析・見直し (Check)

- ・子どもの変容を評価し、目標や手立てを見直します。

○ 改善 (Action)

- ・目標や手立ての再設定をします。

このように、個別の指導計画に基づく指導は、計画 (Plan) - 実践 (Do) - 評価 (Check) - 改善 (Action) の過程で進められます。



【図 8】 P-D-C-A サイクル

エ 活用のための工夫

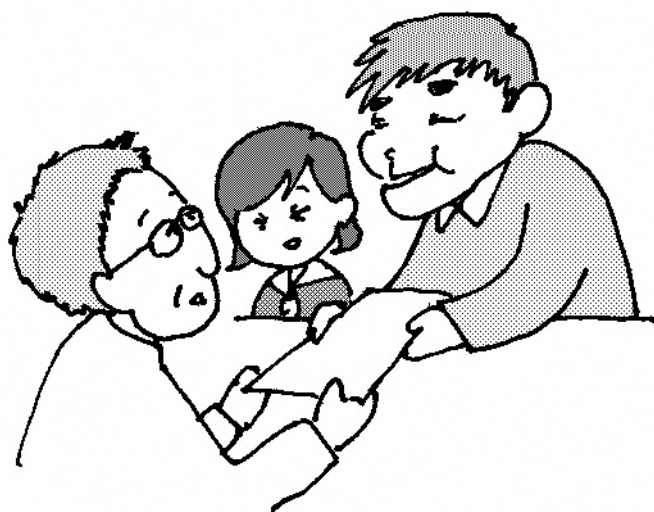
○ サポートファイル「かけはし」による情報の引き継ぎ

サポートファイル「かけはし」を作成している保護者には、これまでの個別の指導計画をその中に綴じてもらい、新しい学校や担任、関係者に見てもらうことで、指導を引継ぐことができます。

- ケース会議での対象児童等の様子を知る資料として活用
特別支援教育支援員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等とのケース会議で、個別の指導計画を活用して話し合いを行います。
- ファイルの保管による活用
職員室や学年団室などに、個別の指導計画を綴じたファイルを保管したり、データベース化して閲覧できるようにしたりするなど工夫して、全教職員が必要な時にいつでも見ることができるようにします。
- 自作教材等の引き継ぎ
指導の手立てとして作成した絵カードなどの教材を蓄積したり、個別の指導計画に写真を添付したりすることで、次の担当者が具体的にイメージできるようにします。
- 児童生徒の成長の跡を確認
期末懇談等で個別の指導計画に沿って保護者と目標や手立て、成果などを話し合うことで児童等の成長の跡を確認することができます。
- 入試等における特別措置依頼の資料として活用
中学校や高等学校での定期考査や授業での配慮事項を個別の教育支援計画、個別の指導計画に記録しておくことで、大学入試や高校入試の学力検査等での特別な配慮を依頼する際の資料となります。

オ 活用する上での留意点

「個別の指導計画」には個人情報が多く含まれています。情報管理には十分留意しましょう。活用のためにここで知り得た情報を校内関係者以外の人に伝える際には、保護者の同意が必要です。個別の教育支援計画同様、個人情報保護法や県、市町における個人情報保護条例等に基づき、校内の管理体制等について、手続きを明確にしておきましょう。



(3) サポートファイル「かけはし」

① サポートファイル「かけはし」とは

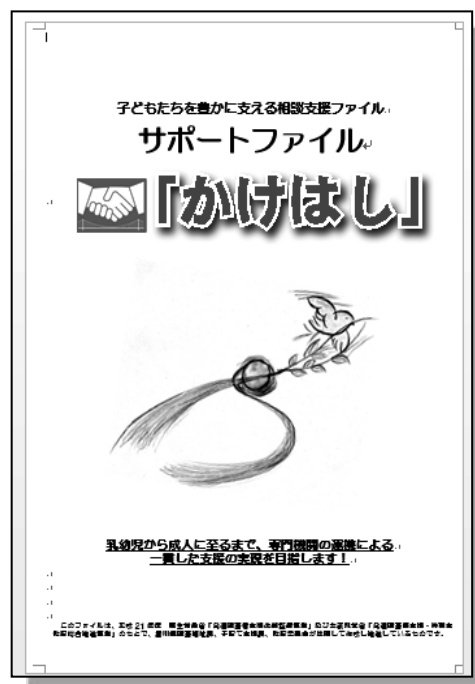
特別な支援を必要とする児童等に対し、乳幼児期から成人期に至るライフステージに渡って教育、福祉、保健、医療、労働、その他関係機関が包括的に一貫した支援を行うための情報共有ファイルです。

○支援をつなぐ〔縦の連携〕

幼稚園・保育所から小学校へ、そして中学校、高等学校、大学、専門学校等へ進級・進学する際に、児童等の支援内容や支援経過を引き継ぎ、連続的に一貫した支援を目指します。

○情報を共有する〔横の連携〕

教育・医療・保健、福祉、労働等の関係機関がそれぞれの支援内容を認識しながら、効果的な支援を行うことを目指します。



Q. サポートファイル「かけはし」と「個別の教育支援計画」の違いと関係性はどのようなことですか。

A. 「個別の教育支援計画」は、学習指導要領に基づき、幼児期から学校卒業の時期まで、学校（園）が中心となって保護者、関係機関等と連携して作成するものであるのに対し、サポートファイル「かけはし」は、保護者が、学校（園）や関係機関等の協力のもと任意で作成し、保管するものです。

「個別の教育支援計画」の作成、活用、更新を通じて、学校、保護者、関係機関は、教育的ニーズ（より豊かな生活の実現のために必要なこと）について共通理解を形成し、その実現に向けて目標を共有し、役割分担に基づき連携して支援にあたります。

サポートファイル「かけはし」には、学校（園）を含む各関係機関で設定された目標や支援内容、評価が定期的に記載、ファイリングされていきます。これまでの子どもが受けてきた支援の経過や内容が集約された情報共有ファイルで、進学や進級、就労等の際の本人理解や支援内容の引継ぎ等に役立ちます。

サポートファイル「かけはし」は、「個別の教育支援計画」を作成、更新していく上で貴重な資料となります。また、学校（園）に在学中は、「個別の教育支援計画」を「かけはし」にファイリングすることで情報共有のツールとしてより充実したものになります。

どちらも子どもの成長を願い、支援者や支援機関が情報共有して、一貫した支援することを目的としたものです。しっかり活用しましょう。

【資料3】（P111～P127）

サポートファイル「かけはし」 様式・記入の手引き

（平成21年 香川県教育委員会）

◎サポートファイル「かけはし」は以下からダウンロードできます。

特別支援教育課HP <https://www.pref.kagawa.lg.jp/kenkyoui/tokubetsusien/>

② 主な支援機関

- ア 教育機関…保育所、こども園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、専門学校、大学、教育センター、教育委員会等
- イ 福祉機関…障害福祉相談所、発達障害者支援センター、子ども女性相談センター、児童福祉施設、市町福祉担当部局等
- ウ 保健機関…保健福祉事務所、保健所、市町保健担当部局等
- エ 医療機関…地域の病院、専門医療機関等
- オ 労働機関…障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、ハローワーク、就労支援センター、企業等
- カ その他……親の会、NPO法人、研究機関、地域の団体等

③ サポートファイル「かけはし」の作成と活用

ア 作成者

保護者と保護者から依頼を受けた支援者が協力して作成していきます。「かけはし」は、在学（園）中に作成される諸計画の基礎資料として、また、将来にわたって連携を図るためのツールとして活用できるものです。保護者に紹介し、作成を働きかけましょう。

イ 作成にあたっての留意点

記入は、保護者、本人及び支援者が行います。記入の手引きや記入サンプルを参考にして記入していきます。記入は全てを記入するのではなく、関係機関で共有する必要があり、効果的な支援を行うために有効な情報と考えられるものに絞ります。

支援者（教師、保育士、医師、保健師、臨床心理士、言語聴覚士、社会福祉士、相談支援員等）は、十分に保護者と懇談を行う中で、目標や支援内容を提案し、保護者の理解をふまえて、記入します。定期的に評価を行い、達成すれば新しい目標を設定します。

ウ 活用の工夫

進級・進学により担任が交代した場合や就労の際には、保護者が次の進路先へファイルを持っていき、新しい支援者にそれまでの支援内容を説明します。支援者側も、保護者に提示を求めて、これまでの情報を確認し、一貫した適切な支援の提供に努めます。

また、「個別的教育支援計画」「放課後等デイサービス計画」など学校や関係機関が作成した指導・支援の計画や資料などをファイルに添付することで、情報共有や支援をつなぐためのツールとして、より充実したものとなります。

エ ファイルの所持・保管

原則、保護者・本人が所持、保管します。ただし、保護者・本人が何らかの理由によって所持・保管することができない場合は、例外として保護者・本人の了解を得て支援者が責任をもって所持・保管することも考えられます。

支援者が、保護者・本人を介さずに、他機関へ情報を公開することは、決して行わないように注意しましょう。

オ 活用する上での留意点

サポートファイル「かけはし」に記載されている内容について、支援者が支援をしていく上で必要と判断されるものについては、保護者・本人の同意のもとに、複製したものを所持しても構わないこととしています。その際は、当該所属長の責任のもとに、厳重に保管し、支援の参考とする以外に使用してはいけないこととしています。また、支援の期間が終了した時には情報が漏えいすることのないよう、適切な方法で速やかに処分してください。

参照

○保護者用・教職員用

サポートファイル「かけはし」の作成と活用のためのリーフレット

(平成 26 年 3 月 特別支援教育課 各学校に配布)

サポートファイル「かけはし」の作成や活用の参考にするために、保護者用と教職員用に分けて作成しています。特別支援学級や通級指導教室で学ぶ児童等の外に、通常の学級に在籍し、継続的な支援が必要だと考えられる児童等の保護者や担任に対しても、作成や活用の効果を伝え、働きかけていきましょう。

◎特別支援教育課HPからもダウンロードできます。

特別支援教育課HP <https://www.pref.kagawa.lg.jp/kenkyoui/tokubetsusien/>

○サポートファイル「かけはし」研修資料

(平成 30 年 6 月 各市町教育委員会、関係機関等に DVD で配布)

◎ 特別支援教育課、各市町教育委員会で貸出できます。



5 就学相談・就学手続き

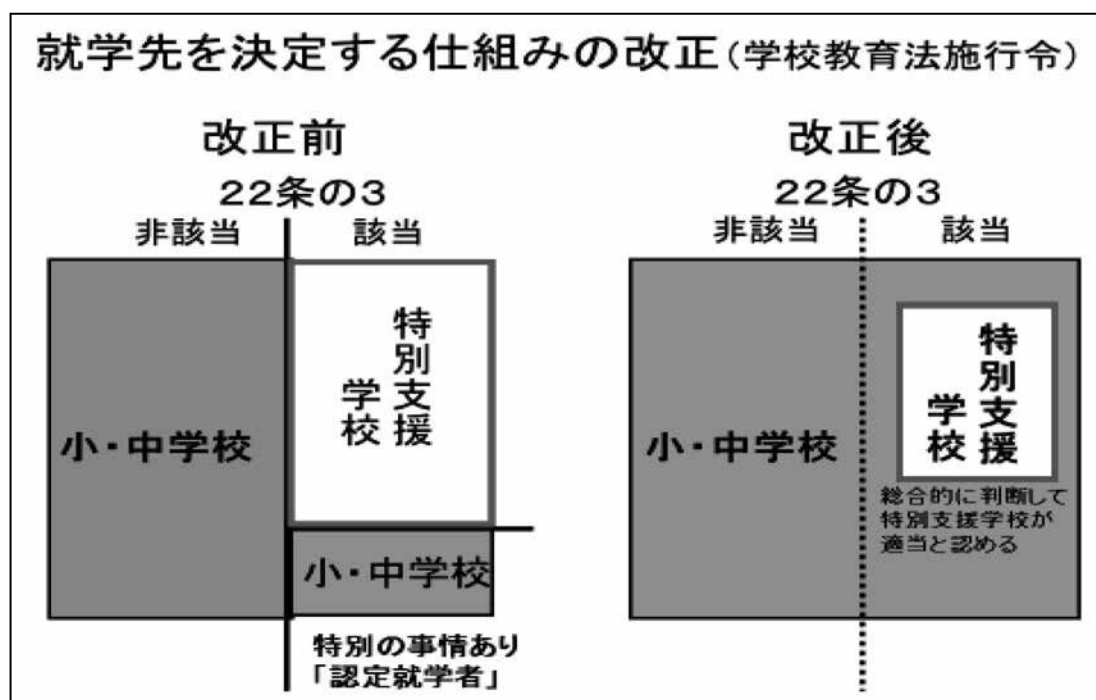
児童等一人一人の教育的ニーズに応じた教育を保障するためには、早期からの教育相談や就学相談を行うことが大切です。本人・保護者に十分な情報を提供するとともに、保護者を含め関係者が対象児の教育的ニーズと必要な支援について共通理解を深め、可能な限り障害のある児童等が障害のない児童等と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった多様な学びの場の中で『自立と社会参加を見据えて、その時点の教育的ニーズに最も確に応える指導を提供できる場はどこか』、『その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられる場はどこか』といった観点から合意形成を図り、就学先を決定することが大切です。

(1) 就学相談

① 就学指導に関係する法令など ～学びの場決定のためのものさし

特別支援学校、特別支援学級及び通級による指導の対象となる障害の種類と程度については、法令や通知により【表3】(P67)のように示されています。

平成25年9月に改正された学校教育法施行令により就学手続きの大幅な見直しが行われ、障害の状態を基に就学先を決定する仕組みから、障害の状態等を踏まえた総合的な観点を基に就学先を決定する仕組みへと改められています。



【図9】 就学先を決定する仕組みの改正

Point

☆特別支援学校への就学は、「学校教育法施行令第22条3」の該当者でなければできません。小中学校への就学は、「学校教育法施行令第22条3」の該当者を含め、全員の選択肢の一つです。

(【図9】P63)

☆【表3】(P67)に示されている障害の種類や程度に該当するとともに、「教育上必要な支援の内容」、「地域における教育の体制の整備の状況」、「本人・保護者の意向や専門家の意見」等を総合的に勘案して、市町教育委員会が適切な学びの場を決定します。

② 十分な情報収集と情報提供

『自立と社会参加を見据えて、その時点の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる場はどこか』、『その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられる場はどこか』。その答えを導き出すために、就学先の検討に当たってはたくさんの情報が必要です。

Point 1【送り出す側】

★早い時期から学校見学・教育相談に行きましょう！

- ・『見ないとわからない』『話を聞かないとわからない』
- ・特別支援学校では随時、教育相談を受け付けています。

★担任も学校見学・教育相談について行きましょう！

- ・送り出す側から見た学びの場の評価は、就学先の判断のための貴重な情報です。

★実際の授業場面を見学しましょう！

- ・施設見学だけでは、その学校について理解できません。特別支援学校では、実際の授業に参加できる体験入学会などの機会を有効に活用しましょう。

★選択肢となりうる学校は全て見学しましょう！

- ・学校(学級)ごとの様々な違いを理解することは、就学先を考えるうえで重要です。県内公立小・中学校でも随時、教育相談を受け付けています。

★就学は児童等の将来に関わること・・・結論を急がせない

Point 2【受け入れ側】

★十分な情報提供を！

- ・施設設備、教育課程、支援体制などを具体的に説明しましょう。また、実際の授業場面や様々な活動の様子を見学してもらいましょう。

★十分な情報収集を！

- ・受け入れ側から見た児童等の評価は、就学先の判断のための貴重な情報です。

★原則、就学先についての意見は言わない。

- ・行く先々で、就学先について様々な意見を言われ、混乱してしまう保護者がいます。学校（学級）の特色や他校との違いなど、「就学先の判断の材料」となるものを提供しましょう。

香川県教育委員会では、障害のある児童等の保護者等に対し、特別支援教育に関する正しい理解と認識を図るため、以下の取組を行っています。これらは、情報収集や情報提供の際の参考となります。

a 特別支援教育セミナー

県民に対し、特別支援教育に関する正しい理解と認識を図るための講演、体験発表、研究校による発表等の実施

b 「香川の特別支援教育」（リーフレット）の発行

県内の特別支援学校や小・中学校の特別支援学級、通級による指導の紹介など

c 「香川の特別支援教育要覧」の発行

県内の特別支援学校や小・中学校の特別支援学級、通級指導教室の概要（学校・学級数、児童等の数等）、就学手続きの解説、福祉・医療・労働等関係機関一覧など

参照

特別支援教育セミナーの案内

「香川の特別支援教育」（リーフレット）

「香川の特別支援教育要覧」

これらは、以下で閲覧・ダウンロードすることができます。

特別支援教育課HP <https://www.pref.kagawa.lg.jp/kenkyoui/tokubetsusien/>

d 就学前定期的相談・指導事業

障害のある幼児やその保護者に対し、盲・聾学校及び知的障害を対象とする特別支援学校
7校において、年間10~20回程度の継続した相談・指導を定期的実施

盲学校：のびのび・eye 教室

聾学校：さんさん教室

香川東部養護学校：わくわく教室

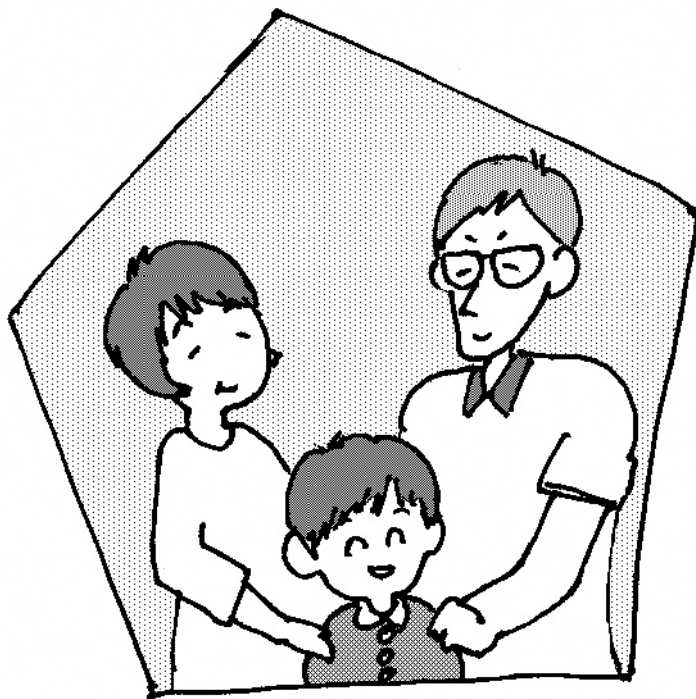
香川中部養護学校：にこにこ教室

香川丸亀養護学校：青の山げんき教室

香川西部養護学校：どろんこ教室

香川大学教育学部附属特別支援学校：やまもも教室

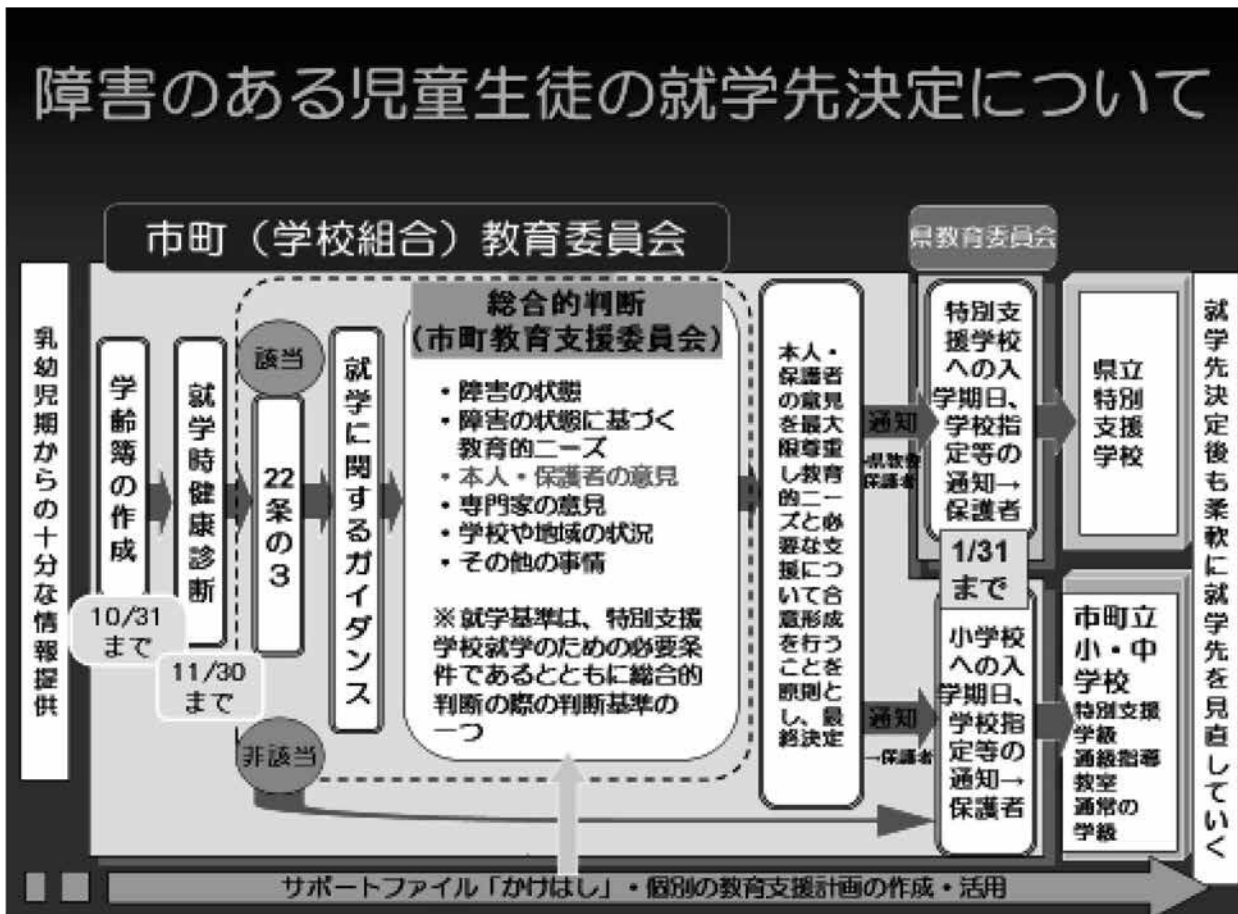
*詳細については、各特別支援学校のホームページでご確認ください。



【表3】 就学指導参考法令等

区分	特別支援学校 (学校教育法施行令第22条の3)	特別支援学級 (25文科初第756号通知)	通級による指導 (17文科初第1178号通知) (25文科初第756号通知)
視覚障害	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの	拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもの	拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
聴覚障害	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの	補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが困難な程度のもの	補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが困難な程度のもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
知的障害	① 知的発達に遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻りに援助を必要とする程度のも ② 知的発達に遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの	知的発達に遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度であるもの	
肢体不自由	① 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のも ② 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの	補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のも	肢体不自由、病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
病弱・身体虚弱	① 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のも ② 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のも	① 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のも ② 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のも	
言語障害		口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達遅れがある者、その他これに準じる者(これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。)で、その程度が著しいもの	口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達遅れがある者、その他これに準じる者(これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。)で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
自閉症・情緒障害		① 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のも ② 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のも	自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
学習障害			全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの
注意欠陥性障害			年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

(2) 就学手続き



【図10】 就学に関する事務手続きの流れ

① 就学に関する手続き

ア 学齢簿の作成

市町教育委員会は、毎年10月31日までに10月1日現在において、その市町に住所の存する新入学者について、あらかじめ学齢簿を作成する必要があります。

＜学校教育法施行令第2条、学校教育法施行規則第31条＞

イ 就学時健康診断

市町の教育委員会は、学齢簿の作成後、11月30日までに（就学に関する手続きの実施に支障がない場合にあつては12月31日までに）、就学予定者の健康診断を行う必要があります。

＜学校保健安全法施行令第1条＞

ウ 市町教育委員会が「特別支援学校への就学が適当である」と認める者の就学手続き

- ㉞ 市町の教育委員会は、就学予定者のうち、保護者及び専門家からの意見聴取（教育支援委員会）等を踏まえ、学校教育法施行令第22条3に規定する程度の障害があり、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備状況その他の事情

を勘案して、その住所の存する県立特別支援学校に就学させることが適当であると認める者について、県の教育委員会に対し、12月31日までに、その氏名及び特別支援学校に就学させる旨を通知し、併せて学齢簿の謄本を送付する必要があります。

＜学校教育法施行令第11条第1項、第2項＞

- ① 県の教育委員会は、就学すべき特別支援学校、入学期日等を1月31日までに通知します。同時に、当該児童生徒等を就学させるべき特別支援学校の校長および当該児童生徒等の住所の存する市町の教育委員会に対し当該児童生徒の氏名及び入学期日等を通知します。

＜学校教育法施行令第14条第1項、第2項、第15条、＞

エ 市町教育委員会が「特別支援学校への就学が適当である」と認める者以外の就学手続き

学校教育法施行令第22条3に規定する程度の障害がある者（以下「視覚障害者等」という。）を含め、市町教育委員会が「小・中学校への就学が適当である」と認める者について、保護者に就学すべき小・中学校、入学期日等を1月31日までに通知する必要があります。

＜学校教育法施行令第5条第1項第2項＞

オ 特別支援学級への入級に当たって

香川県教育委員会においては、平成9年に「障害児学級（現 特別支援学級）の編制の適正化について」を発出し、適正な学級編制が行われるよう通知しています。

「障害児学級の編制の適正化について（通知）」9教障発第112号より抜粋

- 1 障害児学級の編制に当たっては、児童生徒の障害の状態に応じた適正な入級指導を行うべきであり、学校運営上の都合による入級指導や架空の在籍はあってはならないこと。
- 2 障害児学級の編制基準については、平成10年度以降、1学級の児童又は生徒の数が「3人～8人」を原則とする従前の基準を廃止し、新たな基準は「1人～8人」とすること。
- 3 児童生徒の障害児学級への入級・退級に際しては、必ず市町就学指導委員会の審議を経るものとし、その判断を尊重した入級・退級指導を行うこと。
また、入級指導の際には、障害児学級として明確に位置づけたうえで、保護者の理解を得ること。

② 小・中学校から特別支援学校（小・中学部）への転学手続き

ア 小・中学校に在学する学齢児童生徒で、「視覚障害者等になった者」があるときもしくは、「その障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況、その他の変化により、当該小・中学校に就学させることが適当でなくなったと思料するもの」があるときは、その小・中学校の校長は、速やかにその学齢児童生徒の住所の存する市町の教育委員会に対しその旨を通知する必要があります。

＜学校教育法施行令第12条第1項、第2項 第12条の2第1項＞

イ 市町の教育委員会は、アの通知を受けた学齢児童生徒について、保護者及び専門家からの意見聴取（教育支援委員会）等を踏まえ、その住所の存する県立特別支援学校に就学させることが適当であると認める場合、県の教育委員会に対し速やかにその者の氏名を通知する必要があります。その時に、該当学齢児童生徒の学齢簿の謄本も併せて添付する必要があります。

＜学校教育法施行令第12条の2第2項＞

ウ 県の教育委員会は、イの通知を受けた学齢児童生徒について、その保護者に対し、就学すべき特別支援学校、入学期日を通知します。＜学校教育法施行令第14条第1項、第2項＞

エ 県の教育委員会は、ウの通知と同時に当該児童生徒を就学させるべき特別支援学校の校長及び当該児童生徒の住所の存する市町の教育委員会に対し、当該児童生徒の氏名及び入学期日を通知します。＜学校教育法施行令第15条＞

③ 特別支援学校から（小・中学部）から小・中学校への転学手続き

ア 特別支援学校に在学する学齢児童生徒で、「視覚障害者等になくなったもの」があるときもしくは、「その障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況、その他の変化により、当該特別支援学校に就学させることが適当でなくなったと料するもの」があるときは、その特別支援学校の校長は、速やかにその学齢児童生徒の住所の存する県の教育委員会に対しその旨を通知する必要があります。

＜学校教育法施行令第6条の2、第6条の3＞

イ 県の教育委員会は、アの通知を受けた学齢児童生徒について、その学齢児童生徒の住所の存する市町の教育委員会に対し、その者の氏名及び視覚障害者等になくなった旨を通知します。

＜学校教育法施行令第6条の2第2項、第6条の3第2項＞

ウ 市町の教育委員会は、イの通知を受けた学齢児童生徒について、保護者及び専門家からの意見聴取（教育支援委員会）等を踏まえ、住所の存する小・中学校に就学させることが適当であると認める場合、その保護者に対し、速やかに小・中学校への就学通知をするとともに、同時に就学させるべき小・中学校の校長に対し学齢児童生徒の氏名及び入学期日を通知する必要があります。＜学校教育法施行令第6条第3項、第7条＞

④ 区域外就学

児童生徒等のうち市町教育委員会が「特別支援学校への就学が適当である」と認める者を、その住所の存する都道府県の設置する特別支援学校以外の特別支援学校に就学させようとする場合には、その保護者は、就学させようとする特別支援学校が他の都道府県の設置するものであるときは当該都道府県の教育委員会の、その他のものであるときは当該特別支援学校における就学を承諾する権限を有する者の就学を承諾する書面を添え、その旨をその学齢児童生徒の住所の存する市町の教育委員会に届け出る必要があります。＜学校教育法施行令第17条＞

ア 他の都道府県から本県の設置する特別支援学校に就学する場合

保護者は、本県教育委員会に「区域外就学の願い出書」を提出し、本県教育委員会の就学承諾書をその学齢児童生徒の住所の存する市町村の教育委員会に提出し、その市町村教育委員会を経由して、住所の存する都道府県の教育委員会に届け出る必要があります。

＜学校教育法施行令第17条、第13条の2＞

イ 他の都道府県等の設置する特別支援学校へ就学する場合

主に病気治療のため、入院先の病院に併設している県外の肢体不自由や病弱の特別支援学校などに就学する場合は、手続きは、就学先の都道府県により異なり、添付する書類も（住民票や診断書、学齢簿等）異なることが多いため、事前に就学先の都道府県教育委員会に問い合わせが必要です。

⑤ 中学校から県内特別支援学校の高等部に進学する場合

香川県内には、県立学校として、視覚障害者を対象とした盲学校、聴覚障害者を対象とした聾学校、肢体不自由者を対象とした高松養護学校、病弱者を対象とした善通寺養護学校、知的障害者を対象とした香川東部養護学校、香川中部養護学校、香川丸亀養護学校及び香川西部養護学校が設置されています。また、知的障害者を対象とした香川大学教育学部附属特別支援学校も国により設置されています。

それぞれの特別支援学校においては、障害に応じた特色のある教育課程を編成し、児童等の自立と社会参加を目指した教育が行われています。

中学校から、各特別支援学校の高等部に進学するためには、各特別支援学校に出願し、実施される入学者選考試験を受ける必要があります。出願資格や手続き、試験の日程、選考方法等については、「香川県立特別支援学校入学者選考要綱」及び「各県立特別支援学校募集要項」に定められています。要項は、11月～12月頃に配布され、特別支援教育課と各特別支援学校のホームページに掲載されます。

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/kenkyoui/tokubetsusien/> 【特別支援教育課HP】

Point

- ★出願資格は、学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する者で、中学校等を卒業又は修了する見込みのある者もしくは卒業した者。
- ★知的障害者である児童等に教育を行う特別支援学校の場合、療育手帳の有無は「学校教育法施行令第22条の3に規定する知的障害の程度に該当するか否か」を判断する重要な判断材料の一つ。
- ★中学校は、出願希望者に、できるだけ早い時期に必ず保護者同伴で志願先特別支援学校の教育相談を受けるか体験入学に参加するよう指導する。
- ★県立特別支援学校の併願はできない。
- ★県立特別支援学校と入試日程の重ならない県立高等学校、私立高等学校、香川大学教育学部附属特別支援学校高等部との併願は可能。

6 関係機関との連携

(1) 巡回相談

① 目的

教育委員会から委嘱された巡回相談員が、保育所、幼稚園、こども園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校を巡回し、主として通常の学級に在籍する発達障害のある（可能性がある場合も含む）児童等の指導内容・方法に関する指導・助言を行います。それにより、児童等に対する適切な指導と必要な支援を実施するとともに、校内の総合的な支援体制の整備を推進・充実することを目指しています。

また、巡回相談員が特別支援学校を巡回したり、特別支援学校からの訪問を受けたりすることにより、特別支援学校に在籍する児童等の指導内容・方法に関する指導・助言を行います。それにより、専門的な指導を充実することを目指しています。

② 対象

主として通常の学級に在籍する発達障害のある（可能性がある場合も含む）児童等（診断の有無は関係ありません）及び特別支援学校に在籍する児童等

③ 内容

- ア 相談員 教育委員会が委嘱する巡回相談員
- ・小・中学校教員
 - ・特別支援学校教員
 - ・専門家（大学教員、医師、理学療法士、言語聴覚士、視能訓練士、教員OB等）
- イ 巡回先 国公立・私立の保育所（園）、幼稚園、こども園、小学校、中学校、高等学校
特別支援学校
- ウ 訪問回数 1校につき原則年間1回
- エ 形態 授業参観や、巡回相談員と管理職及び担当者・関係者との懇談等

④ 留意事項

○高松市は高松市教育委員会が定める実施要項に基づいて実施しています。高松市以外の市町は香川県教育委員会が定める実施要項に基づいて実施しています。

巡回相談に係る文書は、毎年4月に学校に送られます。

1年生やクラス替え等で環境が変わった児童等などの様子がまだはっきりとしない場合もありますが、相談が必要となる可能性も考えながら検討し、積極的に活用してください。

(2) 連携訪問

① 目的

特別支援学校の教員が、学校等を訪問するなどして、対象の児童等に対する指導内容・方法について指導・助言を行うことにより、学校等が、児童等に対する適切な指導と必要な支援を実施するとともに、校内の総合的な支援体制の整備を推進・充実することを目指しています。

② 対象

- ・小・中学校の特別支援学級に在籍する児童等
- ・通常の学級に在籍する障害のある児童等（発達障害は含まない。）

③ 内容

ア 相談員 特別支援学校の教員

障害の種類	連携先
視覚障害	香川県立視覚支援学校
聴覚障害	香川県立聴覚支援学校
肢体不自由	香川県立高松支援学校 香川県立香川東部支援学校 香川県立香川西部支援学校
病弱・身体虚弱	香川県立善通寺支援学校
知的障害 自閉症・情緒障害	香川県立小豆島みんなの支援学校 香川県立香川東部支援学校 香川県立香川中部支援学校 香川県立香川丸亀支援学校 香川県立香川西部支援学校 香川大学教育学部附属特別支援学校

* 知的障害、自閉症・情緒障害については、各地域の特別支援学校に申し込んでください。

イ 訪問先 国公立・私立の保育所（園）、幼稚園、こども園、小学校、中学校、高等学校
特別支援学校

ウ 訪問回数 1校につき年間2回まで（ただし、障害種別ごとに申し込むことができる。）

エ 形態 ・連携訪問相談員による授業参観、管理職及び担当者・関係者との懇談等
・連携訪問を希望する学校による特別支援学校の訪問、授業参観等

④ 留意事項

○高松市は高松市教育委員会が定める実施要項に基づいて実施しています。高松市以外の市町は香川県教育委員会が定める実施要項に基づいて実施しています。

連携訪問に係る文書は、毎年4月に学校に送られます。

新しく特別支援学級担任になった場合や、新しく特別支援学級在籍になった児童等がいる場合などは、特に積極的に活用してください。

(3) 特別支援学校のセンター的機能

特別支援学校は、地域における特別支援教育のセンターとして、各学校の要請に応じて、教育上特別の支援を必要とする児童等の教育に関し必要な助言又は援助を行うよう努める旨が、学校教育法第74条に明確に位置付けられています。

① 特別支援学校のセンター的機能とは

これまで特別支援学校が蓄積してきた障害のある児童等の教育に関する知見を各地域で最大限に活用する観点から、特別支援学校は小・中学校等を含む関係機関や保護者に対し、障害のある児童等の教育についての助言又は援助を行います。

香川県の県立9校の特別支援学校では、次のような名称をつけ、地域のセンター的役割を担っています。詳細については、各県立特別支援学校のホームページをご覧ください。

特別支援学校	センター名
小豆島みんなの支援学校	学びと育ちの相談センター
香川東部支援学校	
香川中部支援学校	
香川丸亀支援学校	
香川西部支援学校	
視覚支援学校	見えにくさと学びの相談センター (視覚障害教育支援センター)
聴覚支援学校	きこえとことばの相談支援センター
高松支援学校	からだと学びの相談センター
善通寺支援学校	こころとからだの相談センター

② センター的機能の具体例

- 小・中学校等の教員への支援
 - ・ 障害のある児童等に対する個別の指導内容・方法について助言
- 特別支援教育等に関する相談・情報提供機能
 - ・ 就学前の幼児に対する指導及びその保護者からの相談
- 福祉、医療、労働などの関係機関等との連絡・調整機能
 - ・ 関係機関の紹介、支援計画等の作成支援
- 小・中学校等の教員に対する研修協力機能
 - ・ 小・中学校等の教員に対する研修の講師を務める。
- 障害のある児童等への施設設備等の提供機能
 - ・ 教材の貸し出し

特別支援学校は近隣の小・中学校等に対して様々なニーズに対応した地域支援を行っています。各特別支援学校の相談センターに直接連絡をとって相談してください。

(4) 各種支援制度

① 特別支援教育就学奨励費

障害のある児童等が特別支援学校や小学校・中学校の特別支援学級等で学ぶ際に、保護者が負担する教育関係経費について、家庭の経済状況等に応じ、国及び地方公共団体が補助する仕組みです。

特別支援学級に在籍する児童等に係る就学奨励費は、各市町が支給し、対象となる経費は、交通費、学校給食費、学用品購入費、修学旅行費などがあります。保護者の負担能力の程度に応じ、全部又は一部について、特別支援教育就学奨励費を支給します。

*平成25年度より、学校教育法施行令第22条の3に定める障害の程度に該当する通常の学級に在籍する児童等についても、補助対象に拡充されていることに留意してください。

② 障害に関する手帳

ア 障害に関する手帳の種類

公的機関で、一定程度の障害があるという認定を受けると障害に関する手帳が発行されます。具体的には**身体障害者手帳**、**療育手帳**、**精神障害者保健福祉手帳**に分類されます。

手帳の種類	対象	等級等	更新	申請先
身体障害者手帳	疾病や事故等により、身体に永続する障害のある人	1級～6級	なし（再認定時期が記載されている場合は、それまでに再認定を受ける必要がある） ※障害の程度が変わる場合は、診断書を添えて更新申請を行う	居住地の福祉事務所・障害福祉担当課
療育手帳 ※香川県の場合の名称。地域によって呼び名が異なる場合がある。「愛の手帳」「みどりの手帳」など	障害福祉相談所で知的障害と判定された人（障害の発現時期が18才以前であることが条件）	㊤（最重度） A（重度） ㊦（中度） B（軽度）	交付の際定められた再判定時期 ※18歳未満は、概ね2～3年ごと	居住地の福祉事務所・障害福祉担当課

精神障害者保健福祉手帳	精神障害のある人	1級～3級	2年	居住地の福祉事務所・障害福祉担当課
-------------	----------	-------	----	-------------------

イ 障害に関する手帳取得のメリット

手帳取得の主なメリットとしては以下の点が挙げられます。

- 税金の控除（所得税、住民税、自動車税等）
- 医療費の助成
- 各種サービスの割引（鉄道・バス・タクシー運賃、高速道路・有料道路料金、公共施設～美術館・博物館等の入場料、NHKの受信料、携帯電話の料金 など）
- ハローワークの障害者求人への応募 → 企業就労のチャンスが広がる



参照

手帳の交付を受けた方が受けられるサービスの詳細について

香川県健康福祉部障害福祉課HP

トップ>相談・支援制度>福祉制度>障害福祉制度の利用案内

「手帳を受けた方の福祉便覧」

https://www.pref.kagawa.lg.jp/content/etc/subsite/shogai_fukushi/upfiles/sa3o0a170316155239_f01.pdf

③ 障害福祉サービスの活用

家庭での生活、地域での生活の質を高め、豊かにしていくために活用できるのが移動支援などの障害福祉サービスです。放課後に利用する、休日に利用するなど児童等の生活スタイルに合わせての活用もしくは、生活の幅を広げる、対人関係を広げるといった教育的ニーズに合わせての活用が考えられます。いずれにしても個別の教育支援計画やサポートファイル「かけはし」等を活用しての障害福祉サービス事業所との連携は、児童等の成長のためには不可欠です。（30文科357号通達によるトライアングルプロジェクト）

ア 障害福祉サービスを利用するためには

障害福祉サービスを利用するためには、居住市町等の指定障害児相談支援事業者 서비스에等利用計画を作成してもらう必要があります。相談支援事業所では、本人や保護者のニーズに基づき、ケアマネジメントを行い、きめ細かな福祉サービスの利用計画を作成してもらえます。

※指定障害児相談支援事業者については、居住市町の福祉担当課にお問い合わせください。

イ 主な障害福祉サービスの内容

(ア) 放課後等デイサービス 支給単位「月〇日」

- ・学校通学中の障害のある児童等が対象です。
- ・放課後や夏休み等の長期休暇中において、個別の教育支援計画に基づき、自立した日常生活を営むために必要な訓練や創作的活動、作業活動、余暇活動、地域交流会などの活動を行います。
- ・本人が混乱しないよう学校と放課後等デイサービスのサービスの一貫性に配慮しながら、学校との連携・協働による支援が行われることが基本です。
- ・時間区分がないため、時間を分けても1日とカウントされます。

(イ) **日中一時支援事業**（宿泊を伴わない） 支給単位：「月〇日」

- ・日中、施設、事業所、学校の空き教室等において障害者等に活動の場を提供し、見守りを行いながら社会に適応するための日常的な訓練等の支援を行います。
- ・対象は、日中において監護する者がいないため、一時的に見守りの支援が必要であると市町が認めた障害者等です。
- ・放課後、土日祝日、長期休業中の支援で、市町の判断で送迎も可能です。

(ウ) **短期入所**（宿泊を伴う） 支給単位「月〇日」（1泊2日）

- ・自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴、排泄、食事の介護等を行います。宿泊を伴うことが原則です。
- ・生活の幅を広げる等教育的ニーズに沿った利用も可能です。
- ・自己負担額は、原則1割です。このほか、食費やその他の日常生活費の実費を負担する必要があります。

(エ) **移動支援事業**＜訪問系＞ 支給単位：「月〇時間（30分単位）」

- ・屋外での移動が困難な障害のある児童等を対象に、地域での自立生活や社会参加を目的とする外出支援のサービスです。事業の具体的な内容は市町ごとに定められています。
- ・外出は、公共交通機関もしくはタクシー（費用は利用者負担）を利用することになっています。ヘルパーが自家用車を運転しての移動は認められていません。
- ・通所、通園、通学には原則利用できません。
- ・ヘルパーと現地での待ち合わせ、現地での解散が可能です。

(オ) **居宅介護**（ホームヘルプ）＜訪問系＞ 支給単位：「月〇時間（30分単位）」

- ・自宅で入浴、食事、排泄等の介護を行います。
- ・契約する事業所は何か所でも可能です。

a **身体介護**

- ・入浴、排泄、食事、衣服着脱、身体の清拭、洗髪、通院等の介護。

b **家事援助**

- ・調理、洗濯、補修、掃除、整理整頓、生活必需品の買い物、関係機関との連絡、その他の家事、生活・身上・介護に関する相談助言など。

c 通院介助（身体介護を伴う）

- ・通院時の移動の介護で、受付の補助や医師の説明と一緒に聞いてもらうこともできます。
- ・移動の際には、公共交通機関もしくはタクシー（費用は利用者負担）を利用することになっています。ヘルパーが自家用車を運転しての移動は認められていません。

障害福祉サービスでできること、できないこと 【参考資料】

支援内容	可否	備考
・通学・通勤	×	・進路先、学校と自宅間の送迎での利用は認められていません。
・通院の同行	○	<ul style="list-style-type: none"> ・受付の補助やドクターの説明と一緒に聞いてもらえます。※通院介助<居宅介護> ※通院介助
・PT（理学療法）ST（言語療法）等への同行	○	
・入院の付き添い	×	
☆余暇支援 ・買い物の同行 ・外食・映画・児童館・ボウリング等への同行 ・温泉への同行 一緒に入浴 ・プールへの同行 一緒に入水	○ ○ ○ × ○ ×	※移動支援 ・ヘルパーの映画代等は利用者負担です。 ・前後の更衣等の介助は可能です。 ・前後の更衣等の介助は可能です。
・調理 ・大掃除	○ ×	※家事援助<居宅介護> ・原則は一緒に調理ですが、病気等で一緒に調理することが難しい場合は調理してもらえます。 ・家事援助は、日常生活を維持する範囲で、大掃除や特別なゴミ出しはできません。
☆外出は公共交通機関もしくはタクシー（費用は利用者負担）が原則です。ヘルパーが運転しての移動は認められていません。 ☆ヘルパーを派遣している事業所によっては、タクシー事業の認可を取得し、有料で移動介護を実施しているところがあります。契約の前に確認しておきましょう。		

(注) 表の可否はあくまで参考で、その可否は市町ごとに異なる場合があります。実際できること、できないことについては、表を参考にして、各市町にお問い合わせください。

資料 1

「通級による指導」実施上の手引き

香川県教育委員会
(平成30年4月改訂)

目 次

I	「通級による指導」の概要	
1	「通級による指導」に係る法規	81
2	「通級による指導」とは	82
3	対象とすることが適当な児童生徒	83
II	「通級による指導」に係る手続き	
1	指導を始めるとき（同一市町の場合）	85
2	指導を始めるとき（市町が異なる場合）	86
3	指導を始めるとき（特別支援学校の場合）	87
4	指導を始めるとき（県立校・附属校・私立校の場合）	88
5	指導を終了するとき（同一市町内の場合）	89
6	指導を終了するとき（市町が異なる場合）	90
7	指導を終了するとき（特別支援学校場合）	91
8	指導を終了するとき（県立校・附属校・私立校の場合）	92
III	「通級による指導」の開始	
1	通級による指導の児童生徒氏名等の通知	93
2	児童生徒氏名及び通級指導校等の通知	94
3	特別の教育課程の編制及び通知	99
IV	「通級による指導」の終了	
1	通級による指導を終了する場合の通知	101
V	「通級による指導」の記録	104

I 「通級による指導」の概要

1 「通級による指導」に係る法規

学校教育法施行規則

第140条

小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程において、次の各号のいずれかに該当する児童又は生徒（特別支援学級の児童及び生徒を除く。）のうち当該障害に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、第50条第1項、第51条及び第52条の規定並びに第72条から第74条までの規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

- 1 言語障害者
- 2 自閉症者
- 3 情緒障害者
- 4 弱視者
- 5 難聴者
- 6 学習障害者
- 7 注意欠陥多動性障害者
- 8 その他障害のある者で、この条の規定により特別の教育課程による教育を行うことが適当なもの

第141条

前条の規定により特別の教育課程による場合においては、校長は、児童又は生徒が、当該小学校、中学校又は中等教育学校の設置者の定めるところにより他の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部において受けた授業を、当該小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程において受けた当該特別の教育課程に係る授業とみなすことができる。

（平成18年文部科学省令第22号により学校教育法施行規則の一部を改正）

（平成19年文部科学省令第40号により学校教育法施行規則の一部を改正）

2 通級による指導とは

(1) 趣 旨

障害のある児童生徒は、その障害の状態や発達段階、特性等に応じて、その可能性を最大限に伸ばし、自立し、社会参加するために必要な力を培うことが重要である。障害の程度が比較的軽い通常の学級に在籍する児童生徒に対し、障害の状態に応じて、週のうちの数時間を特別の場で、特別の教育課程を編成して指導及び支援を行うことで、より効果的な教育を行うことを目指すものである。

(2) 在 籍

小・中学校の通常学級に在籍する。

(3) 障 害

生活や学習上の困難の程度が比較的軽度である。

(4) 対 象

言語障害者、自閉症者、情緒障害者、弱視者、難聴者、学習障害者、注意欠陥多動性障害者、その他障害のある者で、この条の規定により特別の教育課程による教育を行うことが適当なもの（特別支援学級の児童生徒は除く）

(5) 指導の場

特別の指導の場（通級指導教室等）としては次の場が考えられる。

- ・児童生徒が在籍する学校（在籍校という）
- ・在籍校以外の小・中学校や特別支援学校の小・中学部の特別な指導の場

(6) 指導内容

障害に応じた特別の指導は、障害の状態の改善又は克服を目的とする自立活動の指導とし、特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら行うことができる。（各教科の補充学習のみを行い、自立活動の指導を全く行わないとする場合は、通級による指導の趣旨に合致しない。）

(7) 教育課程

特別の指導の場による指導を、小・中学校の教育課程に加え、又はその一部に替えることができる。

(8) 授業時数

障害の状態の改善又は克服を目的とする指導については、年間35単位時間からおおむね年間280単位時間（週1～8時間）以内の範囲で行うことを標準とする。

ただし、学習障害及び注意欠陥多動性障害の児童生徒については、年間授業時数の上限は他の障害種別と同じにするものの、月1単位時間程度でも指導上の効果が期待できる場合があることから、年間10単位時間（月1単位時間程度）を下限として指導できることとする。

(9) 指導方法

障害の程度に応じた個別指導を基本とする。必要に応じてソーシャルスキル等、複数(グループ)による指導を行うこともできる。

(10) 担当教員

本務となる学校以外において通級による指導を行う場合(巡回指導)には、あらかじめ兼務発令や当該学校の非常勤講師の発令を行うことになる。

○「障害のある児童生徒の就学について(通知)」

(平成14年5月27日付け文科初第291号 初等中等教育局長通知)

○「学校教育法施行規則の一部改正等について(通知)」

(平成18年3月31日付け文科初第1177号 初等中等教育局長通知)

○「通級による指導の対象とすることが適当な自閉症者、情緒障害者、学習障害者又は注意欠陥多動性障害者に該当する児童生徒について(通知)」

(平成18年3月31日付け文科初第1178号 初等中等教育局長通知)

3 対象とすることが適当な児童生徒

「障害のある児童生徒の就学について(通知)」及び「通級による指導の対象とすることが適当な自閉症者、情緒障害者、学習障害者又は注意欠陥多動性障害者に該当する児童生徒について(通知)」より、通級による指導の対象となる障害の種類とその程度は、以下の通りとなるが、通級による指導を行う場合は、通常の学級での適応性や通級に要する時間等にも十分考慮をすること。

(1) 言語障害者

□蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、そのほかこれに準じる者(これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。)で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも

(2) 自閉症者

自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも

(3) 情緒障害者

主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも

(4) 弱視者

拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの。

(5) 難聴者

補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの。

(6) 学習障害者

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの。

(7) 注意欠陥多動性障害者

年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

(8) 肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者

肢体不自由、病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの。

〔この場合は、(1)～(7)までの障害と異なり、必ずしも通級による指導が一般的でないことから、その必要性について慎重な判断の下に行う必要があると考えられる。〕

[留意事項]

ア 通級による指導を担当する教員が担当する児童生徒について

通級による指導を担当する教員は、基本的には単一の障害の種類に該当する児童生徒を指導することとなるが、当該教員が有する専門性や指導方法の類似性等に応じて、当該障害の種類とは異なる障害の種類に該当する児童生徒を指導することができること。

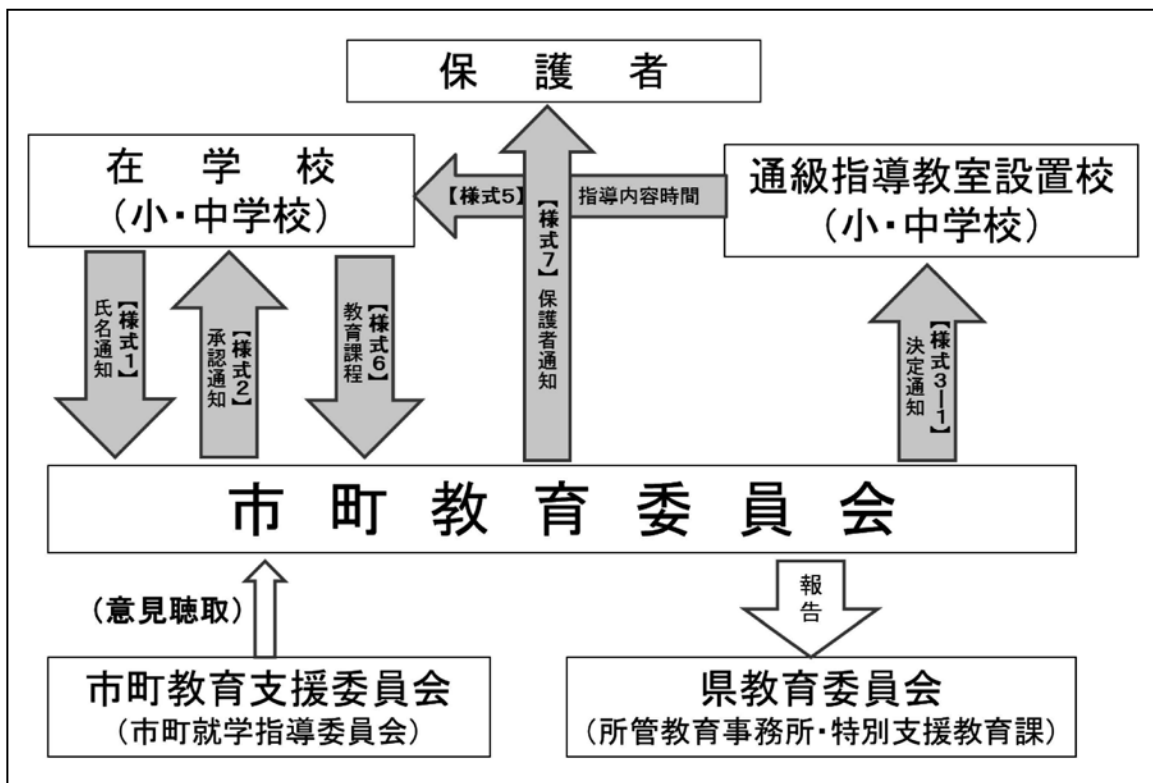
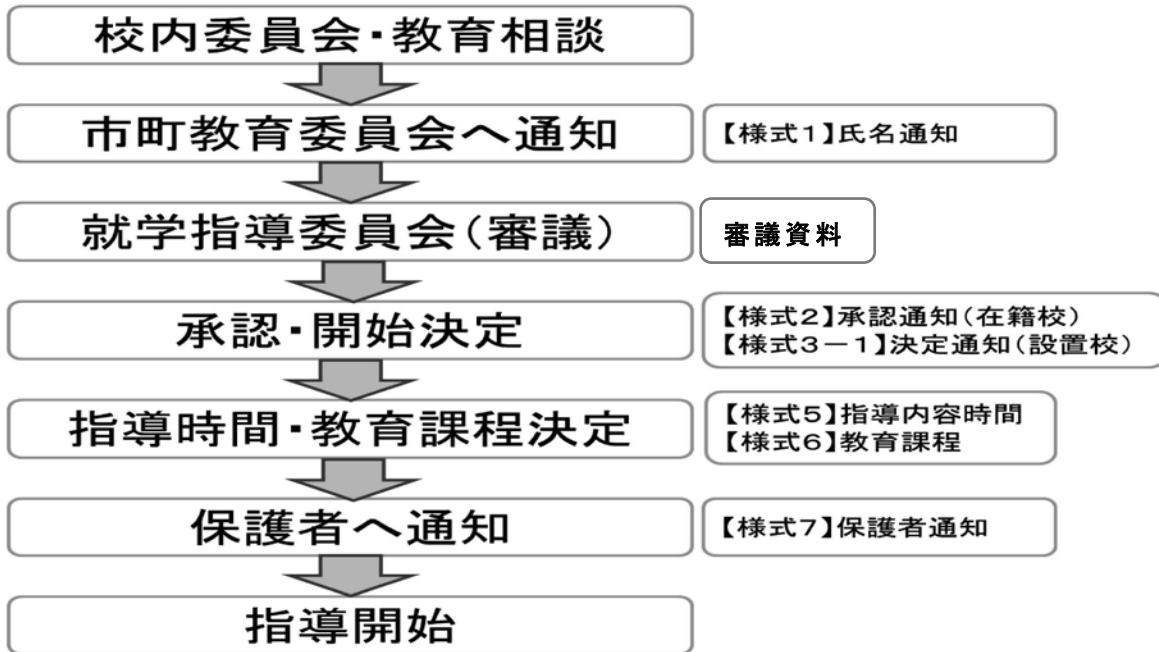
イ 通級による指導を行うに際しては、必要に応じ、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、担任教員、その他必要と思われる者で構成する校内委員会において、その必要性を検討するとともに、専門家チームや巡回相談等を活用すること。

ウ 通級による指導の対象とするか否かの判断に当たっては、医学的な診断の有無のみにとらわれることのないよう留意し、総合的な見地から判断すること。

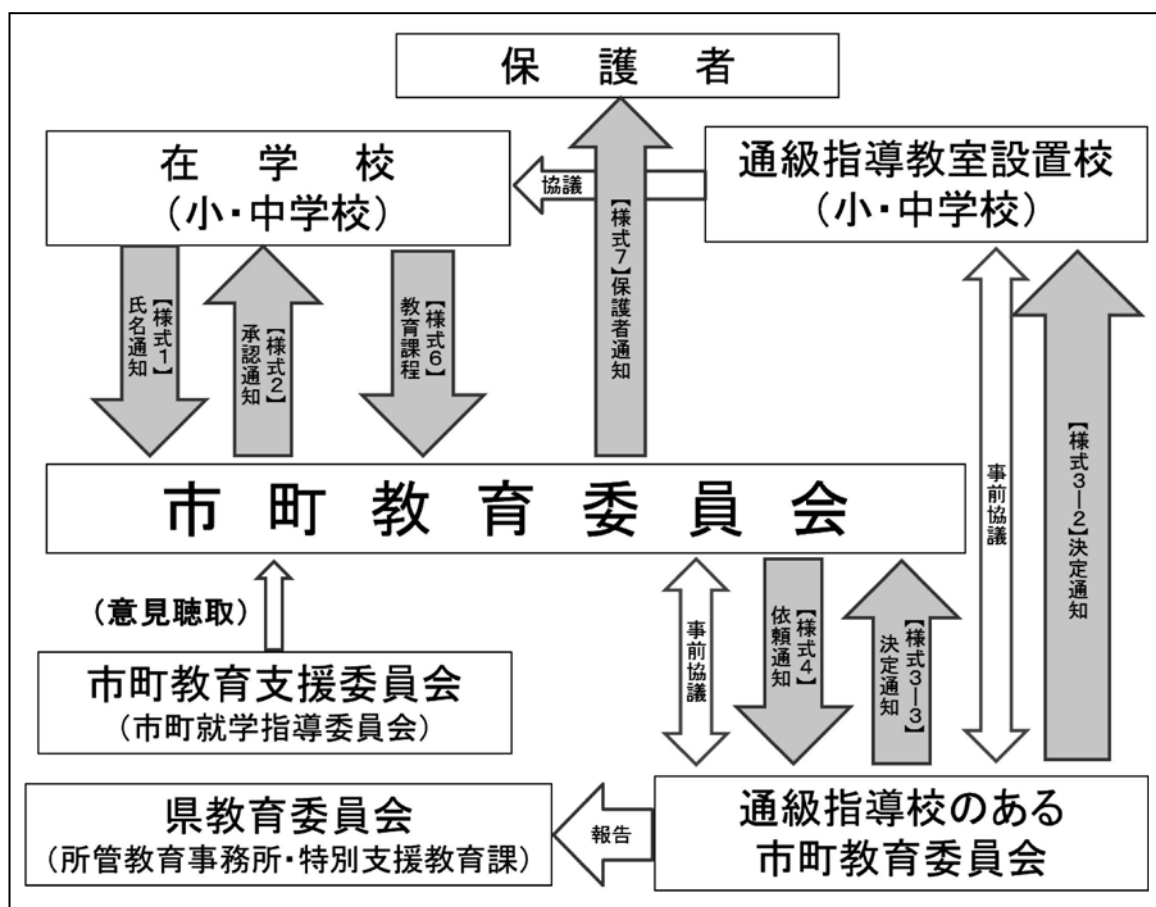
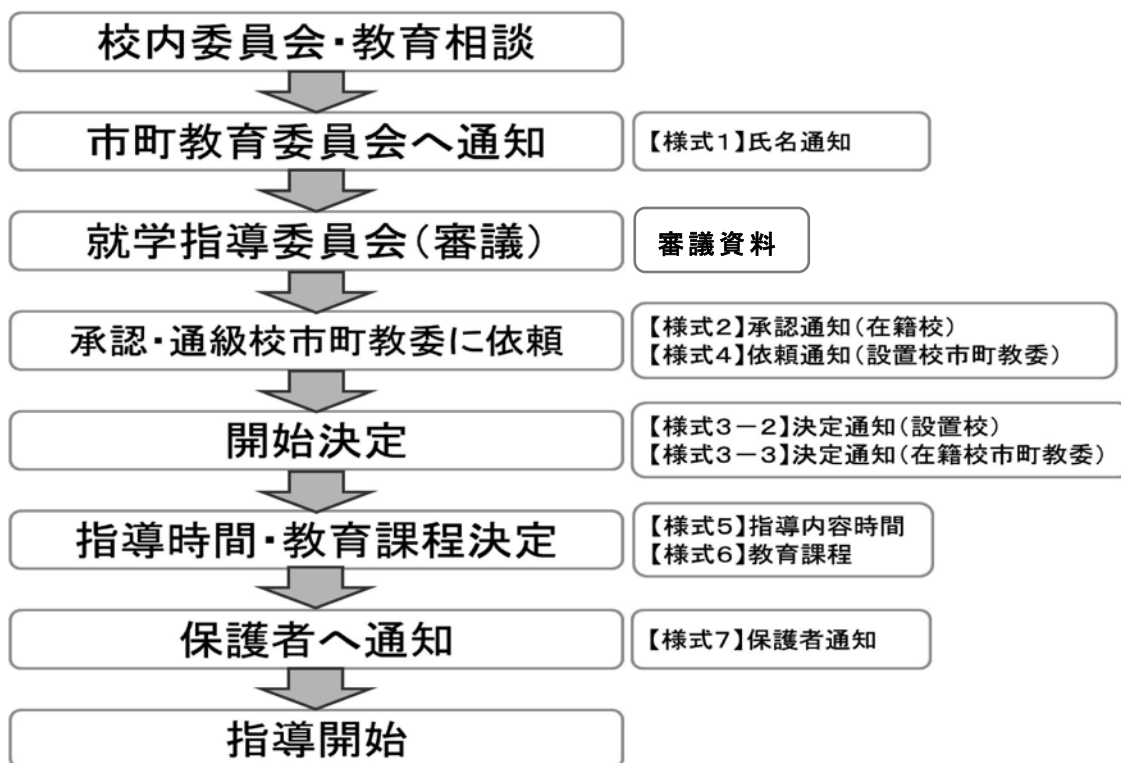
エ 学習障害又は注意欠陥多動性障害の児童生徒については、通級による指導の対象とするまでもなく、通常の学級における教員の適切な配慮やチーム・ティーチングの活用、学習内容の習熟の程度に応じた指導の工夫等により、対応することが適切である者も多く見られることに十分留意すること。

Ⅱ 「通級による指導」に係る手続き

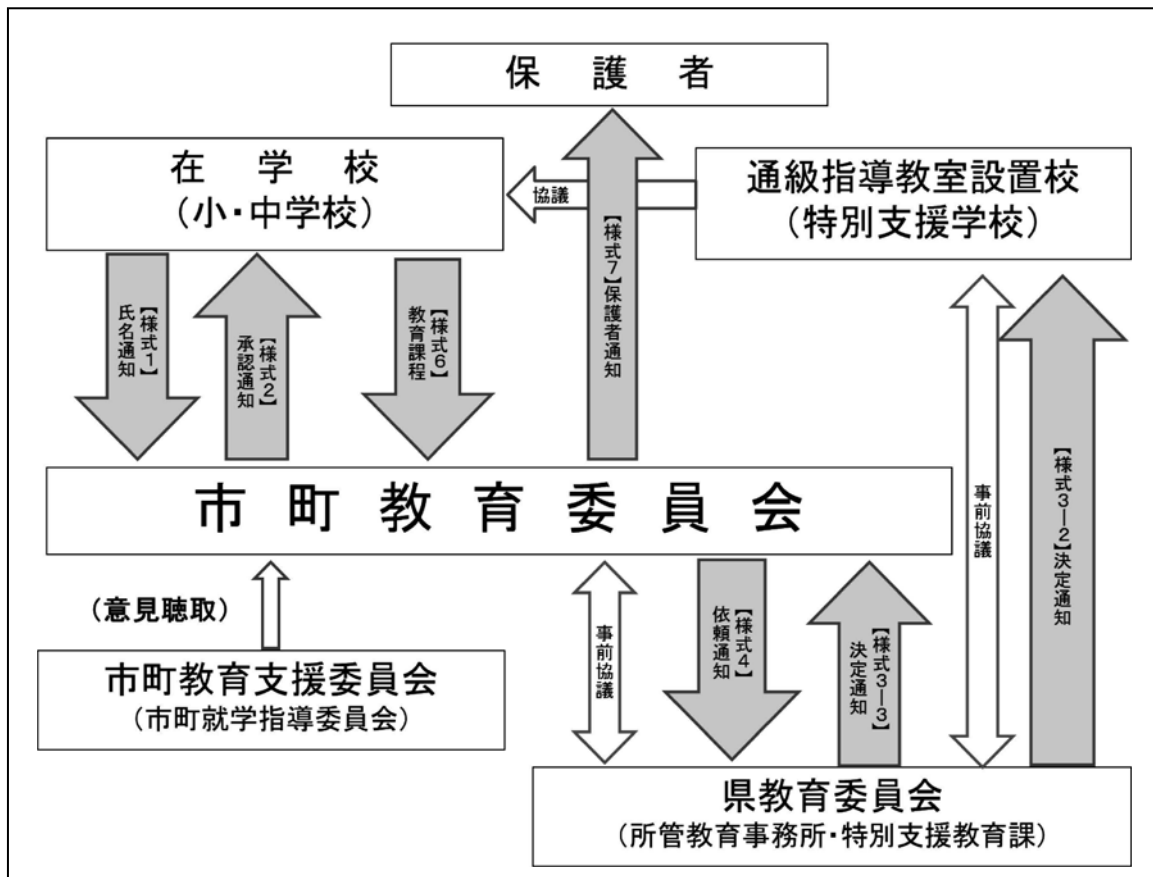
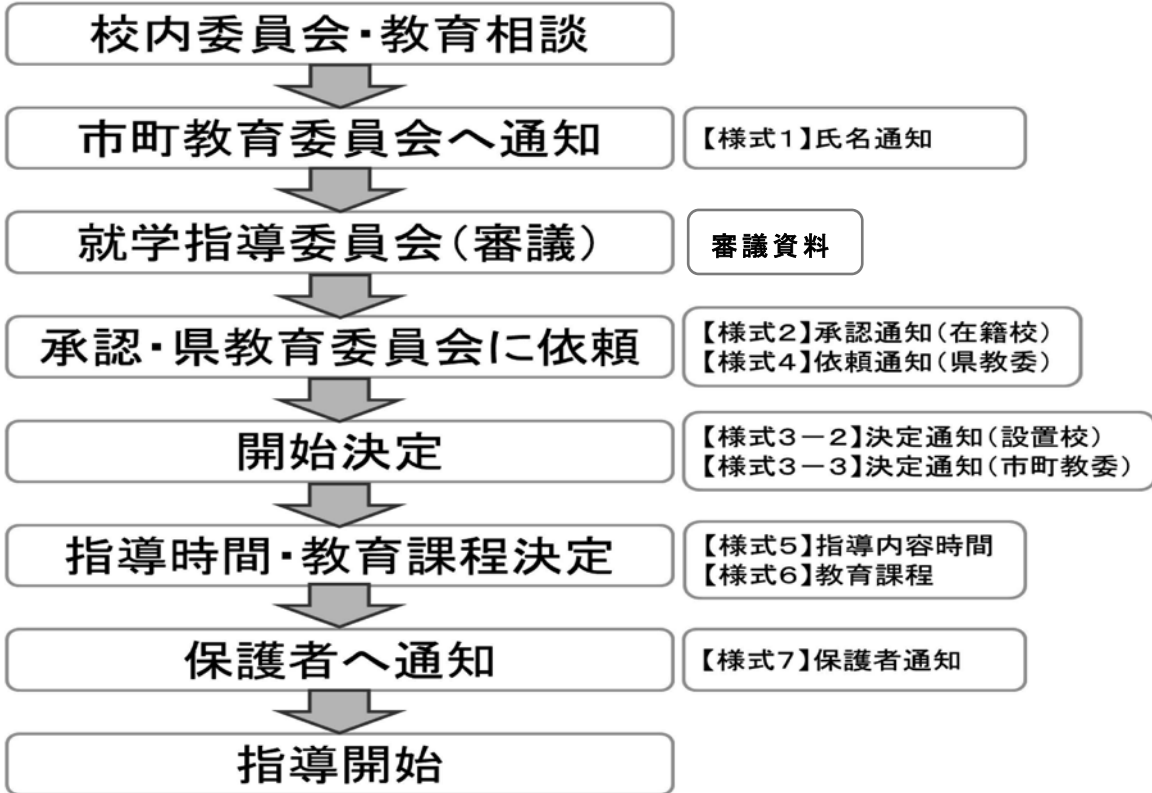
1 指導を始めるとき（同一市町内の場合）



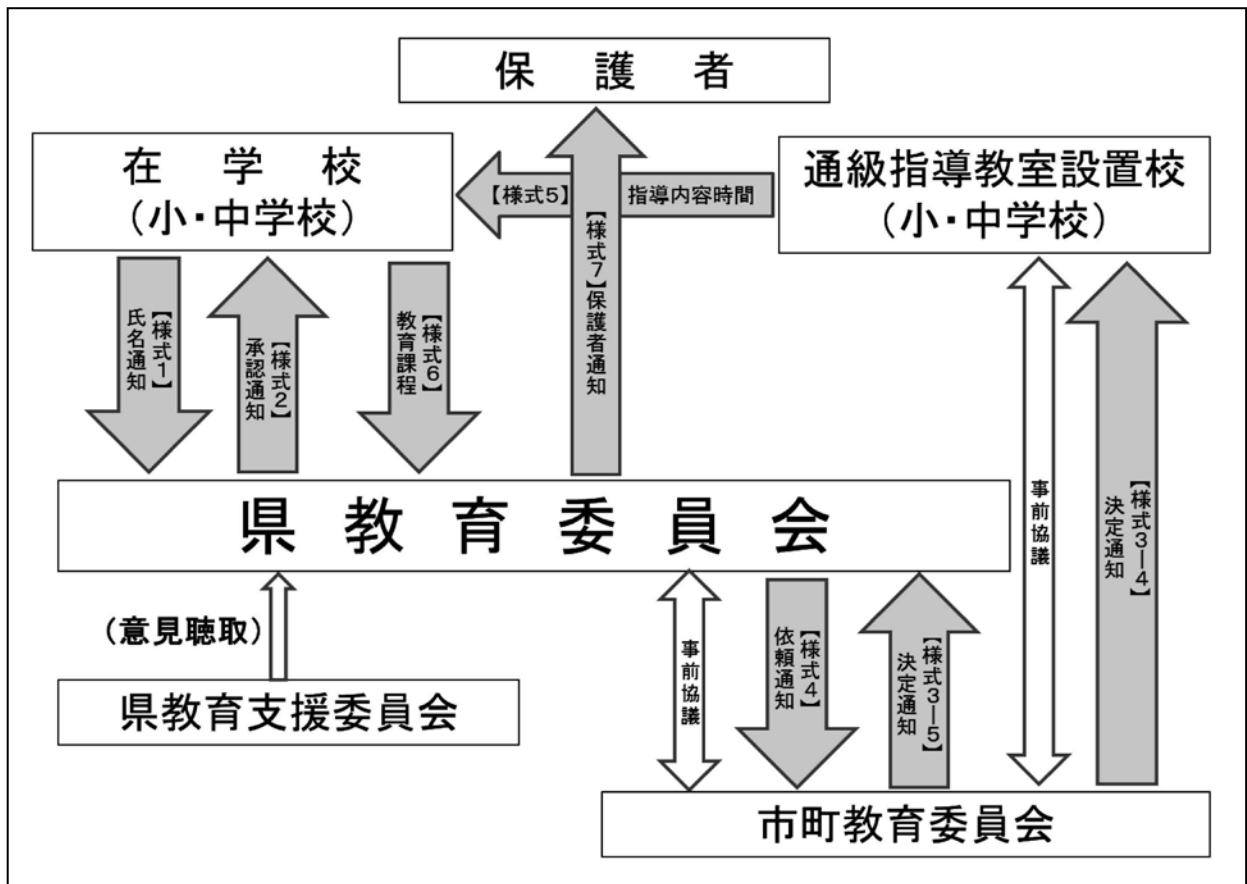
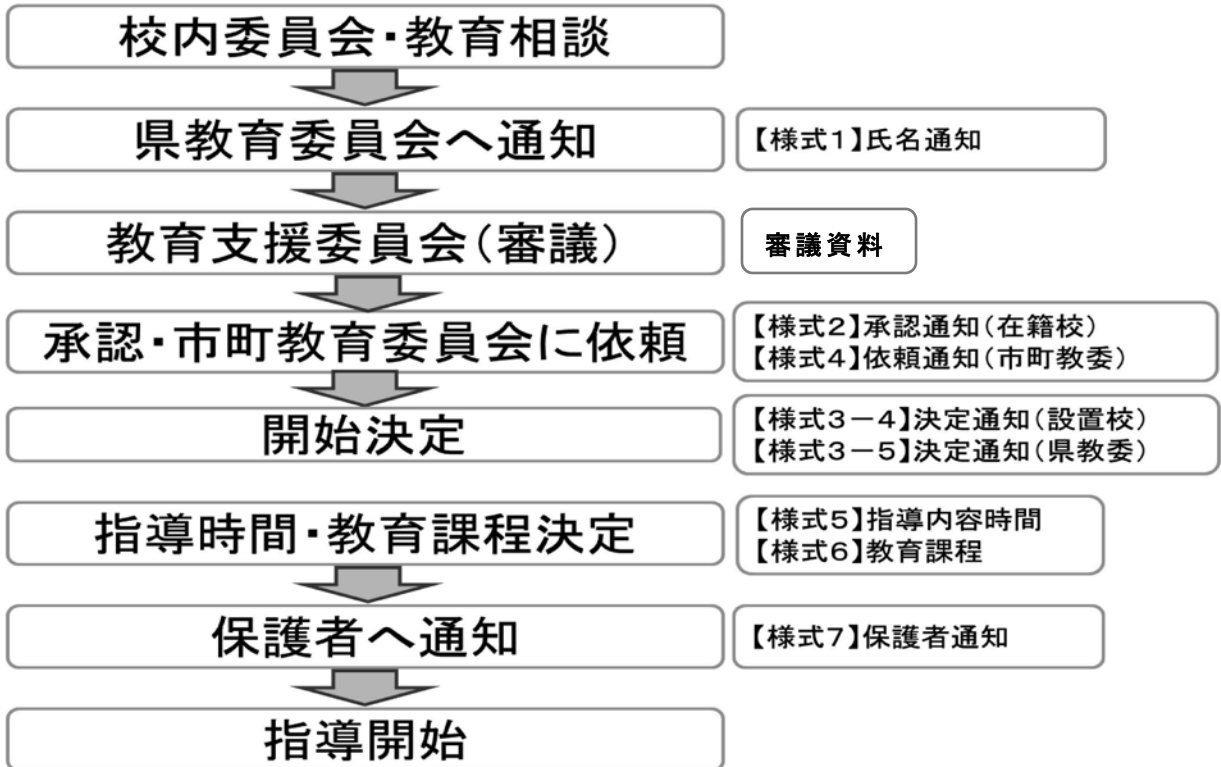
2 指導を始めるとき（市町が異なる場合）



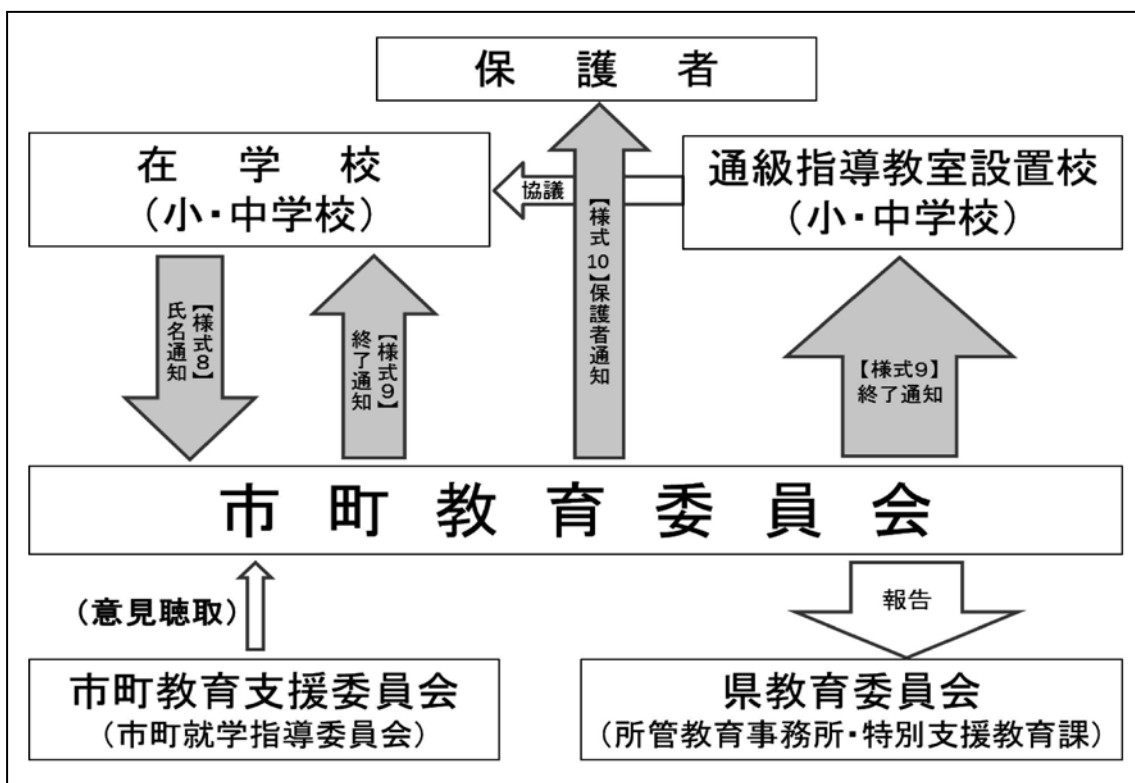
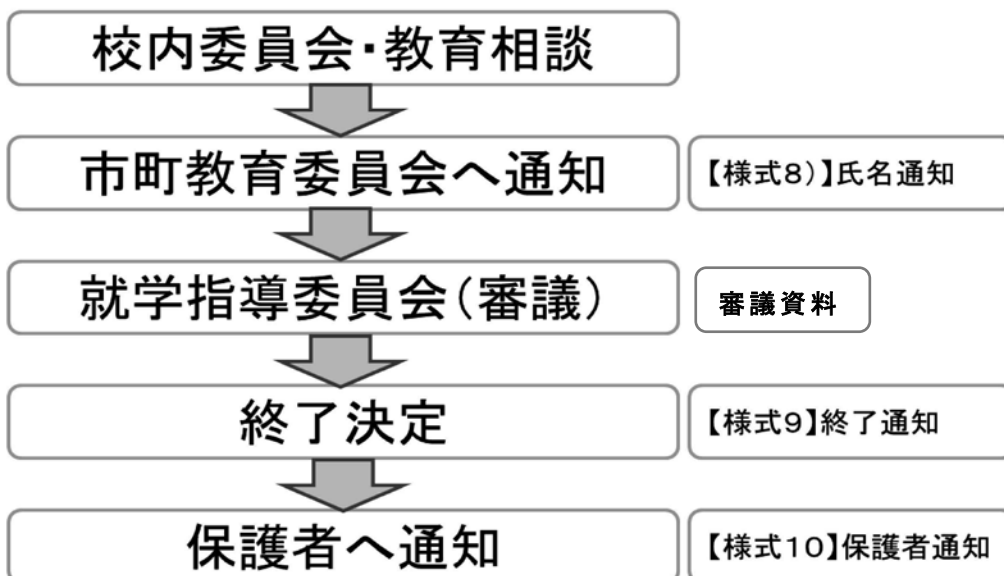
3 指導を始めるとき（特別支援学校の場合）



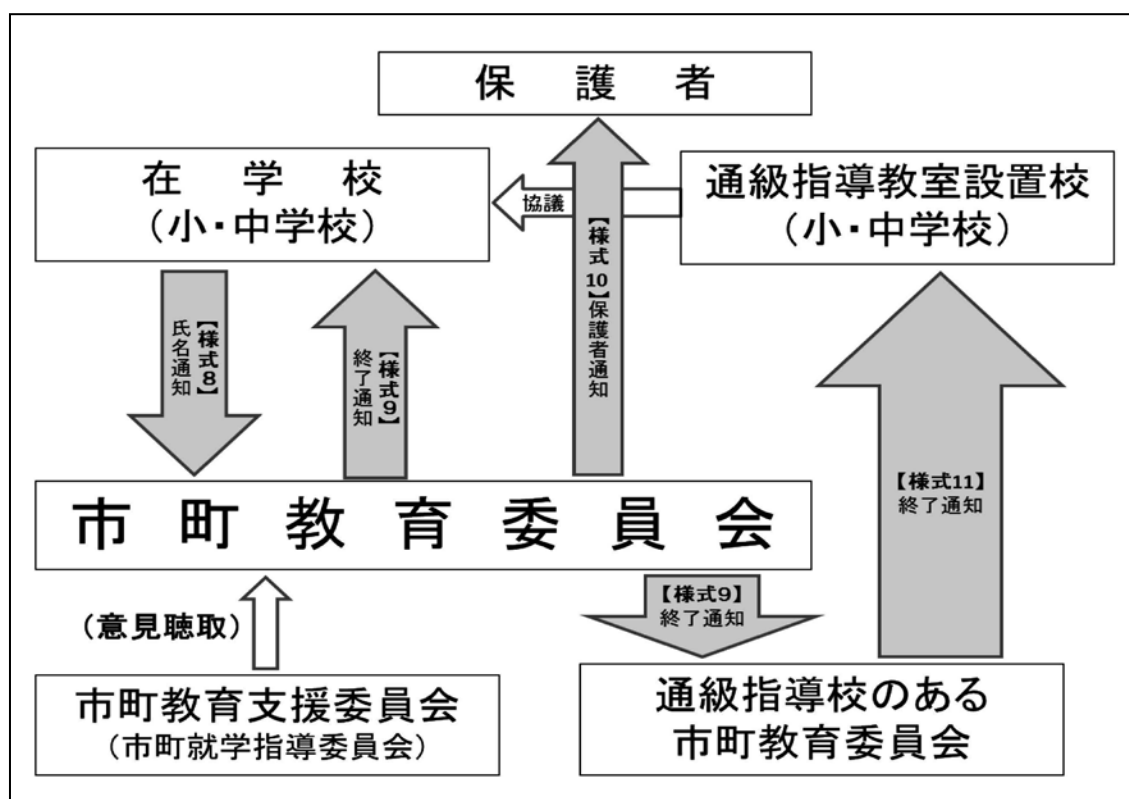
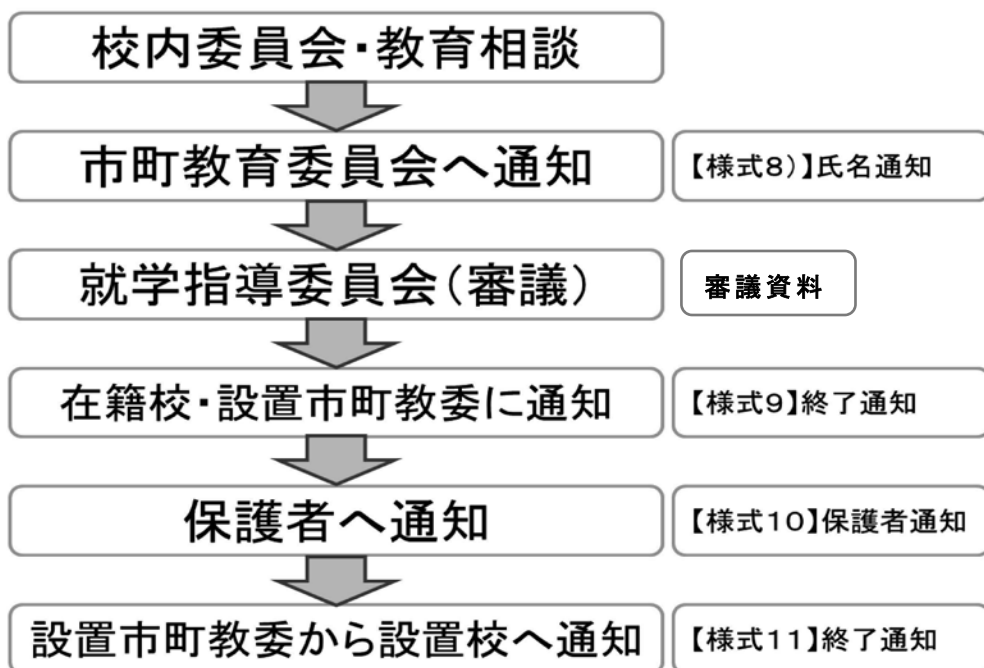
4 指導を始めるとき（県立学校、附属校、私立学校の場合）



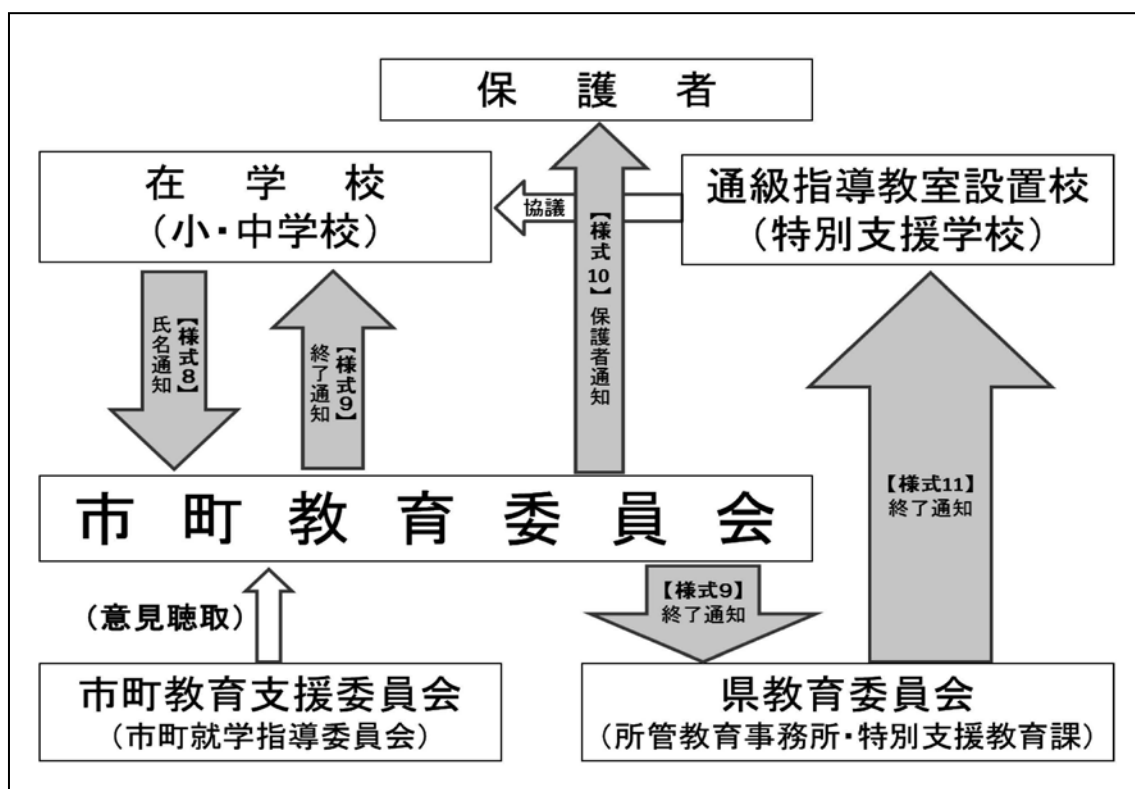
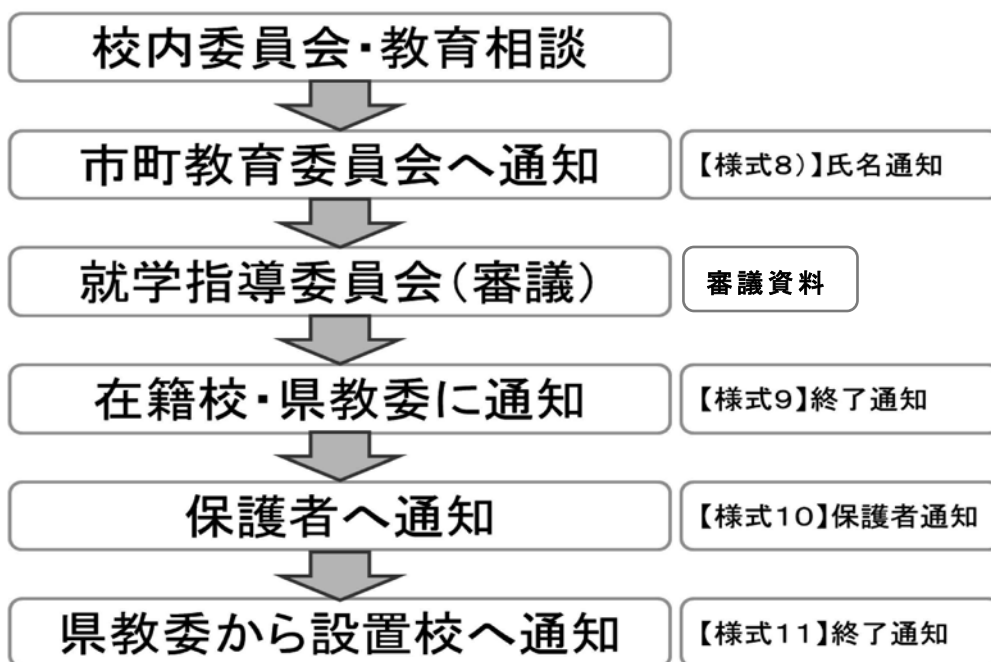
5 指導を終了するとき（同一市町内の場合）



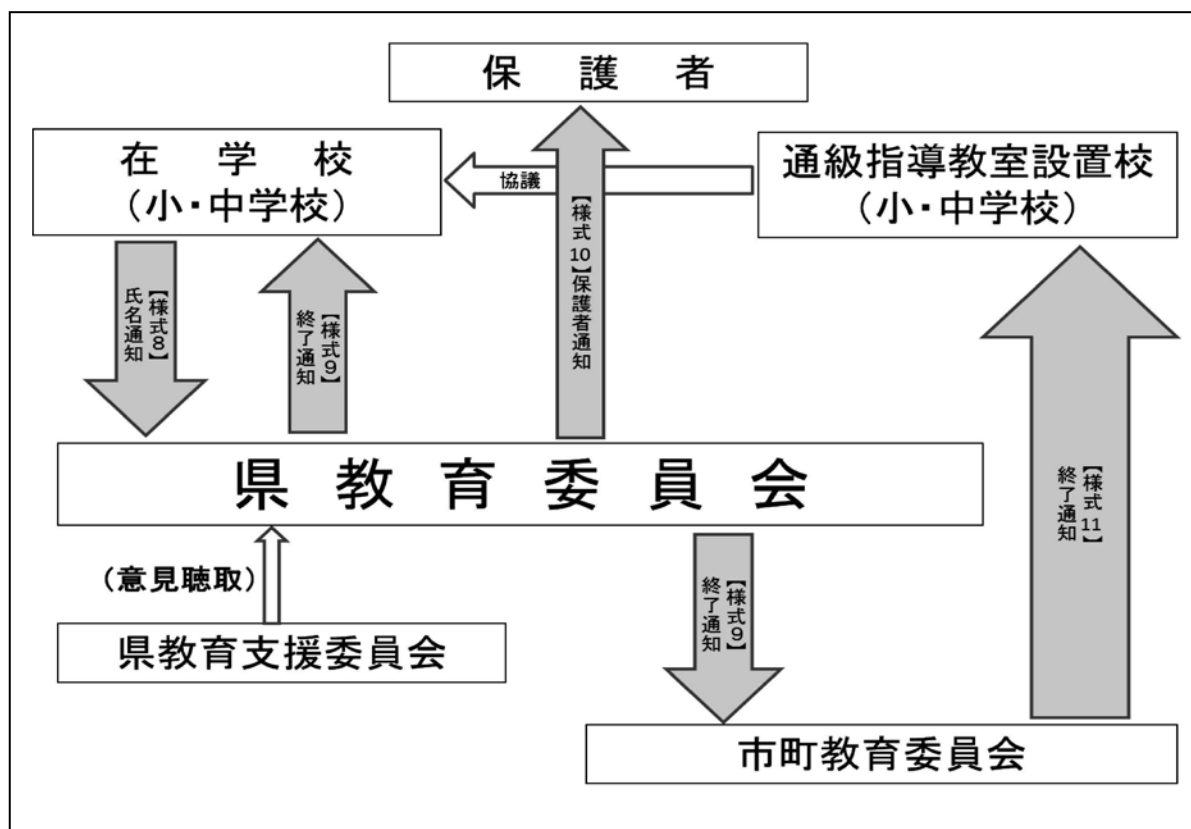
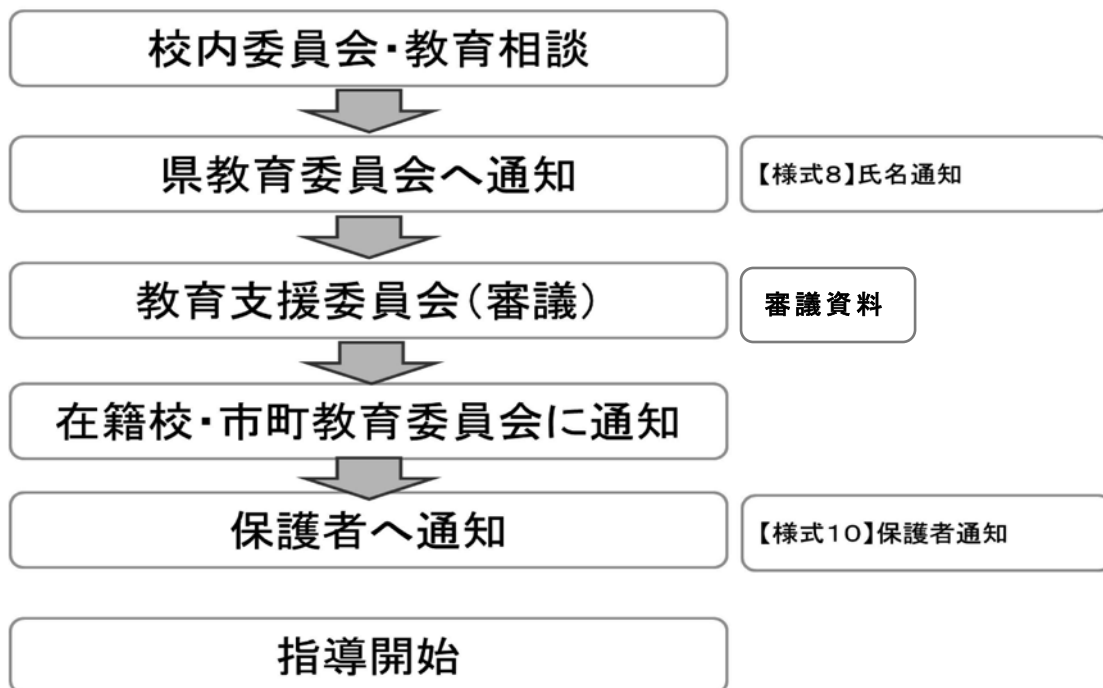
6 指導を終了するとき（市町が異なる場合）



7 指導を終了するとき（特別支援学校の場合）



8 指導を終了するとき（県立学校、附属校、私立学校の場合）



Ⅲ 「通級による指導」の開始

1 通級による指導の児童生徒氏名等の通知

校長は、在籍児童生徒（来年度就学予定者を含む。）のうち、校内就学指導委員会（教育支援委員会）等において、通級による指導を受けさせる必要があると判断された者がいた場合、〔様式 1 氏名通知〕で市町教育委員会（県立学校、附属校、私立学校は県教育委員会）に通知する。

- * 保護者の同意が得られていること。
- * 校内就学指導委員会での判断に当たっては、特別支援教育コーディネーター、特別支援学級担任、関係機関等の意見を参考とすることが望ましい。

〔様式 1 氏名通知〕

令和 年 月 日

（県・市町）教育委員会教育長 殿

（在 学 校）
校長 印

通級による指導の児童生徒について（通知）

下記の児童生徒は、学校教育法施行規則第140条に該当しますので、氏名等を下記のとおり通知します。

記

番号	ふりがな 氏 名 (生年月日)	学年 性別	住 所	保護者 氏名	障害の状況	通級指導校

2 児童生徒氏名及び通級指導校等の通知

市町教育委員会（県立学校、附属校、私立学校の場合は県教育委員会）は、校長から1の通知を受けた児童生徒について、通級による指導を受けさせることが適当と認める時は、当該児童生徒の在籍する学校（以下「在学学校」という。）の校長に当該児童生徒の氏名及び通級による指導を受けさせる学校（以下「通級指導校」という。）等を〔様式2承認通知〕で、また通級指導校の校長に当該児童生徒氏名及び在学学校等を〔様式3-1決定通知〕で通知する。この通知に当たっては、市町教育支援委員会（県立学校、附属校、私立学校の場合は県教育支援委員会）等の意見を聴取するものとする。

なお、通級指導校が他の市町立の小・中学校及び県立学校、附属校、私立学校の場合には当該市町教育委員会と、県立特別支援学校の場合は県教育委員会と事前に協議し、〔様式4依頼通知〕で通知する。この通知を受けた当該教育委員会は、その旨を〔様式3-2決定通知〕で通級指導校に通知し、〔様式3-3決定通知〕で依頼のあった市町教育委員会に通知する。

〔様式2 承認通知〕

第 号
令和 年 月 日

（在 学 校）
校長

様

（県・市町）教育委員会
教育長 印

通級による指導の児童生徒について（通知）

下記の児童生徒は、学校教育法施行規則第140条に該当しますので、氏名等を下記のとおり通知します。

記

番号	ふりがな 氏 名 (生年月日)	在学学校名	学年 性別	住 所	保護者氏名	通級指導 設置校名

〔様式 3-1 決定通知（同一市町）〕

第 号
令和 年 月 日

（市町）立（通級指導校）学校
校長 様

（市町）教育委員会
教育長 印

通級による指導の児童生徒について（通知）

下記の児童生徒は、学校教育法施行規則第140条に該当し、貴校で通級による指導を受けることが適当と判断しますので、当該児童生徒氏名及び在学学校等を、下記のとおり通知します。

記

番号	ふりがな 氏 名 (生年月日)	在学学校名	学年 性別	住 所	保護者 氏 名	障害の状況	備考

〔様式 3-2 決定通知（他市町、県）〕

第 令和 年 月 日 号

（県・市町）立（在学）校 学校
校長 様

（県・市町）教育委員会
教育長 印

通級による指導の児童生徒について（通知）

このことについて、〇〇教育委員会より別添（写）のとおり通知がありました。
ついては、下記の児童生徒は、貴校で通級による指導を受けることが適当と判断します
ので、当該児童生徒氏名及び在学学校等を下記のとおり通知します。

記

番号	ふりがな 氏 名 (生年月日)	在学学校名	学年 性別	住 所	保護者名	備 考

〔様式 3-3 決定通知（他市町、県）〕

第 令和 年 月 日 号

（市町）教育委員会教育長 殿

（県・市町）教育委員会
教育長 印

通級による指導の児童生徒について（通知）

令和 年 月 日付け第 号で通知のあった児童生徒について、下記に
より受け入れますので通知します。

記

児童生徒名		性別	
生年月日			
在学学校名		学年	
保護者氏名			
現住所			
通級指導校			
指導開始期日			

〔様式 3-4 決定通知（県立学校、附属校、私立学校）〕

第 号
令和 年 月 日

（在 学 校）
校長

様

（市町）教育委員会
教育長 印

通級による指導の児童生徒について（通知）

このことについて、香川県教育委員会より別添（写）のとおり通知がありました。
ついては、下記の児童生徒は、貴校で通級による指導を受けることが適当と判断します
ので、当該児童生徒氏名及び在学学校等を下記のとおり通知します。

記

番号	ふりがな 氏 名 (生年月日)	在学学校名	学年 性別	住 所	保護者名	備 考

〔様式 3-5 決定通知（県立学校、附属校、私立学校）〕

第 号
令和 年 月 日

（県）教育委員会教育長 殿

（市町）教育委員会
教育長 印

通級による指導の児童生徒について（通知）

令和 年 月 日付け第 号で通知のあった児童生徒について、下記に
より受け入れますので通知します。

記

児童生徒名		性別	
生年月日			
在学学校名		学年	
保護者氏名			
現住所			
通級指導校			
指導開始期日			

〔様式4 依頼通知（他市町、県）〕

第 号
令和 年 月 日

（県・市町）教育委員会
教育長 様

（市町）教育委員会
教育長 印

通級による指導の児童生徒について（通知）

下記の児童生徒は、学校教育法施行規則第140条に該当しますので、当該児童生徒氏名及び在学学校等を下記のとおり通知します。

記

番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	在学学校名	学 年 性 別	住 所	保護者 氏 名	通級指導 校名	障害の状況

〔様式4 依頼通知（県立学校、附属校、私立学校）〕

第 号
令和 年 月 日

（市町）教育委員会
教育長 様

（県）教育委員会
教育長 印

通級による指導の児童生徒について（通知）

下記の児童生徒は、学校教育法施行規則第140条に該当しますので、当該児童生徒氏名及び在学学校等を下記のとおり通知します。

記

3 特別の教育課程の編制及び通知

通級による指導を受ける児童生徒の特別の教育課程は、届け出なければならない。

- (1) 在学学校及び通級指導校の校長は、2の通知を受けた時、当該児童生徒に係る教育課程の編制（指導内容及び指導時間等）について協議を行う。
- (2) 通級指導校の校長は、前項の協議が終了した時は、当該児童生徒に係る当該学校における指導内容及び指導時間を在学学校の校長に〔様式5 指導時間〕で通知する。
- (3) 在学学校の校長は、前項の通知を受けた時は、当該児童生徒に係る特別の教育課程を編制し、市町教育委員会（県立学校、附属校、私立学校の場合は県教育委員会）に〔様式6 教育課程〕で通知する。
- (4) 市町教育委員会（県立学校、附属校、私立学校の場合は県教育委員会）は、校長からの「通級による指導」に伴う特別の教育課程を取りまとめ、〔様式7 保護者通知〕で保護者に通知する。

〔様式5 指導時間〕

令和 年 月 日

（在 学 校）
校長

様

（市町）立（通級指導校）学校
校長 印

通級による指導について（通知）

このことについて、下記のとおり通知します。

記

在学学校・学年	立	学校	年				
児童生徒氏名							
指導開始日	令和	年	月	日			
通級を受ける 曜日・時間 及び指導時間	曜日	時	分～	時	分	指導時数	時間
	曜日	時	分～	時	分	指導時数	時間
	曜日	時	分～	時	分	指導時数	時間
指導内容							

〔様式7 保護者通知〕

第 号
令和 年 月 日

(保護者氏名) 様

(県・市町) 教育委員会
教育長 印

通級による指導について (通知)

下記のとおり、通級による指導を実施する旨通知します。

記

在学学校・学年	立 学校 年
児童生徒氏名	
通級指導校	立 学校
通級による指導の 開始年月日	令和 年 月 日
通級を受ける 曜日・時間 及び指導時間	曜日 時 分～ 時 分 曜日 時 分～ 時 分 曜日 時 分～ 時 分

IV 「通級による指導」の終了

1 通級による指導を終了する場合の通知

- (1) 在学校の校長は、他の小学校等において通級による指導を受けている児童生徒について、通級指導校の校長の意見を聴いた上で、当該指導を受けさせる必要がなくなったものと判断する時は、市町教育委員会（県立学校、附属校、私立学校は県教育委員会）にその旨を〔様式 8 氏名通知〕で通知する。
- (2) 市町教育委員会（県立学校、附属校、私立学校は県教育委員会）は、(1) の通知を受けた児童生徒について、通級による指導を受けさせる必要がないと認める時は、在 school 及び通級指導校の校長に対しその旨を〔様式 9 終了通知〕で通知し、当該児童生徒の保護者に対してはその旨を〔様式 10 保護者通知〕で通知する。この通知に当たっては、市町教育支援委員会（県教育支援委員会）等の意見を聴取するものとする。
- (3) 他市町立の小・中学校で通級による指導を受けていた場合は当該市町教育委員会に、県立特別支援学校で通級による指導を受けていた場合は香川県教育委員会に、〔様式 9〕で通知する。また、〔様式 9 終了通知〕の通知を受けた香川県教育委員会又は市町教育委員会は、それぞれの該当する通級指導校校長にその旨を〔様式 11 終了通知〕で通知する。

〔様式 8 氏名通知〕

令和 年 月 日

(県・市町) 教育委員会教育長 殿

(在 school) 学校
校長 印

通級による指導の児童生徒について (通知)

下記の児童生徒は、学校教育法施行規則第 140 条に該当しなくなったので、氏名等を下記のとおり通知します。

記

番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	性別	学年	住所	保護者氏名	通級指導校名 指導終了日
						年 月 日
						年 月 日
						年 月 日

〔様式9 終了通知〕

第 号
令和 年 月 日(市町)立(在学校) 校長 様
(市町)立(通級指導校)校長 様
(県・他市町)教育委員会教育長 様(市町)教育委員会
教育長 印

通級による指導の児童生徒について(通知)

下記の児童生徒は、学校教育法施行規則第140条に該当しなくなったので、
氏名等を下記のとおり通知します。

記

番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	在学校名	学年 性別	住所	保護者氏名	通級指導校名 指導終了日
						年 月 日
						年 月 日
						年 月 日

〔様式9 終了通知〕

第 号
令和 年 月 日

(在学校) 校長 様

(県)教育委員会
教育長 印

通級による指導の児童生徒について(通知)

下記の児童生徒は、学校教育法施行規則第140条に該当しなくなったので、
氏名等を下記のとおり通知します。

記

番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	在学校名	学年 性別	住所	保護者氏名	通級指導校名 指導終了日
						年 月 日
						年 月 日
						年 月 日

〔様式 10 保護者通知〕

第 号
令和 年 月 日

(保護者氏名) 様

(県・市町) 教育委員会
教育長 印

「通級による指導」の終了について (通知)

下記の児童生徒は、通級による指導が終了したので通知します。

記

在学学校・学年	立 学校 年
児童生徒氏名	
通級を受けていた学校	立 学校
通級による指導の終了 年月日	令和 年 月 日

〔様式 11 終了通知〕

第 号
令和 年 月 日

(県・市町) 立 (通級指導校) 学校
校長 様

(県・市町) 教育委員会
教育長 印

通級による指導の児童生徒について (通知)

このことについて、〇〇教育委員会教育長より別添 (写) のとおり通知があったので通知します。

令和 年度 指導の記録

児童生徒 氏名	1学期		2学期		(市町)立 学校		
	自立活動 <small>各教科の内容を取り扱いながら行う学習</small>	在学 指導者名	自立活動 <small>各教科の内容を取り扱いながら行う学習</small>	指導時間	曜日	時分～時分	時間
学習の記録	自立活動		自立活動		学年のまとめ (指導要録記載事項)		
	授業日数		授業日数				
	出席停止・忌引等の日数		出席停止・忌引等の日数				
	出席しなければならぬ日		出席しなければならぬ日				
	欠席日数		欠席日数				
出席日数		出席日数					
出席の記録	授業日数		授業日数				授業日数
	出席停止・忌引等の日数		出席停止・忌引等の日数				出席停止・忌引等の日数
	出席しなければならぬ日		出席しなければならぬ日				出席しなければならぬ日
	欠席日数		欠席日数				欠席日数
	出席日数		出席日数				出席日数

資料2

「個別の指導計画」様式例・記入例

個別の指導計画

(. . . 作成) 担任名

氏名		生年月日	年	月	日	歳	第	学年	組
現在の 実態	子ども保護者の 願い								
	学習面								
	生活・行動面								
	社会性・情緒面								
重点的に取り組 む指導の観点									

今年度の目標(長期目標)		主な指導の場
学習面		
生活面・ 行動面		
社会性・ 対人関係		


(1) 学 期 の 取 り 組 み			
指 導 目 標 (短期目標)	指 導 の 手 立 て	評 価 (◎ ○ △)	来 学 期 の 指 導 の 方 向 性
学 習 面 / 生 活 ・ 行 動 面 社 会 性 ・ 対 人 関 係 面			
(2) 学 期 の 取 り 組 み			
指 導 目 標 (短期目標)	指 導 の 手 立 て	評 価 (◎ ○ △)	来 学 期 の 指 導 の 方 向 性
学 習 面 / 生 活 ・ 行 動 面 社 会 性 ・ 対 人 関 係 面			
(3) 学 期 の 取 り 組 み			
指 導 目 標 (短期目標)	指 導 の 手 立 て	評 価 (◎ ○ △)	来 年 度 の 指 導 の 方 向 性
学 習 面 / 生 活 ・ 行 動 面 社 会 性 ・ 対 人 関 係 面			


※評価：◎おおむね達成した ○一部達成した △達成していない

個別の指導計画

作成のポイント

(. . . 作成) 担任名

氏名	生年月日	年 月 日	歳	第 学年 組	
現在の 実態	子ども保護者の 願い	※できるだけ、保護者や本人の願いを取り入れ、計画・評価に参画してもらうことが望まれます。			
	学習面	※教科等の習得状況、学習習慣の形成、学習意欲、学習上の配慮事項など		 「現在の実態」の欄は、できるだけ多く記入しましょう。 ※「学習面(遊び・運動面)」、「生活・行動面」、「社会性・情緒面」の3項目について、できるだけ多くの情報を書き込みます。 ※つまずきや課題だけでなく、得意なことも指導・支援のヒントになることが考えられるので、できるだけ記入しましょう。	
	生活・行動面	※基本的な生活習慣、健康面の状態、安全、生活リズムなど			
	社会性・情緒面	※興味・関心、指示理解、意思表示、情緒、集中力など			
	※学校生活を送る上で、気がかりな行動の様子とその行動が起こるきっかけとなる事柄や状況などを記入します。				
重点的に 取り組む 指導の 観点	※上記の実態を総合的に分析し、生活や学習上の困難を改善・克服するために、重点的に取り組む指導の観点をまとめ、箇条書きで記入します。				

今年度の目標(長期目標)		主な指導の場
学習面	※一年間程度の期間を設定して目標をたてます。	※学校内で考えられる学びの場から、目標達成に向けた指導の場を記入します。
生活行動面・ 社会性・ 対人関係	 「長期目標」は、優先順位をつけて、2~3項目に絞ってたてましょう。 ※緊急性があるもの、成果が期待できるものから優先的に設定しましょう。 ※必要に応じて、見直しや修正をしましょう。 ※将来の自立や社会参加につながる目標を設定しましょう。	

() 学 期 の 取 り 組 み

		指導目標（短期目標）	指導の手立て
学習面／生活・対人関係 社会性・対人関係		<p>※学期ごとの期間を設定して目標をたてます。</p> <p>🔑「短期目標」は、具体的な目標をたてましょう。</p> <p>※数値目標を明示するなど、できるだけ肯定的で具体的な記述にしましょう。</p> <p>※スモールステップの課題を意識して設定しましょう。</p> <p>※評価が可能な目標をたてましょう。</p>	<p>※短期目標を達成するために必要な支援内容や方法を設定します。</p> <p>🔑目標達成のための、具体的な手立てを設定しましょう。</p> <p>※幼児児童生徒の特性に配慮し、無理なく取り組めるようにしましょう。</p> <p>※受検上の配慮につながるとされる支援等、「合理的配慮」として実施する配慮について具体的に記入しましょう。</p>
		評 価 (◎ ○ △)	来学期の指導の方向性
学習面／生活・対人関係 社会性・対人関係	◎	<p>※学習評価について、幼児児童生徒の立場で記入します。</p>	<p>※評価に基づき、来学期(年度)の方向性を記入します。</p>
	○ △	<p>🔑「評価は、できるだけ可視化しましょう。</p> <p>※学期の取組について、3段階で評価しましょう。(◎:おおむね達成した、○:一部達成した、△:達成していない)</p>	<p>🔑教師側の評価を行い、見直しましょう。</p> <p>※指導の評価として、目標設定や指導内容・方法は適切であったかなどの観点で見直し、改善しましょう。</p>

() 学 期 の 取 り 組 み

		指導目標（短期目標）	具体的手立て
学習面／生活・対人関係 社会性・対人関係		<p>🔑前学期終了時の方向性を基に、指導目標や具体的手立てを設定しましょう。</p> <p>※目標が達成できた場合(◎)は、次の目標に移行しましょう。</p> <p>※目標が未達成の場合(○、△)は、目標を見直したり、手だてを変えて継続して取り組んだりしましょう。</p>	
		指導の評価 (◎ ○ △)	来学期の指導の方向性
学習面／生活・対人関係 社会性・対人関係	◎		
	○ △		

個別の指導計画

記入例

(. 作成) 担任名 ○ ○ ○ ○

氏名	○ ○ ○ ○	生年月日	年 月 日 13歳	第 1 学年 3 組
現在の生活・行動面の実態	子ども保護者の願い	<ul style="list-style-type: none"> ・勉強が分かるようになりたい。友だちと仲良くしたい。(本人) ・将来、自立した生活ができるようになってほしい。(保護者) 		
	学習面	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校4年生までの漢字の読み書きができるが、文章の読み取りや作文を書くことは苦手である。 ・足し算、引き算は、指を使って計算することができるが、文章題になると立式が難しい。 ・体を動かすことは好きで、体育の学習には意欲的に取り組む。 		
	生活・行動面	<ul style="list-style-type: none"> ・休み時間、外で元気に遊ぶことができている。 ・毎日、げんきのよい挨拶をすることができる。 ・清掃や作業活動にまじめに取り組むことができる。 ・顔洗い、歯磨き、服装を整えることができていることが多い。 		
	社会性・情緒面	<ul style="list-style-type: none"> ・教師の話を聞いているが、内容を理解していないことがあり、行動が不十分なことがある。 ・自分のしたいことを譲れず、思いを押し通してしまうのでトラブルになることがある。 ・誰にでも親しみを込めて話しかけることができる。 		
重点的に取り組む指導の観点	<ul style="list-style-type: none"> ・文章を読んだり、書いたりする力を身に付ける。 ・体を清潔に保ち、服装を整える。 ・友だちとのかかわりの中で、我慢したり、譲ったりする。 			

今年度の目標(長期目標)		主な指導の場
学習面	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校中学年程度の文章を読んだり、書いたりすることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学級 ・定期考査
生活行動面・	<ul style="list-style-type: none"> ・自分で体を清潔に保ち、服装を整えることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学級 ・学校生活全般
対人関係	<ul style="list-style-type: none"> ・友だちとのかかわりの中で、我慢したり、譲ったりすることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学級 ・交流学級 ・学校生活全般

(1) 学 期 の 取 り 組 み				
指 導 目 標 (短期目標)	指 導 の 手 立 て	指 導 の 評 価 (◎ ○ △)	来 学 期 の 指 導 の 方 向 性	
学 習 面 / 生 活 ・ 行 動 面 社 会 性 ・ 対 人 関 係 面	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校低学年程度の短い文章を読んだ内容を理解することができる。 ・ 顔洗い、歯磨き、服装を整えることが出来る。 ・ 特別支援学級の友だちとのかわわりの中で、我慢したり、譲ったりすることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 読解ドリルを実施することで、継続的に練習し、習得できるようにする。 ・ 朝の会で、顔洗い、歯磨き等について確認し、できていたら好きなキャラクターのシールを貼る。服装が乱れていた声をかける。 ・ 道徳の学習で身近な問題について考えたり、ソーシャルスキルトレーニングを取り入れたりする。 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 5W1Hを意識したり、さし絵などを手がかりにしたりして、2年生程度の文章の読解ができるようになってきた。 ○ 顔洗い、歯磨きは雑ではあるができていくことが増えた。服装は乱れていることが多い。 △ その場になると自分の気持ちを抑制されず、友だちとトラブルになることがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目標が達成できたので、目標を変えて取り組む。 ・ 良い服装を意識できるように視覚的支援を取り入れる。 ・ 実際の場面において注意するより、できたことを褒めるようにし、自尊感情を高める。

(2) 学 期 の 取 り 組 み				
指 導 目 標 (短期目標)	指 導 の 手 立 て	指 導 の 評 価 (◎ ○ △)	来 学 期 の 指 導 の 方 向 性	
学 習 面 / 生 活 ・ 行 動 面 社 会 性 ・ 対 人 関 係 面	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自分の経験したことについて、5分程度の作文が書ける。 ・ 服装を整える習慣を付ける。 ・ 特別支援学級の友だちとのかわわりの中で、我慢したり、譲ったりすることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行事や活動の振り返りとして、写真やビデオを手がかりに作文や日記を書く機会を設ける。 ・ よい服装を鏡の横に掲示し、すぐに自分の服装と見比べて点検できるようにする。 ・ 学習や遊びの中で、友だちと一緒にルールを決め、我慢したり、譲ったりできたことを褒める。 		

(3) 学 期 の 取 り 組 み				
指 導 目 標 (短期目標)	指 導 の 手 立 て	指 導 の 評 価 (◎ ○ △)	来 学 期 の 指 導 の 方 向 性	
学 習 面 / 生 活 ・ 行 動 面 社 会 性 ・ 対 人 関 係 面				

※評価：◎おおむね達成した ○一部達成した △達成していない

子どもたちを豊かに支える相談支援ファイル

サポートファイル



「かけはし」



乳幼児から成人に至るまで、専門機関の連携による
一貫した支援の実現を目指します！

このファイルは、平成21年度 厚生労働省「発達障害者支援体制整備事業」及び文部科学省「発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業」のもとで、香川県障害福祉課、子育て支援課、教育委員会が共同して作成し推進しているものです。

保護者の皆様へ

(サポートファイル「かけはし」について)

1 ファイルについて

本ファイルは、お子様の成長に従って保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学、専門学校、そして就労にいたる各段階において記入し、お子様への指導・支援を円滑に行い、また移行、継続していくことを目的とします。

作成に当たっては、教育、医療、福祉、保健、労働等の各関係諸機関の担当者が、会議を開き、共通理解のもとに作成しています。

このファイルの作成は、お子様の「支援を要する内容」や「継続的支援によって変容した内容」、また、どのような機関と連携を図り、どのような支援者と関わってきたか等、後々の支援者にその情報を引き継ぐこととなり、一貫した指導・支援を実現するためにとても有効です。

2 ファイルの記入について

お子様の発育過程で、何らかの気づきにより、学校園（所）や病院、福祉機関等に相談された結果、支援を受けることとなった段階から記入します。ファイルの各項目は、保護者の方が書く欄と、各支援者が支援内容やその評価を書く欄からなり、それぞれの支援者が保護者の方と相談しながら記入していくこととなっています。

教育、医療、福祉等の各支援機関が情報を共有し、有効で効果的な支援ができるよう、お子様の成長に即して記入していきます。

3 ファイルの管理について

ファイルは、保護者の方で管理をお願いします。個人情報に記載されていくこととなりますから、紛失しないように大切に管理してください。

記入の際は、ファイルを保護者が持参し、支援者とともに相談しながら定期的に記入していくこととなります。

お子様を支援する際に、各支援機関が共通して認識しておくことで、その後の支援・指導に有効となる内容をしっかり考えて記入します。ファイル自体の管理も大切ですが、記載内容の管理もとても大切です。

4 守秘義務について

本ファイルを記入する者、もしくは記載内容を参考として支援をする者が、本ファイルに記載されている内容やお子様の支援状況、さらには家庭的、個人的諸事情等においてその情報を公開することはありません。本内容は、あくまでも継続的・包括的な指導・支援をするために活用するもので、それ以外の目的で使用するものではありません。

ファイル I (基礎情報)

初記入年月日 (令和 年 月 日)

ふりがな 氏名		性別	男・女	生年 月日	平成・令和	年	月	日
ふりがな 保護者 氏名		住所	〒					
		TEL	TEL					
家 族 構 成	続柄	氏名	生年	続柄	氏名	生年		
備考								

相談の きっかけ	相談者 () 記載者 ()			
幼児・児童・生徒の各成長段階における様態				記入者
各教育段階	よい点 (得意なこと・好きなこと)	気になる点 (苦手なこと)	配慮点	
3歳児 (3歳時に記入)				
就学前 (6歳時に記入)				
小学校(前) (小3修了時に記入)				
小学校(後) (小6卒業時に記入)				
中学校 (中3卒業時に記入)				
高等学校 (卒業時に記入)				
大学 専門学校 その他				

訓練歴 相談歴 健診歴 利用機関等	年月日	支援機関名	支援者名	様態像 (障害名・病名) 年月日・病院名・医師名		
				医療歴	年月日	受診医療機関名

検査結果等	年月日	支援機関名	支援者名	手帳等	名称	種別・級	年月日	備考
各種福祉サービス受給状況								

教育諸機関在籍歴			
期間	校園(所)名	期間	校園(所)名

ファイルⅡ (長期展望と支援)

氏名 ()

(No.)

本人・保護者 願 い ・ 日 標 (年 月 日)	支 援 の 方 針 ・ 内 容 ・ 評 価 等	機 関 ・ 担 当 者 名 (年 月 日)

子どもの出生・発達記録

記入者（ ） 記入日（令和 年 月 日）

該当項目に○印または必要事項を記入しましょう。

◆妊娠中の状態

- 父母の健康状態 母親： [健康 よくない（病名： ）]
父親： [健康 よくない（病名： ）]
- 次のような状態がありましたか [妊娠中毒症 異常出血 流産しかけた その他]
- 薬を飲んでいましたか [飲んでいない 飲んでいた（薬 ）]
- たばこを吸っていましたか [吸っていない 吸っていた（日 本）]
- お酒を飲んでいましたか [飲んでいない 飲んでいた（日 本）]
- その他、医師や助産師等から何か指導を受けたことがありますか。
[]

◆出産時の状態

- 出生時の父母年齢 [父親（ ）歳 母親（ ）歳]
- 妊娠期間 （ ）週
- 分娩状態 [特に問題なし 帝王切開 微弱陣痛 鉗子分娩 吸引分娩
早期破水 無痛分娩 仮死状態 異常体位 その他（ ）]
- 分娩所要時間等 [（ ）時間]

◆新生児の状態

身長	c m	胸 囲	c m	胎 数	単・多（ 胎）
体 重	g	頭 囲	c m	保育器	無・有（ 日）

- 健康状態（哺乳力、黄疸等）
- 身体状態（身体機能等）
- その他

◆主な発達過程

わかる範囲で記入しましょう。

※「未」…未獲得のこと

- | | |
|------------------------------|-----------------------------------|
| ○ 首がすわる ()歳()月・未 | ○ 指さしをする ()歳()月・未 |
| ○ あやすと笑う ()歳()月・未 | ○ バイバイと手を振る ()歳()月・未 |
| ○ 寝返りをうつ ()歳()月・未 | ○ 一人で走る ()歳()月・未 |
| ○ お座りをする ()歳()月・未 | ○ 「パパ・ママ」など意味のあることばを話す ()歳()月・未 |
| ○ ハイハイをする ()歳()月・未 | ○ 「わんわん来た」などの二語文を話す ()歳()月・未 |
| ○ 人見知りをする ()歳()月・未 | ○ ごっこ遊びをする ()歳()月・未 |
| ○ おしゃべりをするように声を出す ()歳()月・未 | ○ マル印をまねて書く ()歳()月・未 |
| ○ 呼ぶと振り向く ()歳()月・未 | ○ おむつがはずれる ()歳()月・未 |
| ○ 一人で立つ ()歳()月・未 | ○ ボタンをはめられる ()歳()月・未 |
| ○ 一人で歩く ()歳()月・未 | |
- 夜泣きがひどかった [はい ()歳頃) ・いいえ]
- 「ママ」など一旦出ていた言葉が出なくなった [ある ()歳頃) ・ない]
- 言葉以外でできていたことができなくなった [ある ()歳頃) ・ない]

◆乳幼児期の状態

該当する項目に○印をつけましょう。

年齢的特徴が見られた場合は、その年齢も記入しましょう。



■ 歩き始めてからの様子

- () ()歳頃) 落ち着かず、動き回り、目が離せなかった。
- () ()歳頃) じっとして動かないことが多かった。
- () ()歳頃) 迷子になることが多かった。

[その他:]

■ 言葉に関する問題

- () ()歳頃) 言葉が出るのが遅かった。
- () ()歳頃) 言葉が出るのは普通だったが、その後、語彙数が増えなかった。
- () ()歳頃) 話しかけられた言葉をそのまま返すこと(オーム返し)が多かった。
- () ()歳頃) 吃音が目立った。
- () ()歳頃) 家庭ではよくしゃべったが、人前ではしゃべらなかった。
- () ()歳頃) 自分の興味のあることを一方的にしゃべっていた。
- () ()歳頃) 話の内容が一貫せず何を言いたいのかよく分からないことがあった。
- () ()歳頃) 拗音・長音・促音などの発音が十分に発達しなかった。

[その他:]

■ 要求表現について

- () ()歳頃) 何でも自分でやってしまう
- () ()歳頃) 言葉で表現せず人の手を引っ張っていく。
- () ()歳頃) 指さしや身振りで表現する。

[その他:]

■ 特徴的行動

- () ()歳頃) あやしてくれる人と視線が合わなかった。
- () ()歳頃) 名前を呼んでも振り向かなかった。
- () ()歳頃) よく動き、着替えやおむつを替えるのが大変だった。
- () ()歳頃) 人との接触を嫌がり抱っこをすると体をよじるような行動をとった。
- () ()歳頃) 環境変化には過敏に反応した。
- () ()歳頃) 周りの子どもたちと遊ぶよりは一人で遊ぶことが多かった。
- () ()歳頃) 変わった遊びや癖があった。

[その他:]

職業等の記録

期 間 (年 月 ~ 年 月)	企 業 名 〈主な職務内容〉		年金・雇用保険等 (雇用保険の加入状況 失業等給付の状況 障害基礎年金の受給状況)
	(障害者職業センター等就労支援 ・訓練機関の利用も含む)	担当者等	
[学校卒業時]			

ファイル記入の手引き

本手引きは、保護者や記入者が、記載する内容を共通理解するためのものです。基本的には、ここに示した内容を記入してください。また、必要がある場合は、一部付加、変更することも可能です。記入例を添付していますので参考にしてください。

◆ ファイルⅠ（基礎情報）表

- ① 初記入年月日…本ファイルが一番はじめに作成記入した年月日。
 - ② 氏名（ふりがな）…対象の幼児・児童・生徒・学生（以下「対象者」という。）の氏名およびふりがな。
 - ③ 性別…対象者の性別。
 - ④ 生年月日…対象者の生年月日。
 - ⑤ 保護者氏名…対象者の保護者氏名およびふりがな。
保護者の変更に対応するため、上部より詰めて記入。
 - ⑥ 住所・TEL…保護者の住所、連絡先電話番号。保護者と対象者の住所等が異なる場合は、必要に応じて両方を記載。記載スペースが足りない場合は、⑦下欄の備考欄を活用するか、別紙に記入して添付する。
 - ⑦ 家族構成…対象者の家族構成。
続柄…兄弟姉妹については、「兄」・「弟」・「姉」・「妹」と記入する。
氏名…姓については、同一であれば省略してもよい。
生年…生年は、西暦、元号どちらでもよい。
元号で記載する場合は、アルファベットの頭文字で表記。
明治…M、大正…T、昭和…S、平成…H
- ※ ①～⑦については可能な限り保護者が記入する。

- ⑧ 相談等のきっかけ…教育・福祉・保健・医療等の機関へ相談や受診をしようと思ったきっかけ（気づき等）を記入する。

例：すぐ横で、名前を呼び、声をかけても、反応しないことがよくある。
耳が聞こえていないのではないかと思い耳鼻科を受診したが、異常なしと言われた。聴覚的認知困難があるのではないかと思い相談に来た。
相談者（ 母親 ） 記載者（〇〇〇〇，小児科医）

⑨ 各成長段階における様態

対象者の各成長段階の様態について、よい点、気になる点、配慮点を記入する。
記入は、それぞれの項目の（ ）内に記載されている時期に、顕著なもの、特徴的なものを中心に記入する。配慮点については、日常生活上の注意点や交友関係、学習上の配慮等が該当する。記入は、教育機関の関係者を中心にその他関係諸機関の担当者が保護者と相談しながら記入する。大学等への進学後、記入できる支援者がいない場合は、保護者が記入する。これらの情報は、移行支援に生かされることはもちろん、対象の子どもの様態変化を端的に伝える上でも意味のあるものである。

◆ ファイルⅠ（基礎情報）裏

⑩ 訓練歴・相談歴・健診歴・利用機関等

対象者の訓練歴、相談歴、健診歴、利用機関等を記入する。詳細内容は、「支援ファイルⅡ」に記入する。ここでは、年月日、支援機関名、支援者のみを記入する。記入しきれない場合は別紙に記入し添付する。

⑪ 様態像（障害名・病名等）、年月日、病院名・医師名…様態について記入する。医療機関を受診し、診断を受けた場合はその内容を同欄に記入する。記入は、医師もしくは保護者が行う。診断名が年齢に応じて変化した場合も、同欄に記入する。

（保護者が行う場合は医師から聞き取った内容を記入する。）

⑫ 医療歴…医療機関の受診・指導歴を記入。同医療機関に継続的に受診している場合は、年月日欄にその期間を記入する。詳細内容は、「支援ファイルⅡ」に記入する。ここでは、受診年月日と医療機関名のみを記入する。

⑬ 検査結果等…発達検査・心理検査・適性検査等の、各種検査について、検査を受けた年月日、検査名と結果、検査者名を記入する。

⑭ 手帳等…身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等について、各手帳の名称、種別・等級、取得年月日を記入する。複数の手帳を有する場合はすべてを記入する。

⑮ 各種福祉サービス受給状況

障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス（介護給付費・訓練等給付費）、さらには、各市町独自に支給される福祉サービス等を記入する。この情報は、関係諸機関が連携的に支援する上で参考となる。

主なサービス…特別障害者手当、障害児福祉手当、児童扶養手当、特別児童福祉手当行動援護、補装具の交付、日常生活用具の給付、児童デイサービス、短期入所等

⑯ 教育諸機関在籍歴

教育機関の在籍歴を記入する。保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の在籍歴となる。転校歴等も記入する。この情報は、学校園間連携をする上で参考とする。

◆ ファイルⅡ（長期展望と支援）

⑰ 氏名…対象者の氏名を記入する。

⑱ No. …記入枚数に応じて順次ファイルナンバーを記入する。1・2・3……。

⑲ 本人・保護者の願い・目標

本人・保護者の様態変容に関する願いや目標を記入。この記入に基づき、家庭および各支援機関は、本人・保護者と相談の上、支援方針を決め、支援を実践していく。

⑳ 支援の方針・内容・評価

家庭および各支援機関は、支援方針、具体的な支援内容を記入する。支援の状況に応じて適宜評価を行い、支援方針の改善および発展を思考し記入していく。また、支援機関、支援担当者、支援年月日も記入し、経年の支援状況の詳細が把握できるよう具体的に記入する。

※ 記入に関しては、時系列とし、支援のない欄は空白とする。例えば、家庭・学校等の欄に記入し、その期間、それ以外の「教育、福祉、医療、保健、労働等」の支援を受けていない場合は、その欄は空白となる。

ファイル I (基礎情報)

記入サンプル 1

初記入年月日 (平成 27 年 4 月 7 日)

ふりがな 氏名	△△△ △△△ 〇〇 〇〇	性別	男	生年 月日	平成・令和 15 年 6 月 7 日	
ふりがな 保護者 氏名	△△△ △△△ 〇〇 〇〇	住所	〒◇◇◇◇-◇◇◇◇ 〇〇市〇〇町〇〇◇◇◇◇番地◇			
		TEL	Tel ◇◇◇◇-◇◇◇◇-◇◇◇◇			
家族 構成	続柄	氏名	生年	続柄	氏名	生年
	父	〇〇 〇〇	19〇〇年			
	母	〇〇 〇〇	19〇〇年			
	妹	〇〇 〇〇	20〇〇年			
備考						

相談の きっかけ	幼稚園の頃から落ち着きがなかったが、小3になっても興味関心のあることだけで頭がいっぱいになってしまい、自分をコントロールできず、対人関係もうまくいかないので医療機関に相談した。 相談者 (母親) 記載者 (〇〇小学校 〇〇 〇〇)				
幼児・児童・生徒の各成長段階における様態					記入者
各教育段階	よい点 (得意なこと・好きなこと)	気になる点 (苦手なこと)	配慮点	〇〇	
3歳児 (3歳時に記入)	・人懐こく、人見知りしない。 (母より)	・よく動き落ち着かない。 (母より)	初記入時以前の段階は、保護者、教師等に聴取し、記入可能であれば分かる範囲で記入することとする。	〇〇	
就学前 (6歳時に記入)	・明るく元気。 ・TVゲーム好き (母より)	・順番が待てない。 ・絵本を読むのが苦手		〇〇	
小学校(前) (小3修了時に記入)	・理解が速く計算が得意。 ・ポケモンが好き。(前担任)	・話し出すと止まらない。 ・ケラミスが多い。(前担任)	・聞き漏らしが多いので個別の声かけをする。	〇〇	
小学校(後) (小6卒業時に記入)	・好きなことは長時間集中できる。 ・パソコンが得意。	・感情的になり、友達とうまくいかず落ち込むことがある。	・得意なことを生かし自己肯定感を高める。 ・自分を客観的に振り返る訓練をする。	〇〇	
中学校 (中3卒業時に記入)	・部活動を通して体力、忍耐力が身につく。 ・テニス部	・携帯電話に夢中である。 ・読書はあまりしない。	・得意なことを生かし自己肯定感を高める。 ・好きなことは時間やルールを決めてする。	〇〇	
高等学校 (卒業時に記入)					
大学 専門学校 その他					

訓練歴 相談歴 健診歴 利用機関等	年月日	支援機関名	支援者名	様態像 (障害名・病名) 年月日・病院名・医師名	
	26.8.3	香川大学教育学部特別支援教室すばる(相談)	○○○○	離席や忘れ物が多く、集中して物事に取り組むことが難しい (ADHD) (H24.8.26) ◇◇◇◇病院、◇◇医師	
	29.11.2	発達障害者支援センターアルプスかがわ(相談)	○○○○	不注意に加え、学習内容の定着が難しく、特に漢字の読み書きや作文には苦手意識を強くもっている。(ADHD、LD)(H25,1,10) ○○○○病院、△△医師	
				医療歴	年月日 受診医療機関名 24.8.26 ◇◇◇◇病院・◇◇医師 (リタリン服用 朝1/2) 25.1.10 ◇◇◇◇病院・◇◇医師 (リタリン服用 朝1 昼1/2) 27.10.9 ◇◇◇◇病院・◇◇医師 (リタリン服用 朝1) 31.3.5 ◇◇◇◇病院・◇◇医師 (コンサータ服用 朝1/2)

検査結果等	年月日	支援機関名	支援者名	手帳等	名称	種別・級	年月日	備考
	28.8.1	WISC-III (FIQ100)	○○					
	30.5.1	WISC-III (FIQ101)	○○					
各種福祉サービス受給状況								

教育諸機関在籍歴			
期間	校園(所)名	期間	校園(所)名
H19.4~H22.3	◇◇幼稚園	H31.4~	香川県立◇◇高等学校(全日制)
H22.4~H28.3	◇◇町立◇◇小学校		
H28.4~H31.3	◇◇町立◇◇中学校		

ファイルⅡ (長期展望と支援)

記入サンプルⅠ

氏名 (〇〇 〇〇)

()

(No. 1)

本人・保護者 願 い ・ 目 標 (年 月 日)	支 援 の 方 針 ・ 内 容 ・ 評 価 等	機 関 ・ 担 当 者 名 (年 月 日)
<p>(H27.9.7)</p> <p>本人：友達と一緒に楽しみたい。</p> <p>保護者：落ち着いて勉強したり、話を聞いたりすることができるようになって欲しい。</p>	<p>【支援方針】</p> <p>家庭、学校：うまくできたことや頑張れていることを具体的に伝えていく。</p> <p>学校：友達とのトラブルについては、シミュレーションや振り返りの機会をもつ。</p> <p>【評価：H28.3】</p> <p>「こうすればよかった」とカバーする方法を自分なりに見つけることができるようになった。(△△小学校, ○○○○)</p>	<p>(H27.9.26)</p> <p>◇◇病院◇◇医師</p>
<p>(H28.5.7)</p> <p>本人：部活動を頑張りたい。</p> <p>保護者：苦手なことにも少しずつ挑戦して、高校に進学して欲しい。</p>	<p>【支援方針】</p> <p>家庭、学校：うまくできたことや頑張れていることを具体的に伝えていく。</p> <p>学校：学校生活、部活動を通して体力、ルール、人との接し方を身につけていく。</p> <p>【評価：H28.7】</p> <p>学校生活、特に部活動を通じて体力や忍耐力が身につく自信につながった。(△△中学校, ○○○○)</p>	<p>(H27.10.9)</p> <p>◇◇病院◇◇医師</p>
<p>(H28.7.20)</p> <p>本人：好きなパソコンを将来の仕事につなげられるようにしたい。</p> <p>保護者：将来の就労につながるよう進路を考えたり、学校生活を送ったりして欲しい。</p>		

ファイル I (基礎情報)

記入サンプル 2

初記入年月日 (平成18年11月1日)

ふりがな氏名	△△ △△ △△ △△	性別	男	生年月日	平成・令和 9年 4月 5日	
ふりがな保護者氏名	△△ △△ △△ △△	住所	〒◇◇◇◇-◇◇◇◇ ○○市○○町○○◇◇◇◇番地◇			
		TEL	Tel◇◇◇◇-◇◇◇-◇◇◇◇			
家族構成	続柄	氏名	生年	続柄	氏名	生年
	父	○○○○	S◇◇年	祖母	○○ ○○	S◇◇年
	母	○○ ○○	S◇◇年			
	弟	○○ ○○	H◇◇年			
	祖父	○○ ○○	S◇◇年			
備考：父○○ ○○ (平成28年8月死別)						

相談のきっかけ	・2歳を過ぎたあたりから、言葉が十分でないことと特定のものへのこだわりがあることから、心配していた。3歳児健診のとき市の保健師に相談したところ、○○園の療育センターを紹介された。 相談者 (母親) 記載者 (○○園療育センター ◇◇)			
幼児・児童・生徒の各成長段階における様態				記入者
各教育段階	よい点 (得意なこと・好きなこと)	気になる点 (苦手なこと)	配慮点	
3歳児 (3歳時に記入)	・ミニカーがあれば、落ち着いて過ごせる。	・大勢の中でいるときに指先で耳をふさいで動けなくなること。	・大勢の中で不安定なときは、イヤーマフをする。	○○
就学前 (6歳時に記入)	・車の名前をたくさん言える。	・言葉で十分説明できないときに、自分の手をかむこと。	・落ち着くためのスペースを確保しておく。	○○
小学校(前) (小3修了時に記入)	・広告紙を使ってゴミ箱を丁寧に折ることができる。 ・自転車に乗れる。	・自分の思いが通らないときに、物を投げたりすること。	・投げて危険なものは机の近くに置かないようにする。	○○
小学校(後) (小6卒業時に記入)	・手先を使った細かい作業課題に根気よく取り組むことができる。	・自転車に乗って、自由に出かけてしまうこと。	・自転車の鍵の管理をする。(許可制)	○○
中学校 (中3卒業時に記入)	・車のプラモデルを一人で作ることができる。	・一度に二つ以上の指示を理解することが苦手である。	・1回の指示は一つずつ、必要であれば写真なども用いる。	○○
高等部 高等学校 (卒業時に記入)	・糸鋸盤を使って組み木の細工を切ることができる。	・長時間の立ち仕事が苦手である。	・手先の細かさを生かせるために、座って取り組める仕事を目指す。	○○
大学 専門学校 その他				

訓練歴 相談歴 健診歴 利用機関等	年月日	支援機関名	支援者名	様態像 (障害名・病名) 年月日・病院名・医師名	
	H10.8.1	・1歳半健診	〇〇	自閉症 (ADHD) (H15.3.28) ◇◇◇◇病院、◇◇医師	
	H11.7.3	・市保健センター (発達相談)	〇〇		
	H12.7.3	・3歳児健診	〇〇		
	H12.9.1	・◇◇園療育センター (言語訓練と感覚訓練)	〇〇		
	H15.1.8	・児童相談所 (発達相談)	〇〇	年月日 受診医療機関名	H15.3.2 ◇◇病院・◇◇医師
	H15.6.9	・◇◇リハビリセンター (言語訓練と作業訓練)	〇〇		
中略					
H28.4.1	・香川障害者職業センター (ジョブコーチ支援)	〇〇	医療歴		

検査結果等	年月日	支援機関名	支援者名	手帳等	名称	種別・級	年月日	備考
	H15.2.9	田中ビネー (IQ65)	〇〇 (知更相)		療育手帳	B	H15.3.20	
	中略							
	H22.7.30	WISC-III (FIQ59)	〇〇 (〇〇中担任)		療育手帳	㊸	H27.3.18	
H27.3.1	田中ビネー (IQ60)	〇〇 (障害福祉相談所)						

各種福祉サービス受給状況

- ・特別児童手当受給
- ・地域生活支援事業利用者証

教育諸機関在籍歴

期間	校園(所)名	期間	校園(所)名
H10.4~H13.3	◇◇保育所	H22.4~H25.3	◇◇市立◇◇中学校 (知的障害児学級)
H13.4~H16.3	◇◇市立◇◇幼稚園	H25.4~H28.3	香川県立◇◇養護学校
H16.4~H22.3	◇◇市立◇◇小学校 (知的障害児学級)		

ファイルⅡ (長期展望と支援)

記入サンプル2

氏名 (〇〇 〇〇)

(No. ◇)

本人・保護者		支援の方針・内容・評価等	
願い・目標 (年月日)	家庭・学校等	教育・福祉・医療 保健・労働等	機関・担当者名 (年月日)
<p>・本人に合ったコミュニケーション方法を身につけ、思いを伝えられようになる。 (H15.6.9)</p> <p>〔特別支援学校高等部2年頃〕</p> <p>・卒業後は一般企業で就職したい。 (H26.5.10)</p>	<p>【方針】・父親と自閉症親の会主催のコミュニケーション方法の勉強会に参加する。(家庭) (H15.8.9)</p> <p>中略</p> <p>【方針】自閉症のこだわりと手先の巧緻性を生かせる現場実習先をハローワークと連携して開拓する。(学校)</p> <p>・家庭でも、実習可能な企業について情報収集し、学校に連絡する。(家庭)</p> <p>【評価と方針】〇〇株式会社へ3週間の現場実習が決定した。実習先での就職を目指して家庭と学校が協力して取り組む。</p> <p>中略</p>	<p>【方針】・言語療法により言語の発達を促したり、感覚訓練により体幹をしっかり保てたりするよう指導する。</p> <p>【方針】学校の要請により、本人の適正に応じた企業の情報提供及び求人紹介を行う。</p> <p>【方針】実習期間中、学校職員と実習先に同行し、今後の方向性について検討する。</p>	<p>・〇〇療育センター 言語聴覚士：〇〇〇〇 (H15.11～)</p> <p>・ハローワーク〇〇 学卒担当：〇〇〇〇 (H26.6.9)</p> <p>・ハローワーク〇〇 学卒担当：〇〇〇〇 (H27.5.19)</p>
<p>〔特別支援学校高等部卒業前〕</p> <p>・〇〇株式会社での就職を希望する。 (H28.2.1)</p>	<p>【方針】</p> <p>・卒業後最低3年間は、定期的に職場を訪問し状況を伺う。(学校)</p> <p>・毎日休まず通勤できるように、生活リズムと食生活に気を配る。(家庭)</p> <p>・職場での安定を図るために、障害者職業センターのジョブコーチを活用する。(学校・家庭)</p> <p>・生活面での支援が必要になった場合も考え、就業・生活支援センター〇〇〇に登録する。(家庭)</p>	<p>【方針】</p> <p>・連絡ノートを作成し、家庭と会社間の連絡を密にする。(〇〇株式会社・家庭)</p> <p>・ジョブコーチ支援を行う。(障害者職業センター)</p> <p>・定期的に、職場を訪問し、ジョブコーチと連携しながら状況を把握する。</p>	<p>・〇〇株式会社 〇〇さん (H28.2.19)</p> <p>・職業センター 〇〇さん (H28.4.1)</p> <p>・ハローワーク〇〇 特別援助部門：〇〇さん (H28.6.17)</p>

職業等の記録

記入サンプル

期 間 (年 月 ～ 年 月)	企 業 名 等 〈主な職務内容〉		年金・雇用保険等 (雇用保険の加入状況 失業等給付の状況 障害基礎年金の受給状況)
	(障害者職業センター等就労支援 ・訓練機関の利用も含む)	担当者等	
[学校卒業時] (H28年4月 ～R1年12月)	特別養護老人ホーム〇〇苑 〈給食業務補助等〉	◇◇主任	厚生年金・雇用保険加入 (H28.4～R1.12)
(R2年1月～	香川障害者職業センター 〈職業準備訓練〉	◇◇ カウンセラー	失業等給付(R2.1～

資料4

自立活動の指導目標・指導内容設定シート

学部・学年	
障害の種類・程度や状態等	

実態把握	① 障害の状態、発達や経験の程度、興味・関心、学習や生活の中で見られる長所やよさ、課題等について情報収集



②-1 収集した情報(①)を自立活動の区分に即して整理する					
健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション

②-2 収集した情報(①)を学习上又は生活上の困難や、これまでの学習状況の視点から整理する

②-3 収集した情報(①)を〇〇年後の姿の観点から整理する



指導すべき課題の整理	③ ①をもとに②-1, ②-2, ②-3で整理した情報から課題を抽出する

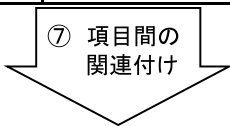


④ ③で整理した課題同士がどのように関連しているかを整理し、中心的な課題を導き出す



⑤ ④に基づき設定した指導目標	
課題同士の関係を整理 する中で今指導すべき 目標として	

⑥ ⑤を達成するために必要な項目を選定する(選定した項目のセルを塗りつぶし)						
指導目標を達成するために必要な項目の選定	健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション
	①生活のリズムや生活習慣の形成	①情緒の安定	①他者とのかかわりの基礎	①保有する感覚の活用	①姿勢と運動・動作の基本技能	①コミュニケーションの基礎的能力
	②病気の状態の理解と生活管理	②状況の理解と変化への対応	②他者の意図や感情の理解	②感覚や認知の特性についての理解と対応	②姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用	②言語の受容と表出
	③身体各部の状態の理解と養護	③障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲	③自己の理解と行動の調整	③感覚の補助及び代行手段の活用	③日常生活に必要な基本動作	③言語の形成と活用
	④障害の特性の理解と生活環境の調整		④集団への参加の基礎	④感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動	④身体の移動能力	④コミュニケーション手段の選択と活用
	⑤健康状態の維持・改善			⑤認知や行動の手掛かりとなる概念の形成	⑤作業に必要な動作と円滑な遂行	⑤状況に応じたコミュニケーション



⑧ 具体的な指導内容					
選定した項目を関連付けて具体的な指導内容を設定	ア	イ	ウ	エ	オ

資料 5

公立高等学校入学者選抜における特別措置

(「香川県公立高等学校入学者選抜実施細目」より抜粋)

※内容については変更することがありますので、香川県教育委員会高校教育課のHPも参照してください。

特別措置願書・・・受検上の特別な配慮が必要な場合に作成します。

様式 7

特別措置願書

令和 年 月 日

香川県 高等学校長 殿

中学校長 氏名

印

志願者氏名 _____ (性別)

上記の志願者に対し、下記により、受検上の特別な措置をお願いします。

記

1 障害の状況等

2 中学校等での定期考査や授業等における配慮事項

3 希望する措置事項

4 その他

(注) 1 「1 障害の状況等」、「2 中学校等での定期考査や授業等における配慮事項」、「3 希望する措置事項」については、具体的に記入すること。
2 「4 その他」については、特記すべきことがある場合、記入すること。
3 「個別の指導計画」、「個別の教育支援計画」を作成している場合は、保護者の了解を得たうえで添付すること。
4 平成26年3月以前に中学校を卒業した入学志願者については、原則として障害の程度を証明できる資料を添付すること。

学力検査等における特別措置

障害のある入学志願者について、受検上の特別な配慮が必要な場合は、中学校と十分に相談し、以下の手続きをとってください。

- 中学校長は、保護者と十分に連携をとり、共通理解を図ったうえで、「特別措置願書」を作成し、高校へ提出する。
- 高等学校長は、検査等において特別措置を必要とする志願者について、中学校長と十分に連絡をとるとともに、特別措置の内容について、高校教育課と協議のうえ、適切な措置を決定する。この場合において、中学校等での定期考査や授業等における配慮事項をふまえて決定するものとする。

なお、下の表に、これまでの香川県公立高等学校入学者選抜において実施した特別措置の内容の一部を示していますので、参考にしてください。

障害の状況等	特別措置の内容
聴覚に障害のある場合	英語聞き取り問題において、座席を最前列とする
	補聴器の使用を認める
	英語聞き取り問題において、補聴器等を使用しても聞き取りが困難な受検者に対して、英語聞き取り問題の代替問題を作成し、別室で受検することを認める
視覚に障害のある場合	拡大鏡の使用を認める
	問題用紙、解答用紙を拡大する
	別室で時間延長をして、受検することを認める
肢体不自由の場合	車椅子の使用を認める
知的障害のある場合	問題用紙と解答用紙を連結した問題を作成し、受検することを認める
	適性検査問題において、問題文の漢字にルビをふった問題を作成し、受検することを認める
学習障害のある場合	学力検査の「国語」において、検査時間を15分延長することを認める
喘息の場合	携帯用吸入器の持込を認める
糖尿病の場合	座席を出入口付近とし、室外での補食を認める
その他	通常の受検室で受検することが困難な受検者に対して、別室での受検を認める
	介助が必要と認められる受検者に対して、介助者を配置することを認める

くわしくは、県教育委員会事務局高校教育課（087-832-3750）へ

資料6 一般就労・就労系障害福祉サービス

1 一般就労<企業、特例子会社（※）>

①一般就労

- ・ 正社員として就職
- ・ 契約社員として就職
- ・ パートとして就職

（※）障害者の雇用の促進及び安定を図るため、事業主が障害者の雇用に特別の配慮をした子会社

2 就労系障害福祉サービス

望む生活のスタイル、自宅からの距離、通所手段・送迎の有無、施設設備（バリアフリー等）などを考慮して、自分に合った進路先を見つけましょう！

卒業後の望む生活	サービス名・内容	備考
一般企業に就職したい！	<p>☆就労移行支援事業（職業訓練型）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般就労を希望する人に、概ね2年の間、個別支援計画に基づき、一般企業等への就労に向けて必要な知識、能力の訓練を行います。 ・ サービス内容は、事業所内や企業での作業や実習、適性に合った職場探し、就職後の職場定着支援などです。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害支援区分による利用制限はありません。 ・ 利用期間が限定されています。（標準利用期間：2年）
福祉サービス事業所でしっかり働きたい！	<p>☆就労継続支援A型事業（雇用型）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般企業等で雇用されるのが困難な人に、就労の機会を設け、職業能力の向上を図るためのサービスです。 ・ 利用者と雇用契約（最低賃金を保証）を結ぶと共に、必要に応じて一般就労への移行に向けた支援も行われます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害支援区分による利用制限はありませんが、利用には一般就労並みの働く力、生活力が求められることがあります。 ・ 雇用契約に基づき、給料が支払われます。
自分のペースで働きたい！	<p>☆就労継続支援B型事業（非雇用型）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般企業等で雇用されるのが困難な人に、就労の機会を設け、職業能力の向上を図るためのサービスです。 ・ 卒業後すぐに利用するためには、在学中に就労移行支援事業所等で利用のためのアセスメントを受ける必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害支援区分による利用制限はありません。 ・ 事業所裁量の工賃が支払われます。雇用契約はありません。

引用・参考文献

- 特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）
（平成 15 年 3 月）
- 中央教育審議会「特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申）」（平成 17 年 12 月）
- 中央教育審議会「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の
推進（報告）」（平成 24 年 7 月）
- 文部科学省「小学校学習指導要領（平成 29 年告示）解説 総則編」東洋館出版社（平成 29 年 7 月）
- 文部科学省「中学校学習指導要領（平成 29 年告示）解説 総則編」東山書房（平成 29 年 7 月）
- 文部科学省「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 総則等編（幼稚部・小学部・中学部）」開隆
堂（平成 30 年 3 月）
- 文部科学省「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編（幼稚部・小学部・中学部）」開
隆堂（平成 30 年 3 月）
- 文部科学省「特別支援学校学習指導要領解説 各教科等編（小学部・中学部）」開隆堂
（平成 30 年 3 月）
- 文部科学省「改訂版 通級による指導の手引 解説と Q&A」第一法規（平成 19 年 1 月）
- 文部科学省「教育支援資料～障害のある子供の就学手続と早期からの一貫した支援の充実～」
（平成 25 年 10 月）
- 秋田県総合教育センター「特別支援学級新担任の手引」（平成 20 年）
- 北海道立特別支援教育センター「特別支援学級担任のガイドブック（改訂版）」（平成 22 年）
- 香川県教育委員会「かがわ特別支援教育推進プラン」香川県教育委員会事務局特別支援教育課
（平成 19 年 3 月）
- 香川県教育委員会「かがわの交流及び共同学習実践事例集 ～ともに学び、ともに生きる～」
香川県教育委員会事務局特別支援教育課（平成 20 年 3 月）
- 香川県教育委員会「教員のための 特別支援教育ガイドブック」
香川県教育委員会事務局特別支援教育課（平成 21 年 3 月）
- 香川県教育委員会「特別支援教育支援員を効果的に活用するために ー特別支援教育の充実を目指し
てー」
香川県教育委員会事務局特別支援教育課（平成 25 年 3 月）

<情報提供>

文部科学省ホームページ 特別支援教育について

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main.htm

独立行政法人国立特別支援教育特別支援教育総合研究所ホームページ

<http://nc.nise.go.jp/>

インクルーシブ教育システム構築支援データベース（独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所）

<http://inclusive.nise.go.jp/>

全国特別支援教育推進連盟ホームページ

<http://suishinrenmei.c.occo.jp/>

香川県教育センターホームページ

<https://www.kagawa-edu.jp/educ/htdocs/>

【編集】

香川県教育委員会事務局 特別支援教育課

廣瀬 尚子（課長）

藤島 康浩（課長補佐）

藤田 明（副主幹兼主任指導主事）

山地 理代（副主幹）

三宅 貴将（主任指導主事）

稲田 典子（主任指導主事）

太田 茂（主任指導主事）

すべての教員のための
特別支援教育ハンドブック

令和2年3月

香川県教育委員会事務局 特別支援教育課

〒760-8582 香川県高松市天神前6番1号

TEL 087-832-3757

FAX 087-806-0232

URL▶<https://www.pref.kagawa.jp/kenkyoui/>

E-mail▶tokubetsushien@pref.kagawa.lg.jp